

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 2026年4月21日
【会社名】 アライドアーキテツ株式会社
【英訳名】 Allied Architects, Inc.
【代表者の役職氏名】 代表取締役会長 田中 裕志
【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号ウノサワ東急ビル4階
【電話番号】 03-6408-2791
【事務連絡者氏名】 執行役員 財務経理部長 水野 智博
【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号ウノサワ東急ビル4階
【電話番号】 03-6408-2791
【事務連絡者氏名】 執行役員 財務経理部長 水野 智博
【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式及び新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）
【届出の対象とした募集金額】
（株式）
その他の者に対する割当 186,900,000円
（第22回新株予約権）
その他の者に対する割当 4,450,000円
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 2,478,650,000円
（注） 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。
（第23回新株予約権）
その他の者に対する割当 60,000円
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 300,060,000円
（注） 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。
（第24回新株予約権）
その他の者に対する割当 2,104,000円
新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 238,904,000円
（注） 行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は増加又は減少する可能性があります。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、新株予約権の払込金額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する可能性があります。
【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	700,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 単元株式数 100株

(注) 1. 新規発行株式（以下「本新株式」といいます。）については、2026年4月21日（以下「発行決議日」といいます。）開催の当社取締役会において発行を決議しております。

2. 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
募集株式のうち株主割当	-	-	-
募集株式のうちその他の者に対する割当	700,000株	186,900,000	93,450,000
募集株式のうち一般募集	-	-	-
発起人の引受株式	-	-	-
計（総発行株式）	700,000株	186,900,000	93,450,000

(注) 1. 本新株式の募集は第三者割当の方法によります。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は93,450,000円であります。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
267	133.5	100株	2026年5月7日	-	2026年5月7日～ 2026年5月13日

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。本新株式の割当予定先の状況については、別記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生を条件に、払込期日までに当社と本新株式の割当予定先であるDeFi Development Corp（以下「DeFi社」といいます。）との間で本新株式に係る総数引受契約を締結し、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、払込期日までに、割当予定先から申込みがなく、又は割当予定先との間で本新株式に係る総数引受契約を締結しない場合は、第三者割当増資による本新株式の発行は行われないうこととなります。

3. 発行価格は、会社法上の払込金額です。資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額です。

4. 本株式の募集に関しては、2026年5月7日から2026年5月13日までを会社法上の払込期間として決議しており、当該払込期間を払込期日として記載しております。払込期間を設けた理由は、割当予定先が海外送金の方法により払込を実行することから、払込みに係る決済に何らかの支障が生じた場合に備えるためです。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
アライドアーキテクツ株式会社	東京都渋谷区恵比寿1丁目19番15号

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 品川駅前支店	東京都港区港南2丁目16番2号

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行新株予約権証券（第22回新株予約権証券）】

(1) 【募集の条件】

発行数	89,000個（新株予約権1個につき普通株式100株）
発行価額の総額	4,450,000円
発行価格	新株予約権1個につき50円 （新株予約権の目的である普通株式1株につき0.5円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2026年5月7日（木）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	アライドアーキテクツ株式会社 東京都渋谷区恵比寿1丁目19番15号
割当日	2026年5月7日（木）
払込期日	2026年5月7日（木）
払込取扱場所	株式会社三菱UFJ銀行 品川駅前支店 東京都港区港南2丁目16番2号

(注) 1. 第22回新株予約権証券（以下「第22回新株予約権」といい、第23回新株予約権証券（以下「第23回新株予約権」といい。）及び第24回新株予約権証券（以下「第24回新株予約権」といい。）と個別に又は総称して「本新株予約権」といい。）については、2026年4月21日開催の当社取締役会において発行を決議しております。

2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書による届出の効力発生後にマコーリー・バンク・リミテッド（以下「マコーリー」といい、Defi社と個別に又は総称して「割当予定先」といい。）との間で第22回新株予約権及び第23回新株予約権の買取契約（以下「本買取契約」といい。）を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします（本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達を「本資金調達」又は「本第三者割当」といい）。払込期日までに、マコーリーとの間で本買取契約を締結しない場合は、第三者割当の方法による第22回新株予約権の発行は行われなないこととなります。

3. 第22回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

4. 第22回新株予約権の振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町7番1号

（２）【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式（別記「新株予約権の目的となる株式の種類」欄に定義）8,900,000株（割当株式数（別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義）は100株）で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義）が修正されても変化しない（但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 行使価額の修正 当社が決定する別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の条件により、行使価額は、各修正日の前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の94%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位の端数を切り下げた金額）に修正される。「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合（一時的な取引制限を含む。）には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。「修正日」とは、各行使価額の修正につき、欄外注記7.(1)に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日（但し、最初に当該通知を受領した日を除く。）をいう。 3 行使価額の修正頻度 行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。 4 行使価額の下限 行使価額は148円（但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項による調整を受ける。）（以下「下限行使価額」という。）を下回らないものとする。本欄第2項記載の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。 5 行使価額の上限 設定しない。 6 割当株式数の上限 8,900,000株（2025年12月31日現在の当社発行済普通株式総数15,899,482株に対する割合は、55.98%（小数第3位の端数を四捨五入した値））。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整される場合がある。 7 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額） 1,321,650,000円（本新株予約権の発行価額の総額4,450,000円に下限行使価額である148円で本新株予約権が全部行使された場合の1,317,200,000円を合算した金額）。但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。 8 当社の請求による本新株予約権の取得 本新株予約権には、当社の決定により、本新株予約権の全部又は一部を取得することを可能とする条項が設けられている（詳細については別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照。）
---------------------------------	---

<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>当社普通株式 完全議決権付株式であり、株主としての権利内容に制限のない、当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。</p> <p>1 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式8,900,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株）とする。</p> <p>但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的となる株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。</p> <p>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項(2)、(3)及び(6)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項(2)の場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2 行使価額は、当初278円とする。但し、行使価額は本欄第3項に定める修正及び第4項に定める調整を受ける。</p> <p>3 行使価額の修正</p> <p>(1) 本第3項(2)を条件に、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の94%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位の端数を切り下げた金額）に修正される。</p> <p>(2) 下限行使価額は148円（但し、本欄第4項による調整を受ける。）とする。上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、新株予約権者全員との合意により変更することができる。</p> <p>4 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、類似する別途の調整方法に従うとの本新株予約権者と別途の合意がない限り、次に定める算式（以下、本項目において「新株発行等による行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$

(2) 新株発行等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項(5) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、新株発行等による行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

本項(5) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項(5) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項(5) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項(2) から までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項(2) 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 当社は、本新株予約権の発行後、本(3) に定める配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「配当による行使価額調整式」といい、新株発行等による行使価額調整式と併せて「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たりの配当}}{\text{時価}}$$

	<p>「1株当たりの配当」とは、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日までの間に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額をいう。1株当たりの配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>配当による行使価額の調整は、当該配当に係る基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日から5取引日目を降これを適用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(5) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、新株発行等による行使価額調整式の場合は調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項(2)の場合は基準日）又は配当による行使価額調整式の場合は当該配当に係る基準日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>新株発行等による行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(2)の場合には、新株発行等による行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(6) 上記(2)及び(3)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(2)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>2,478,650,000円</p> <p>(注) 全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。</p>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	2026年5月8日（当日を含む。）から2028年5月8日までの期間とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 品川駅前支店</p>
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って14日前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本新株予約権の発行要項（以下「本新株予約権発行要項」という。）の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。</p> <p>2. 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本新株予約権発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。</p> <p>3. 当社は、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日（休業日である場合には、その直前営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する本買取契約において、当社取締役会による承認がない限り、本新株予約権を第三者に譲渡しない旨の制限を付すものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

（注）1. 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由

(1) 資金調達の目的

当社は現在、マーケティングAX支援事業を主力としておりますが、事業基盤の拡大を目指し、2025年11月14日に、クリプト領域イネーブラー事業の立ち上げを目的とした第三者割当増資（差引手取概算額297百万円）を実施いたしました。その後、事業環境及び当社の戦略に以下の重要な進展があり、新たに「オンチェーン経済圏」構想（以下「本構想」といいます。）を掲げて、オンチェーン経済圏へ本格的に参入することを決定いたしました。

本資金調達には当社が、本構想の実現のために必要な資金を調達するものであり、D e F i社への新株式及び第24回新株予約権の割当て並びにマッコーリーへの新株予約権の割当てにより構成されます。

D e F i社は、米国に本社を置くDigital Asset Treasury企業であり、デジタル資産の戦略的保有・運用及びA I活用不動産プラットフォーム事業を展開しております。当社はD e F i社との間で、同社が提供する暗号資産の資産運用ソリューションの日本展開を視野に入れた戦略的提携の構築について協議を開始しております。現時点では交渉段階であり具体的な決定事項はないものの、D e F i社との資本関係を通じ、同社との事業連携の可能性を追求することで、本構想の実現を加速することを趣旨として、金額や発行価額等を同社と議論の上、新株式及び第24回新株予約権の割当てをすることといたしました。

マッコーリーに割当て予定の第22回新株予約権及び第23回新株予約権については、上記D e F i社への割当てによる資金調達とあわせて、当社が本構想の実現に必要な資金の調達の観点から商品性を精査し、条件等を決定しております。

本構想においては、具体的に、以下の三つの事業領域を構築いたします。

オンチェーン・インベストメント

ビットコイン（BTC）、イーサリアム（ETH）、ソラナ（SOL）を中心とするデジタル資産を自己保有・運用し、業界平均を上回るROIの創出を通じて、持続的に資本コストを上回る体制を構築します。ステーキングやD e F i（分散型金融）プロトコルの活用を中心に、リスク管理体制を整備しながら運用の高度化を図ります。

オンチェーン運用・導入支援

で蓄積した運用ノウハウを、ウォレット管理・セキュリティ・ガバナンス・規制対応等の観点から体系化し、日本企業が導入しやすい形で提供することを検討いたします。加えて、個人が保有する暗号資産を当社に預けて利回りを得るレンディングサービスの展開も視野に入れてまいります。

オンチェーン事業開発

オンチェーン経済圏と日本市場を結ぶゲートウェイとしての機能構築を目指します。RWA（現実資産）のトークン化市場の拡大を見据え、個人向けには、世界各地のトークン化商品に当社独自の目利きを通じてアクセスできるマーケットプレイスを、企業向けには、自社のトークン化商品を日本市場へ届けるためのディストリビューションチャンネルを提供いたします。また、A Iエージェントを活用した資産運用の可能性を探索し、の運用戦力としての実装を追求いたします。

本構想は、当社が2026年1月に策定に着手した次世代DAT（デジタル・アセット・トレジャリー）構想における3つの事業領域（自社におけるデジタル資産の保有・運用、導入支援、運用支援）を、その後の体制整備及び外部環境の変化を踏まえ、取り組み内容を具体化のうえ再編したものであります。このように、デジタル資産の保有、運用（D e F i等イールドを含みます。）し、それによる調達資金を用いた事業開発を行い、デジタル資産の価値が増大することでさらに再投資又は既存事業の拡大を図ることが出来ると考えており、好循環が生まれると考えております。

なお、本構想の策定に至った経緯は以下のとおりです。

(a) 次世代DAT構想の策定着手と体制整備

2026年1月16日、当社は最高暗号資産責任者（CCO）を新設し、大木悠氏（ソラナSuperteam Japan前代表）を任命するとともに、次世代DAT（デジタル・アセット・トレジャリー）構想の策定に着手いたしました。本構想は、自社におけるデジタル資産の保有・運用（次世代DAT領域）、クリプト領域イネーブラー事業を発展させた導入支援領域、将来的な企業・富裕層向けの運用支援領域の3事業を包含するものであり、クリプト領域イネーブラー事業単体の枠組みを大きく拡張するものです。

同年1月21日には、Web3事業戦略、会計・財務・暗号資産規制、暗号資産・Web3法務等の各分野における専門家4名を顧問として招聘し、デジタル資産活用に関するガバナンス・法務・財務の専門体制を整備いたしました。

(b) 前回調達資金の用途変更及びAllied Verse Pte. Ltd.への増資

上記の戦略進展を踏まえ、当社は2026年3月18日開催の取締役会において、前回調達資金の用途を変更し、次世代DAT構想の中核的実行主体として位置づけるシンガポール連結子会社Allied Verse Pte. Ltd.（以下「アライドバース」といいます。）に対する増資（220百万円）に充当することを決議いたしました。アライドバースは、グローバルなデジタル資産市場の中心地であるシンガポールの立地を活かし、現地の運用パートナーとの連携のもと、デジタル資産の購入・保有・運用を行うクリプト関連事業を開始しております。

前回調達資金の用途の変更の内容については、以下の通りです。なお、前回調達資金の用途の変更の詳細については当社が2026年3月18日付けで開示した「第三者割当による新株式発行に関する資金用途及び支出予定時期の変更について」及び2026年4月21日付けで開示した「（訂正）

「第三者割当による新株式発行に関する資金用途及び支出予定時期の変更について」の一部訂正に関するお知らせ」をご参照ください。

<変更前>

具体的な用途	金額 (百万円)	支出予定時期
クリプト領域におけるエンタープライズ向け導入支援及び関連システムの提供（イネーブラー）に係る事業開発投資	297	2026年1月～2027年12月

<変更後>

具体的な用途	金額 (百万円) (充当済金額)	支出予定時期
クリプト領域におけるエンタープライズ向け導入支援及び関連システムの提供（イネーブラー）に係る事業開発投資	77 (18)	2026年1月～2027年12月
次世代 D A T（デジタル・アセット・トレジャリー）構想の推進を目的とした連結子会社 Allied Verse Pte. Ltd.（アライドバース）への増資	220 (220)	2026年3月

(c) アライドクリプト株式会社の設立

2026年2月5日開催の取締役会において子会社設立を決議し、同年3月10日にアライドクリプト株式会社（以下「アライドクリプト」といいます。）の設立登記を完了いたしました。アライドクリプトは、当社C C Oである大木悠が取締役社長として事業執行を統括し、国内におけるクリプト関連事業（暗号資産及びブロックチェーン技術に関連する事業、並びに暗号資産の取得・保有・運用・処分）を推進する体制です。なお、暗号資産を取得又は処分した場合には、速やかに開示いたします。

(d) エコシステム構築に向けたパートナーシップの拡大

2026年3月9日には、A Iを活用したクロスチェーンインフラ「Pheasant Network」の開発を主導する株式会社P G Lとパートナーシップ契約を締結し、技術供給サイド・需要サイド・設計推進サイドの三位一体体制を構築いたしました。同年3月10日には、一般社団法人Ethereum Japanが設立した「Digital Assets Working Group」にメンバー兼事務局として参画し、ステーブルコインやR W A等、日本企業のオンチェーン利活用に関する実務研究を開始しております。さらに同年3月19日、日本デジタル経済連盟のトークナイゼーションP Tにて「暗号資産運用ワークショップ」を主催することを発表いたしました。

一方、外部環境においても、オンチェーン経済圏の拡大を後押しする動きが加速しております。同年3月25日、自由民主党は人工知能（A I）やブロックチェーン（分散型台帳）技術を活用した新たな金融ビジネスのあり方を議論するため「次世代A I・オンチェーン金融構想プロジェクトチーム（P T）」を設置いたしました。また、米国においてはナスダック及びニューヨーク証券取引所が株式やE T F等のトークン化取引に向けた体制整備を推進する等、グローバルにオンチェーン金融の制度化・実装化が進展しております。

以上の経緯を踏まえ、当社は次世代D A T構想を発展させ、上記のとおり本構想として再定義し、これを本格的に推進し、中長期的な企業価値の向上を図るため、本資金調達を実施いたします。

調達する資金は、主として連結子会社（アライドバース及びアライドクリプト等）を通じたデジタル資産の購入・保有・運用に充当するほか、当該事業を推進するための体制構築、人材確保、戦略投資等の事業基盤の整備にも充当いたします。デジタル資産の購入対象、購入時期、運用手法及び事業投資との配分は、市場環境、規制動向及び当社グループのリスク管理方針を踏まえ、取締役会の監督のもと、各子会社の現地経営陣が機動的に判断してまいります。

また、当社グループは、マーケティングA X支援事業で培ったA I技術・データ分析基盤と、本構想が推進するオンチェーン技術との融合により、A I×オンチェーン領域における新たな成長機会の創出を目指しており、調達資金の一部を既存事業とのシナジー創出のための事業開発に充当いたします。

(2) 資金調達方法の概要及び選択理由

当社は、資金調達に際し、間接金融による調達の状況及び見通し、当社の財務状況、今後の事業展開等を勘案し、直接金融で調達できる方法を検討してまいりました。当該検討の過程で、下記「(3) 本資金調達の特徵 <他の資金調達方法との比較>」に記載の各項目及び他の手段との比較を行い、また、「(3) 本資金調達の特徵」に記載の「<メリット>」及び「<デメリット>」を総合的に勘案した結果、割当予定先からの提案である第三者割当による本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達を採用することといたしました。

当社は、上記「(1) 資金調達の目的」に記載の資金需要に対応するために、各種の資金調達方法について検討を行った結果、本資金調達を選択することといたしました。その後、各割当予定先との協議を重ねた

結果、当社が希望する条件による資金調達の実現に目途が立ったことから、本資金調達を実施することといたしました。当社は、本資金調達方法の選択に際しましては、当社の資金需要に対し一定の金額を発行時点で調達するという点を重要視しており、これは本新株式の発行により可能となります。また、加えて本新株予約権の行使により資金を調達することを企図していますが、これにより希薄化のタイミングを一定程度分散させることができること、現状の株価水準よりも高い水準での行使価額を設定することにより、本株式以上の調達額が期待できること、割当予定先による本新株予約権の行使により、当社の資金需要に応じた早期の資金調達の確実性を高めることができ、各資金使途に必要な資金の調達と早期の財務基盤の強化を、一定の期間において高い蓋然性にて実現できることから今般の資金調達を選択いたしました。

(3) 本資金調達の特徴

本資金調達は、当社が割当予定先に対し本新株式及び本新株予約権を割り当て、割当予定先による払い込み及び本新株予約権の行使に伴って当社が資金を調達する仕組みとなっております。

本資金調達は、割当予定先別に、まず D e F i 社に対しては、本新株式及び第24回新株予約権を割り当てます。本新株式の発行価額は2026年4月20日の当社終値の90%に相当する267円であり、本新株式の株数及び発行価額は、D e F i 社との交渉を踏まえて決定いたしました。

第24回新株予約権の当初行使価額は2026年4月20日の当社終値の100%に相当する296円です。第24回新株予約権については、発行日以降、発行日もしくは直前の行使価額修正から6か月を経過している場合に限り、当社取締役会の決議により行使価額の修正を決定することが可能です。第24回新株予約権の諸条件については、新株式同様に、D e F i 社との交渉を踏まえて、発行個数、行使価額及び商品性を決定しております。

また、あわせてマッコーリーに対して、第22回新株予約権及び第23回新株予約権を割り当てます。第22回新株予約権は当初からMSワラントであり、当初行使価額は2026年4月20日の当社終値の94%に相当する278円です。第23回新株予約権は、当初行使価額が2026年4月20日の当社終値の203%に相当する600円、本新株予約権の発行以降、当社取締役会により行使価額修正選択権の行使を決議した場合には、決議から5取引日目の日又は別途当該決議で定めた5取引日目の日より短い日以降、権利行使期間の満了日まで、第23回新株予約権はMSワラントとなります。

当初からMSワラントである第22回新株予約権は、調達資金の額が24.3億円であり、本資金調達において発行する本新株式及び本新株予約権の中で、最も大きな金額を占めております。第22回新株予約権に関しては、資金調達の蓋然性の高さを重視して商品性を決定し、発行個数については、当社の事業計画及びマッコーリー・バンク・リミテッドとの交渉を踏まえて決定しております。

第23回新株予約権については、当社の目標株価として、当初行使価額を600円に設定いたしました。第23回新株予約権に行使価額修正選択権の行使を可能とした理由としては、行使価額を固定とした場合、株価上昇時にその上昇メリットを当社が享受できないリスクを回避するためであり、また株価下落時においても行使価額が下限行使価額を上回る限りにおいては、割当予定先による本新株予約権の行使が期待され、当社の予定する資金調達を円滑に行うことが可能となると判断したためです。行使価額修正選択権の行使の有無及び行使のタイミングについては、当社事業の進捗状況や外部環境などを総合的に鑑みて判断いたします。

<メリット>

異なる当初行使価額の新株予約権による調達

株価の上昇局面において効率的かつ有利な資金調達を実現するため、新株予約権を3回のシリーズに分け、下表のとおり予め将来の株価上昇を見込んで3通りの行使価額を設定しております。これは、将来の株価上昇を見越し、3パターンの行使価額によって、段階的に新株式を発行できることを期待して設定したものです。

第22回新株予約権の行使価額は、新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日に修正される設計となっております。

第23回新株予約権は、株価の上昇局面において効率的かつ有利な資金調達を実現するため、予め将来の株価上昇を見込んで行使価額を設定しております。なお、当社は、当社取締役会の決議により行使価額の修正を決定した場合には、以降第23回新株予約権の行使価額は株価に連動し修正されることとなります。これにより、当初の目標株価であった行使価額を上回って株価が上昇した場合に資本調達額を増額することができます。行使価額は下方にも修正される可能性がありますが、下限行使価額は148円（本新株予約権の発行に係る取締役会決議の前営業日における当社普通株式の終値の50%）と定められており、行使価額の下方修正には歯止めが掛かる仕組みとなっております。

第24回新株予約権の行使価額も原則として当初行使価額に固定されますが、当社株価が当初行使価額を下回る状況においても本新株予約権が行使される可能性を高めるため、当社取締役会が必要と判断し、当社取締役会の決議により行使価額の修正を決定した場合には、行使価額が修正される設計となっております。この修正はその時点で有効な行使価額を1円以上下回っている場合にのみ行われるところ、当社株価が当初行使価額を下回る状況においても本新株予約権が行使される可能性を

高めるべく、D e F i社と協議の上、決定されたものとなります。但し、直前の行使価額修正から6か月を経過していない場合には、当社は新たに行使価額の修正を行うことはできません。

3通りの行使価額の設定は、行使価額が修正されうる仕組みにより、仮に当社株価が低迷した場合に本新株予約権の行使が進まないリスクを低減することができます。

株価が上昇したタイミングで予め設定した当初行使価額で資金調達を達成し、調達した資金を用いて当社企業価値を向上させることにより、更なる株価上昇と次の当初行使価額における資金調達を目指す、というサイクルを企図しております。なお、行使価額については、当社の株価、事業、財政状態及び経営成績についての割当予定先であるD e F i社及びマッコーリーの見通しを示すものではありません。また、第23回新株予約権及び第24回新株予約権について、行使価額修正に係る取締役会決議を行った場合には速やかに開示いたします。

	第22回新株予約権	第23回新株予約権	第24回新株予約権
発行数	89,000個	5,000個	8,000個
発行価額の総額	4,450,000円	60,000円	2,104,000円
発行価額	50円	12円	263円
当初行使価額	278円	600円	296円
「行使価額の修正」の項目	有	有	有
行使請求期間	2年間	2年間	2年間

対象株式数の固定

本新株予約権の対象株式数は、発行当初から本新株予約権の発行要項に示される合計10,200,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。

取得条項

本新株予約権について、当社取締役会の決議に基づき、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、14日前までに本新株予約権に係る新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）に通知することによって残存する本新株予約権の全部又は一部を本新株予約権の発行価額相当額で取得することができる設計となっております。これにより、将来的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合など、本新株予約権を取得することにより、希薄化を防止できる他、資本政策の柔軟性が確保できます。

資金調達のスタンバイ（時間軸調整効果）

株式及び新株予約権の発行手続には、有価証券届出書の待機期間も含め通常数週間を要します。

よって、株価が目標価格に達してから準備を開始しても、発行まで数週間を要し、かつその期間中の株価変動等により、当該目標株価における機動的かつタイムリーな資金調達機会を逸してしまう可能性があります。これに対し、それぞれの当初行使価額を設定した本新株予約権を予め発行しておくことにより、当該当初行使価額における資金調達はスタンバイさせることができます。

不行使期間

本買取契約において、不行使期間が定められる予定です。当社は、本新株予約権の行使期間中、割当予定先が本新株予約権を行使することができない期間（以下「不行使期間」といいます。）を合計4回まで定めることができます。1回の不行使期間は10連続取引日以下とします。当社は割当予定先に対し、当該期間の初日から遡って5取引日前までに書面により不行使期間の通知をすることにより、不行使期間を設定することができます。また、各不行使期間の間は少なくとも5取引日空けることとします。これにより、継続的な当社の株価の上昇が見込まれる場合において当社が不行使期間を設定することや当社の判断で株価への影響を抑えることが可能となります。また、当社は、割当予定先に対して通知することにより、不行使期間を短縮することができます。なお、本新株予約権の発行要項第14項第(1)号又は第(2)号に基づく通知がなされた後取得日までの期間には、不行使期間を定めることはできません。不行使期間については、当社の株価動向等に鑑み定める予定です。当社が割当予定先に対して不行使期間を定める通知又は不行使期間を短縮する通知を行った場合には、適時適切に開示いたします。

譲渡制限

本買取契約において、譲渡制限が定められる予定です。本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ、各買取契約において譲渡制限が付される予定であり、当社取締役会の事前の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません（但し、マッコーリーの関連会社に譲渡される場合を除きます。）。

< デメリット >

不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新規投資家から資金調達を募るという点において限界があります。

株価下落・低迷時に行使が進まない可能性

新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使個数を乗じた金額の資金調達が達成されます。第23回新株予約権の行使価額は、当社の希望により、いずれも現時点の当社株価よりも高く設定されており、当社株価がこれらの行使価額を下回って推移した場合は本新株予約権者による権利行使がされず、資金調達ができない可能性があります。

不特定多数の新投資家へのアクセスの限界

第三者割当方式という当社と割当予定先のための契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募るという点において限界があります。

割当予定先が当社普通株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社普通株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した株式を市場売却することを前提としており、現在の当社普通株式の流動性に鑑みると、割当予定先による当社普通株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

希薄化

本新株予約権の行使が進んだ場合、合計10,200,000株の新株式が交付される可能性があり、既存株式の希薄化が生じることになります。

エクイティ性証券の発行の制限

本買取契約において、エクイティ性証券の発行の制限が定められる予定です。当社は、本買取契約締結日から、1) 本新株予約権の行使期間の満了日、2) 当該満了日以前に本新株予約権の全部の行使が完了した場合には、当該行使が完了した日、3) 当社が割当予定先の保有する本新株予約権の全部を取得した日、及び4) 本買取契約が解約された日のいずれか先に到来する日までの間、当社は、割当予定先の事前の書面による同意がない限り、原則として、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行してはなりません。詳細については、下記「第2 売出要項 ア ロックアップについて」をご参照ください。

買取請求

本買取契約には、マッコーリーは、一定の条件を満たした場合、それ以後いつでも、その選択により、当社に対して書面で通知することにより、第22回新株予約権及び第23回新株予約権の全部又は一部を買い取ることを請求することができる旨が定められる予定です。一定の条件とは、以下の事由のいずれかが存在する場合をいいます。

- () いずれかの取引日において、当該取引日（同日を含みます。）を末日とする20連続取引日間の取引所における当社普通株式の普通取引の出来高加重平均価格の単純平均値（但し、当該20連続取引日中に当社普通株式の分割、無償割当て又は併合により株式数が調整される場合には、当該株式数の調整に応じて適宜に調整されるものとします。）が、2026年4月20日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%（148円）（但し、第22回新株予約権及び第23回新株予約権の各発行要項第11項により行使価額が調整される場合には、当該行使価額の調整に応じて適宜に調整されるものとします。）を下回った場合
- () いずれかの取引日において、当該取引日に先立つ20連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの取引所における普通取引の平均売買代金が、2026年4月20日（同日を含みます。）に先立つ20連続取引日間の当社普通株式の1取引日当たりの取引所における普通取引の平均売買代金の50%（22,835,950円）を下回った場合
- () 取引所における当社普通株式の取引が5連続取引日以上期間にわたって停止された場合マッコーリーにより買取請求がなされた場合、当社は、当該買取請求に係る書面が到達した日の翌取引日から起算して15取引日目の日（但し、第22回新株予約権及び第23回新株予約権の行使期間の満了日が先に到来する場合は、当該満了日）において、第22回新株予約権及び第23回新株予約権に係る発行価額と同額の金銭と引換えに、当該買取請求に係る新株予約権の全部を買い取ります。マッコーリーが当社に対して第22回新株予約権及び第23回新株予約権の買取請求を行った場合には、第22回新株予約権及び第23回新株予約権の行使による資金調達が行われないことにより、資金調達額が当社の想定額を下回る可能性があり、また、第22回新株予約権及び第23回新株予約権の払込金額と同額の金銭の支払いが必要となることにより、第22回新株予約権及び第23回新株予約権による最終的な資金調達額が減少する場合があります。

< 他の資金調達方法との比較 >

当社が本資金調達を選択するに際して検討した他の資金調達方法は以下のとおりです。

公募増資

株式の公募増資は、資金調達当初から実現するものの、同時に1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対する直接的な影響がより大きいと考え、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

株主割当増資

株主割当増資では、既存株主持分の希薄化は払拭されますが、調達額が割当先である既存株主の参加率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

新株予約権無償割当による増資（ライツ・オフリング）

いわゆるライツ・オフリングには、金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフリングと、そのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフリングがありますが、コミットメント型ライツ・オフリングについては、引受手数料等のコストが増大することが予想され、今回の資金調達方法として適切でないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は最近2年間において経常赤字を計上しており取引所の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないことから、ライツ・オフリングにおける一般的な行使価額のディスカウント率を前提とすると当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達手法としては適切でないと判断いたしました。

社債又は借入による資金調達

低金利環境が継続する中、負債調達における調達環境は良好であるものの、社債又は借入による資金調達では、調達金額が全額負債として計上されるため、財務健全性が低下する可能性があることから、今回の資金調達手法としては適切でないと判断いたしました。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項はありません。
3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
当社は、割当予定先との間で、本有価証券届出書による届出の効力発生後に、上記「1. 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由（2）資金調達方法の概要」記載の内容を含む本買取契約を締結する予定です。
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
第22回新株予約権及び第23回新株予約権の発行に伴い、マッコーリーは、当社取締役である中村壮秀より当社普通株式について借株（貸借株数上限：400,000株）を行っており、第22回新株予約権及び第23回新株予約権の発行に伴って当該借株の貸借期間について本新株予約権の行使期間に応じた変更を行う予定です。割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け以外を目的として、当社普通株式の借株は行いません。

6. その他投資者の保護を図るために必要な事項
該当事項はありません。

7. 第22回新株予約権の行使請求の方法

- (1) 第22回新株予約権を行使請求しようとする場合は、上表「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に同「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければなりません。
- (2) 第22回新株予約権を行使請求しようとする場合は、上記(1)の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、第22回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 第22回新株予約権の行使請求の効力は、上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該第22回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額（行使請求に必要な事項の通知と同日付で同「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とします。）が上記(2)の口座に入金された日に発生します。

8. 第22回新株予約権に係る株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該第22回新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。なお、当社は第22回新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。

9. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

第22回新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとします。また、第22回新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとします。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

5【新規発行新株予約権証券（第23回新株予約権証券）】

(1)【募集の条件】

発行数	5,000個（新株予約権1個につき普通株式100株）
発行価額の総額	60,000円
発行価格	新株予約権1個につき12円 （新株予約権の目的である普通株式1株につき0.12円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2026年5月7日（木）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	アライドアーキテクト株式会社 東京都渋谷区恵比寿1丁目19番15号
割当日	2026年5月7日（木）
払込期日	2026年5月7日（木）
払込取扱場所	株式会社三菱UFJ銀行 品川駅前支店 東京都港区港南2丁目16番2号

- (注) 1. 第23回新株予約権証券については、2026年4月21日（以下「発行決議日」といいます。）開催の当社取締役会において発行を決議しております。
2. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書による届出の効力発生後にマッコーリーとの間で本買取契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。払込期日までに、マッコーリーとの間で本買取契約を締結しない場合は、第三者割当の方法による第23回新株予約権の発行は行われなないこととなります。
3. 第23回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。
4. 第23回新株予約権の振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町7番1号

（２）【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式（別記「新株予約権の目的となる株式の種類」欄に定義）500,000株（割当株式数（別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義）は100株）で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義）が修正されても変化しない（但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 行使価額の修正 当社の取締役会において行使価額の修正を決議した場合、当該決議日以降、当社が決定する別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の条件により、行使価額は、各修正日の前取引日の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の94%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位の端数を切り下げた金額）に修正される。「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限があった場合（一時的な取引制限を含む。）には、当該日は「取引日」にあたらぬものとする。「修正日」とは、各行使価額の修正につき、欄外注記7.(1)に定める本新株予約権の各行使請求に係る通知を当社が受領した日（但し、最初に当該通知を受領した日を除く。）をいう。 3 行使価額の修正頻度 行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。 4 行使価額の下限 行使価額は148円（但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項による調整を受ける。）（以下「下限行使価額」という。）を下回らないものとする。本欄第2項記載の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。 5 行使価額の上限 設定しない。 6 割当株式数の上限 500,000株（2025年12月31日現在の当社発行済普通株式総数15,899,482株に対する割合は、3.14%（小数第3位の端数を四捨五入した値））。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整される場合がある。 7 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額） 74,060,000円（本新株予約権の発行価額の総額60,000円に下限行使価額である148円で本新株予約権が全部行使された場合の74,000,000円を合算した金額）。但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。 8 当社の請求による本新株予約権の取得 本新株予約権には、当社の決定により、本新株予約権の全部又は一部を取得することを可能とする条項が設けられている（詳細については別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照。）
---------------------------------	---

<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>当社普通株式 完全議決権付株式であり、株主としての権利内容に制限のない、当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。</p> <p>1 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式500,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株）とする。</p> <p>但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的となる株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。</p> <p>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項(2)、(3)及び(6)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項(2)の場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2 行使価額は、当初600円とする。但し、行使価額は本欄第3項に定める修正及び第4項に定める調整を受ける。</p> <p>3 行使価額の修正</p> <p>(1) 本第3項(2)を条件に、当社の取締役会において行使価額の修正を決議した場合、当該決議日以降、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の94%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位の端数を切り下げた金額）に修正される。</p> <p>(2) 下限行使価額は148円（但し、本欄第4項による調整を受ける。）とする。上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、新株予約権者全員との合意により変更することができる。</p> <p>4 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、類似する別途の調整方法に従うとの本新株予約権者と別途の合意がない限り、次に定める算式（以下、本項目において新株発行等による「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$

(2) 新株発行等による行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項(5) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、新株発行等による行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

本項(5) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項(5) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項(5) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項(2) から までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項(2) 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 当社は、本新株予約権の発行後、本(3) に定める配当を実施する場合には、次に定める算式（以下「配当による行使価額調整式」といい、新株発行等による行使価額調整式と併せて「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たりの配当}}{\text{時価}}$$

	<p>「1株当たりの配当」とは、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日までの間に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額をいう。1株当たりの配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>配当による行使価額の調整は、当該配当に係る基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日から5取引日目を降これを適用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(5) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>行使価額調整式で使用する時価は、新株発行等による行使価額調整式の場合は調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項(2)の場合は基準日）又は配当による行使価額調整式の場合は当該配当に係る基準日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。</p> <p>新株発行等による行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(2)の場合には、新株発行等による行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(6) 上記(2)及び(3)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。</p> <p>株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(2)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額</p>	<p>300,060,000円</p> <p>(注) 全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。</p>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	2026年5月8日（当日を含む。）から2028年5月8日までの期間とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 品川駅前支店</p>
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って14日前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本新株予約権の発行要項（以下「本新株予約権発行要項」という。）の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。</p> <p>2. 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本新株予約権発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。</p> <p>3. 当社は、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日（休業日である場合には、その直前営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する本買取契約において、当社取締役会による承認がない限り、本新株予約権を第三者に譲渡しない旨の制限を付すものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

（注）1. 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由

上記「4 新規発行新株予約権証券（第22回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等（注）1」を参照。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容

該当事項はありません。

3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

当社は割当予定先との間で、本有価証券届出書による届出の効力発生後に、上記「4 新規発行新株予約権証券（第22回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等 1．本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由（2）資金調達方法の概要」記載の内容を含む本買取契約を締結する予定です。

- 4．当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
- 5．当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
第22回新株予約権及び第23回新株予約権の発行に伴い、マッコーリーは、当社取締役である中村壮秀より当社普通株式について借株（貸借株数上限：400,000株）を行っており、第22回新株予約権及び第23回新株予約権の発行に伴って当該借株の貸借期間について本新株予約権の行使期間に応じた変更を行う予定です。割当予定先が本新株予約権の行使により取得する当社普通株式の数量の範囲内で行う売付け以外を目的として、当社普通株式の借株は行いません。
- 6．その他投資者の保護を図るために必要な事項
該当事項はありません。
- 7．第23回新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 第23回新株予約権を行使請求しようとする場合は、上表「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に同「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項を通知しなければなりません。
 - (2) 第23回新株予約権を行使請求しようとする場合は、上記(1)の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、第23回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
 - (3) 第23回新株予約権の行使請求の効力は、上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に行行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該第23回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額（行使請求に必要な事項の通知と同日付で同「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とします。）が上記(2)の口座に入金された日に発生します。
- 8．第23回新株予約権に係る株式の交付方法
当社は、行使請求の効力発生後、当該第23回新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付します。なお、当社は第23回新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。
- 9．社債、株式等の振替に関する法律の適用等
第23回新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとします。また、第23回新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとします。

- (3) 【新株予約権証券の引受け】
該当事項はありません。

6【新規発行新株予約権証券（第24回新株予約権証券）】

(1)【募集の条件】

発行数	8,000個（新株予約権1個につき普通株式100株）
発行価額の総額	2,104,000円
発行価格	新株予約権1個につき263円 （新株予約権の目的である普通株式1株につき2.63円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2026年5月7日（木）
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	アライドアーキテクツ株式会社 東京都渋谷区恵比寿1丁目19番15号
割当日	2026年5月13日（水）
払込期日	2026年5月13日（水）
払込取扱場所	株式会社三菱UFJ銀行 品川駅前支店 東京都港区港南2丁目16番2号

（注）1．第24回新株予約権証券については、2026年4月21日（以下「発行決議日」といいます。）開催の当社取締役会において発行を決議しております。

2．申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書による届出の効力発生後にDeFi社との間で買取契約を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。払込期日までに、DeFi社との間で買取契約を締結しない場合は、第三者割当の方法による第24回新株予約権の発行は行われな
いこととなります。

3．第24回新株予約権の募集は第三者割当の方法によります。

（２）【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式（別記「新株予約権の目的となる株式の種類」欄に定義）800,000株（割当株式数（別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義）は100株）で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額（別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項に定義）が修正されても変化しない（但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。）。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2 行使価額の修正 当社が決定する別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項の条件により、当社の取締役会において行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日（同日を含む。）から起算して10取引日目の日又は別途当該決議で定めた10取引日目の日より短い日以降権利行使期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の100%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位の端数を切り下げた金額）がその時点で有効な行使価額を1円以上下回っている場合には、行使価額は当該金額に修正される。また、上記に関わらず、直前の行使価額修正から6か月を経過していない場合には、当社は新たに行使価額の修正を行うことはできない。 3 行使価額の修正頻度 本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。なお、直前の行使価額修正から6か月を経過していない場合には、当社は新たに行使価額の修正を行うことはできない。 4 行使価額の下限 行使価額は148円（但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項による調整を受ける。）を下回らないものとする。本欄第2項記載の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。 5 行使価額の上限 設定しない。 6 割当株式数の上限 800,000株（2025年12月31日現在の当社発行済普通株式総数15,899,482株に対する割合は、5.03%（小数第3位の端数を四捨五入した値））。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整される場合がある。 7 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限（本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額） 120,504,000円（本新株予約権の発行価額の総額2,104,000円に下限行使価額である148円で本新株予約権が全部行使された場合の118,400,000円を合算した金額）。但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。 8 当社の請求による本新株予約権の取得 本新株予約権には、当社の決定により、本新株予約権の全部又は一部を取得することを可能とする条項が設けられている（詳細については別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄参照。）
---------------------------------	---

<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<p>当社普通株式 完全議決権付株式であり、株主としての権利内容に制限のない、当社における標準となる株式である。なお、単元株式数は100株である。</p> <p>1 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式800,000株（本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「割当株式数」という。）は100株）とする。</p> <p>但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的となる株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整される。</p> <p>2 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」第4項の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項(2)及び(5)による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という。）に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項(2)の場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2 行使価額は、当初296円とする。但し、行使価額は本欄第3項に定める修正及び第4項に定める調整を受ける。</p> <p>3 行使価額の修正</p> <p>(1) 本第3項(2)を条件に、当社の取締役会において行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日（同日を含む。）から起算して10取引日目の日又は別途当該決議で定めた10取引日目の日より短い日以降権利行使期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の100%に相当する金額（円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位の端数を切り下げた金額）がその時点で有効な行使価額を1円以上下回っている場合には、行使価額は当該金額に修正される。また、上記に関わらず、直前の行使価額修正から6か月を経過していない場合には、当社は新たに行使価額の修正を行うことはできない。</p> <p>(2) 下限行使価額は148円（但し、本欄第4項による調整を受ける。）とする。上記の計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とする。下限行使価額は、新株予約権者全員との合意により変更することができる。</p>

4．行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、類似する別途の調整方法に従うとの本新株予約権者と別途の合意がない限り、次に定める算式（以下、本項目において「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。なお、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、株式の分割により増加する当社の普通株式数をいうものとする。

本項(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本項(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

本項(2) から までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項(2) 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じるときはこれを切り捨てるものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

	<p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。</p> <p>(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項(2)の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(2)の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。</p> <p>(5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、会社分割、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うとき（下限行使価額が調整されるときを含む。）は、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前行使価額、調整後行使価額（調整後の下限行使価額を含む。）並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(2)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>238,904,000円</p> <p>(注) 全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は増加又は減少する可能性がある。また、新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、当該金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使期間	2026年5月13日（当日を含む。）から2028年5月8日までの期間とする。

新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 新株予約権の行使請求の受付場所 アライドアーキテクツ株式会社 経営企画室 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三菱UFJ銀行 品川駅前支店
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って15取引日前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。本新株予約権の発行要項（以下「本新株予約権発行要項」という。）の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。 2. 当社は、当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）をする場合、株式交換若しくは株式移転により他の会社の完全子会社となることにつき株主総会で承認決議した場合又は東京証券取引所において当社の普通株式の上場廃止が決定された場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たりその払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。本新株予約権発行要項の他のいかなる規定にもかかわらず、当社による本新株予約権者に対する本新株予約権の取得の通知は、かかる取得に関して本新株予約権者が得たいかなる情報も、金融商品取引法第166条第2項に定める未公表の重要事実を構成しないよう、当社が当該取得について開示をしない限り効力を有しないものとする。 3. 当社は、別記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間の末日（休業日である場合には、その直前営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得する。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社と本新株予約権の割当てを受ける者との間で締結する本買取契約において、当社取締役会による承認がない限り、本新株予約権を第三者に譲渡しない旨の制限を付すものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

- （注）1. 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由
上記「4 新規発行新株予約権証券（第22回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等（注）1」を参照。
2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項はありません。
3. 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
当社は、割当予定先との間で、本有価証券届出書による届出の効力発生後に、「4 新規発行新株予約権証券（第22回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等 1. 本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由（2）資金調達方法の概要」記載の内容を含む本買取契約を締結する予定です。
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
該当事項はありません。

6. その他投資者の保護を図るために必要な事項
該当事項はありません。

7. 第24回新株予約権の行使請求の方法

- (1) 第24回新株予約権を行使請求しようとする場合は、上表「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に同「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければなりません。
- (2) 第24回新株予約権を行使請求しようとする場合は、上記(1)の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、第24回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
- (3) 第24回新株予約権の行使請求の効力は、上表「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該第24回新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額（行使請求に必要な事項の通知と同日付で同「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に定める行使価額の修正が行われる場合には、当該修正後の行使価額に基づき算定される金額とします。）が上記(2)の口座に入金された日に発生します。

8. 第24回新株予約権に係る株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該本新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知します。なお、当社は第24回新株予約権に係る新株予約権証券を発行しません。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

7【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
3,204,514,000	47,000,000	3,157,514,000

- （注）1．上記払込金額の総額は、本新株式の払込金額の総額並びに本新株予約権が当初の行使価額に基づき全て行使された場合の払込金額の総額の合計であります。本新株予約権の行使価額は市場株価に連動して変動する可能性があるため、実際の調達金額は上記と異なる場合があります。
- 2．発行諸費用の概算額の内訳は、有価証券届出書作成支援費用、本新株式及び本新株予約権の発行に関する弁護士費用、第三者委員会に係る費用、信用調査の外部委託費用、司法書士費用、登記費用等の合計額であります。
- 3．発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

（２）【手取金の使途】

本新株式及び本新株予約権の発行によって調達する資金の額は、上記のとおり約3,157百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、以下のとおり予定しています。

<本新株式により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
「オンチェーン経済圏」構想の推進に係る投資 （デジタル資産の購入・保有・運用及び事業体制の構築）	156	2026年5月～2028年12月
クリプト関連事業の推進に係る投資 （事業体制の構築）	30	2026年5月～2028年12月

（注） 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

<本新株予約権により調達する資金の具体的な使途>

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
「オンチェーン経済圏」構想の推進に係る投資 （デジタル資産の購入・保有・運用）	2,671	2026年5月～2028年12月
A I × オンチェーン領域での事業シナジーの創出に係る投資	300	2026年8月～2028年12月

（注） 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

それぞれの具体的な使途の内容は以下のとおりです。

「オンチェーン経済圏」構想の推進に係る投資（2,857百万円）

（ア）デジタル資産の購入・保有・運用（2,827百万円）

本調達資金の大部分を、デジタル資産の購入・保有・運用（D e F i 運用も含まれます。）に充当し、連結子会社（Allied Verse Pte. Ltd.及びアライドクリプト株式会社等）を通じて実施いたします。

各連結子会社への資金配分については、取締役会の監督のもとC C Oが方針を策定いたします。デジタル資産の購入対象、構成比率、購入時期及び運用手法については固定しておらず、暗号資産市場の動向、各法域の規制環境・税制、当社グループのガバナンス方針等を勘案し、各子会社の現地経営陣が機動的に決定いたします。同様に、事業体制の構築に係る充当額及び時期についても、事業の進捗、外部環境、M & A等の投資機会の有無を踏まえ、所定の社内承認手続きに基づき適宜決定いたします。

D e F i 社に対する第三者割当による新株式の発行により払い込まれる資金については、速やかにデジタル資産の購入及び事業体制の構築に充当する予定です。本新株予約権の行使により段階的に入金される資金については、下記への充当分を除き、入金タイミングに応じて順次充当してまいります。

なお、未充当資金は、充当までの期間、安全性・流動性を重視して当社又は連結子会社名義の銀行預金等で管理いたします。

（イ）事業体制の構築（30百万円）

DeFi社に対する第三者割当による新株式の発行により払い込まれる資金のうち30百万円を、クリプト関連事業を推進するための事業体制の構築に充てたいします。具体的には、資産保管体制（カストディ）の構築・運用、セキュリティ及びシステム基盤の整備、法務・コンプライアンス体制の確保、事業運営に必要な人材・拠点の確保、並びにエコシステムの形成に係る対外的活動費用等であります。それぞれの充当額及び時期については、デジタル資産の保有額や事業の進捗及び外部環境を踏まえ決定されるものであるため、現時点では確定しておりませんが、適宜所定の社内承認手続きに基づき決定いたします。

事業シナジーの創出に係る投資（300百万円）

当社グループは、マーケティングAX支援事業で培ったAI技術・データ分析基盤と、本構想を中心とするクリプト関連事業が推進するオンチェーン技術との融合により、AI×オンチェーン領域における新たな成長機会の創出を目指しております。MSワラントの行使に伴い入金される資金の一部（300百万円）を、両事業領域間のシナジーを実現するための事業開発投資（AI活用を含む技術・サービス開発、専門人材の確保、マーケティング等を含みます。）に充てたいします。具体的な投資対象、充当額及び時期については、事業の進捗、外部環境及び投資機会の有無を踏まえ、所定の社内承認手続きに基づき適宜決定いたします。なお、未充当資金は、充当までの期間、安全性・流動性を重視して当社名義の銀行預金等で管理いたします。

各項目の具体的な配分・金額・支出時期は固定しておらず、MSワラントの行使状況、デジタル資産市場の環境、事業の進捗及び当社のガバナンス方針等を踏まえ、所定の社内承認手続きに基づき適宜決定いたします。重要な変更が生じた場合は、適用基準に従い適切に開示します。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

ア ロックアップについて

当社がマッコーリーとの間で締結する本買取契約において、以下の内容が合意される予定です。

本買取契約の締結日から、本新株予約権の行使期間の満了日、当該満了日以前に本新株予約権の全部の行使が完了した場合には、当該行使が完了した日、当社が割当予定先の保有する本新株予約権の全部を取得した日、及び本買取契約が解約された日のいずれか先に到来する日までの間、当社は、割当予定先の事前の書面による同意がない限り、株式、新株予約権又はこれらに転換し若しくはこれらを取得する権利が付与された証券を発行しない。

但し、本新株予約権の発行及び本新株予約権の行使による当社の株式の交付、株式分割又は株式無償割当に伴う当社の株式の交付、吸収分割、株式交換、株式交付及び合併に伴う当社の株式の交付、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプション又は譲渡制限付株式を発行する場合（当該ストック・オプションの行使により株式を発行する場合を含む。）又は株式交付信託制度に基づき株式を交付する場合並びに当社が他の事業会社との間で行う業務上の提携（既存の提携に限らず、新規又は潜在的な提携を含む。）の一環として又はこれに関連して当該他の事業会社に対してこれらの証券を発行する場合（当該事業会社が金融会社若しくは貸金業者でなく、また、当社に対する金融を提供することを主たる目的として業務上の提携を行うものでもない場合に限る。）並びに当社が著名な経営者、投資家その他これらに準ずる個人との関係の構築又は強化等を目的として当該個人に対してこれらの証券を発行する場合（(a)主に金融業務又は貸付業務の一環として資金提供を行う金融投資家に対する発行、及び(b)過去3年間に日本の上場会社から（直接又は関係者を通じて）3回号以上の新株予約権を取得した投資家に対する発行は除く。）を除く。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先の概要、及び提出者と割当予定先との間の関係

DeFi社

a. 割当予定先の概要	名称	DeFi Development Corp
	本店の所在地	6401 Congress Avenue, Suite 250, Boca Raton, Florida 33487, United States
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項なし
	代表者の役職及び氏名	Chairman & CEO Joseph Onorati
	資本金	3,502千 USD
	事業の内容	デジタル資産トレジャリー、AIを活用した不動産プラットフォーム（CREフィンテック）
	主たる出資者及びその出資比率	DeFi Dev LLC 44.26% 3277447 Nova Scotia Ltd 36.35%
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項ありません。
	人事関係	該当事項ありません。
	資金関係	該当事項ありません。
	技術又は取引等関係	該当事項ありません。

マッコーリー

a. 割当予定先の概要	名称	マッコーリー・バンク・リミテッド (MacquarieBankLimited)
	本店の所在地	Level 11, 1 Elizabeth Street, Sydney NSW 2000, Australia
	国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。
	代表者の役職及び氏名	会長 G.R. スティーブン AC (G.R. Stevens AC) CEO S.D. グリーン (S.D. Green)
	資本金	10,192百万豪ドル (連結) (957,742百万円 / 2025年3月31日現在)
	事業の内容	商業銀行
	主たる出資者及びその出資比率	Macquarie B.H. Pty Ltd. 100%
b. 提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引等関係	該当事項はありません。

(2) 割当予定先を選定した理由

DeFi社

DeFi社は、米国に本社を置くDigital Asset Treasury企業であり、自社株式のトークン化（DFDVx）やリキッドステーキングトークン（dfdvSOL）の発行など、RWA・DeFi領域で最先端の取り組みを推進しており、デジタル資産の戦略的保有・運用及びAI活用不動産プラットフォーム事業を展開しております。同社は、バリデーター運営やDeFiを駆使した暗号資産の運用で知見が豊富であり、2025年第三四半期にはソラナ（SOL）のステーキング及びDeFi運用による利回りが11.4%に達し、一般的なステーキング利回り（3～7%）を大きく上回ったとのことであり（出典：<https://www.stakingrewards.com>）、知見のみならず実績も有していると考えております。なお、DeFi社の直近期における損失は、主として保有するSOL（Solana）の価格下落に伴う評価損によるものであり、その大部分は未実現損益です。同社は、DeFiを活用したオンチェーン資産管理手法の高度化により、市場価格の変動のみに左右されにくい収益構造の構築を進めております。さらに、デジタル資産の運用ノウハウ、グローバルなクリプトエコシステムへのアクセス、及びAI活用に関する知見を有しているところ、大木悠氏を通じて接点を持つに至り、事業展開について会話をすることで当社が推進する本構想と事業領域及び経営思想を共有しております。また、DeFi社の主要メンバーが開発に關与するAPYXは、DAT企業の優先株配当を原資にユーザーへ利回りを分配するプロトコルであり、このプロトコルには暗号資産取引所のKraken及びデジタル資産インフラ企業のBitGo, Inc等が参画しております。当社は日本企業として唯一シード段階から参画しており、将来的にこのエコシステムを活用した資金調達手法も検討することが可能と考えております。なお、大木悠氏は2025年8月に東京で開催されたSolanaカンファレンス「SuperTokyo」において、DeFi社のCOO/CI0であるパーカー・ホワイト氏と接点を持つに至っております。

当社は、DeFi社との資本関係を通じ、同社との事業連携の可能性を追求することで、本構想の実現を加速できると判断し、同社を新株式及び第24回新株予約権の割当予定先として選定いたしました。なお、当社は、DeFi社との間で、同社が提供する暗号資産の資産運用ソリューションの日本展開を視野に入れた戦略的提携の構築について協議を開始しております。現在、交渉段階にあり、最終的な条件は未確定であるものの、第一段階として、当社自身が同社の資産運用ソリューションを利用するところから開始し、運用実績と知見の蓄積を図り、あわせて、共同マーケティング・ブランディング及び今後の資金調達面での相互協力について現在、協議を進めております。また、今後、共同してDeFiイールド獲得の仕組みを構築していく方針です。

マッコリー

当社は、本資金調達における資金調達方法の検討にあたり、既存株主への影響に加え、上記「7 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」に記載の使途に充当できる資金を調達することができるか否かを検討していたところ、複数の証券会社及び金融機関から資金調達手法に関する提案を受けておりました。その中で、日本証券業協会会員であるマッコリーキャピタル証券会社より、マッコリー・バンク・リミテッドを割当予定先とする行使価額修正条項付新株予約権を含む資金調達スキームの提案を受けました。

当該提案について検討した結果、マッコリー・グループが豪州証券取引所（ASX）に上場するグローバル金融グループであり、オーストラリア健全性規制庁（APRA）の監督下にあること、日本市場において20年以上にわたり資金調達及び資本ソリューション業務を展開しており、日本の上場企業に対する新株予約権の第三者割当による資金調達において豊富な実績を有していること、当社の資金需要の規模・時期及び株価への影響等を総合的に考慮した柔軟なスキーム設計が提案されたこと、払込みに必要な十分な財務基盤を有していること、を総合的に勘案し、マッコリー・バンク・リミテッドを第22回新株予約権及び第23回新株予約権の割当予定先として選定いたしました。

（注）マッコリー・バンク・リミテッドに対する本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員であるマッコリーキャピタル証券会社の斡旋を受けて行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割り当てようとする株式の数

合計10,900,000株

（内訳）

本株式の総数

割当予定先の氏名又は名称	割当株式数
DeFi Development Corp	新株式 700,000株

第22回新株予約権

割当予定先の氏名又は名称	新株予約権数
マッコーリー・バンク・リミテッド	第22回新株予約権 89,000個 (その目的となる株式 8,900,000株)

第23回新株予約権

割当予定先の氏名又は名称	新株予約権数
マッコーリー・バンク・リミテッド	第23回新株予約権 5,000個 (その目的となる株式 500,000株)

第24回新株予約権

割当予定先の氏名又は名称	新株予約権数
DeFi Development Corp	第24回新株予約権 8,000個 (その目的となる株式 800,000株)

(4) 株券等の保有方針及び行使制限措置

DeFi社

当社はDeFi社から、本第三者割当により取得する当社の普通株式及び本新株予約権の行使により取得する当社普通株式を中長期的に保有する意向である旨の説明を受けております。

なお、当社は、DeFi社から、DeFi社が払込期日から2年以内に本第三者割当により取得した当社の株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に対して書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得する予定です。

マッコーリー

マッコーリーの幹旋を行う同社のグループ会社であり、日本証券業協会会員であるマッコーリーキャピタル証券会社を通じた、当社とマッコーリーとの協議において、マッコーリーの保有方針は純投資であり、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式については、適宜判断の上、比較的短期で売却を目指すものの、運用に際しては市場の影響に常に留意する方針であることを口頭にて確認しております。

なお、本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後、本買取契約を締結する予定です。

また、本買取契約において、当社と割当予定先は、本新株予約権について、取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項から第5項までの定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数の合計が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る行使（以下「制限超過行使」といいます。）を制限するよう措置を講じる予定です。

具体的には、以下の内容を本買取契約で締結する予定です。

割当予定先が制限超過行使を行わないこと

割当予定先が本新株予約権を行使する場合、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うこと

割当予定先が本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対し、当社との間で前記及びに定める事項と同様の内容を約させること

割当予定先は、転売先となる者がさらに第三者に転売する場合も、あらかじめ当該第三者に対し当社との間で前記及びに定める事項と同様の内容を約させること

当社は割当予定先による制限超過行使を行わせないこと

当社は、割当予定先からの転売先となる者（転売先となる者から転売を受ける第三者を含みます。）との間で、当社と割当予定先が合意する制限超過行使の制限と同様の合意を行うこと

(5) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

DeFi社

当社は、DeFi社の2025年12月期のAnnual Report（米国証券取引委員会（以下「SEC」といいます。）のForm10-Kに基づく資料）により、2025年12月31日現在の割当予定先における連結ベースでの現金及び現金同等物が5,920千米ドル（円換算額：926,835千円）、参照為替レート：156.56円（株式会社三菱UFJ銀行2025年12月30日時点仲値）であることを確認しており、本新株式及び本新株予約権の払込み並びに本新株予約権の行使に必要なかつ十分な資金を有していると認められることから、当該払込み及び行使に支障はないと判断しております。

なお、2026年1月1日以降、割当予定先において、その財務状況に大きな変更がないことを口頭にて確認しております。

マッコリー

当社は、マッコリーの2026年3月期の半期レポート（豪州の平成13年（2001年）会社法（英名：Corporations Act 2001）に基づく資料）により、2025年9月30日現在の割当予定先における連結ベースでの現金及び現金同等物が50,570百万豪ドル（円換算額：4,950,297百万円）、参照為替レート：97.89円（株式会社三菱UFJ銀行2025年9月30日時点仲値）であることを確認しており、本新株予約権の払込み及び行使に必要なかつ十分な資金を有していると認められることから、当該払込み及び行使に支障はないと判断しております。なお、2025年10月1日以降、割当予定先において、その財務状況に大きな変更がないことを口頭にて確認しております。

(6) 割当予定先の実態

DeFi社

割当予定先であるDeFi Development Corpは、NASDAQに上場し、SECの監督及び規制を受けており、また、当社独自の調査として口頭での確認に加えてインターネット検索による調査を行い、DeFi社の役員及び株主が反社会勢力との繋がりやその影響を受けているようなニュース、ネット記事、風評がないことを確認しております。さらに、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを確認するため、DeFi社からは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けております。

以上から総合的に判断し、当社は、DeFi社、並びにDeFi社の出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

マッコリー

割当予定先であるマッコリー・バンク・リミテッドは、マッコリー・ピーエイチ・ピーティーワイ・リミテッドの100%子会社であり、マッコリー・ピーエイチ・ピーティーワイ・リミテッドは、オーストラリア証券取引所（ASX）に上場し、オーストラリアの銀行規制機関であるオーストラリア健全性規制庁APRA（Australian Prudential Regulation Authority）の監督及び規制を受けております。マッコリー・グループ・リミテッドの100%子会社であります。日本においては、割当予定先の関連会社であるマッコリーキャピタル証券会社が第一種金融商品取引業の登録を受け、金融庁の監督及び規制を受けております。以上のような、割当予定先の属するグループが諸外国の監督及び規制のもとにある事実について、当社は割当予定先の担当者との面談によるヒアリング及びAPRAホームページ、割当予定先のアニュアルレポート等で確認しております。また、割当予定先、当該割当予定先の役員及び主要株主が反社会的勢力とは一切関係がないことについて、割当予定先からその旨を証する書面を受領し確認しております。以上から、割当予定先並びにその役員及び主要株主が反社会的勢力とは関係がないものと判断しており、その旨の確認書を取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。但し、割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要することを規定する本買取契約を締結する予定です。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本新株式

<本新株式>

本新株式の発行価額につきましては、直近の株価が現在の当社及び外部環境を反映した客観的な評価であると判断し、割当予定先との協議の結果、本資金調達に係る取締役会決議日の前営業日（2026年4月20日）の取引所における普通取引の終値296円と同額を基準とし、1株267円（ディスカウント率9.80%）といたしました。発行価額の決定については、割当予定先から当社の業績動向、財務状況、株価動向等を勘案し一定程度のディスカウントの要望があり、割当予定先と協議いたしました。早期に事業基盤を確立し、企業価値向上を実現するためには、上記「第1 募集要項 7 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載の資金が必要不可欠であり、当社からは有利発行とならないような発行価額についての説明を行う等交渉を進めた結果、割当予定

先の発行価額のディスカウントに対する要望を日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に基づき範囲内で受け入れたものです。

なお、本新株式の発行価額については、当該直前営業日までの1か月間の終値平均289円に対しディスカウント率7.48%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均330円に対しディスカウント率19.21%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均273円に対しディスカウント率2.15%となっております。本新株式の発行価額の算定方法について、発行決議日の直前営業日の終値を発行価額の基準値として採用した理由は、上場株式の公正な価格を算定する際には、株価操作を目的とする不正な手段を用いた取引がなされた場合や、株式市場全体が不安定な値動きをしている場合、当該株式の市場価格が算定直前のある一定の時期に当該上場会社の業績等に関係なく大きく変動している場合など、通常の形態の取引以外の要因によって市場価格が影響され、それが企業の客観的価値を反映しないなどの特段の事由のない限り、算定時に最も近い時点の市場価格を算定の基礎に用いることが相当とされているところ、当社の株価については、上記特段の事由も見出せず、現在の株価は通常の形態の取引によって形成された市場価格であり、したがって、算定時に最も近い時点の市場価格である取締役会決議日の前営業日の終値が、直前の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。かかる発行価額については、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、有利発行に該当しないものと判断しております。

また、当社の監査等委員会から、払込金額が、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠したものであり、適法であり、「特に有利な発行価額」には該当しない旨の意見を得ております。

<本新株予約権>

当社は、本新株予約権の発行要項及び本第三者割当契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権の価格の評価を第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計（代表者：山本顕三、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号）（以下「赤坂国際会計」といいます。）に依頼しました。赤坂国際会計は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、株価（296円）、行使価額（第22回新株予約権：278円、第23回新株予約権：600円、第24回新株予約権：296円）、予定配当額（0円/株）、権利行使期間（2年）、無リスク利率（1.4%）、ボラティリティ（66.3%）、当社及び割当予定先の行動等について一定の前提（割当予定先が本新株予約権を行使する際に当社がその時点で公募増資等を実施したならば負担するであろうコストと同水準の割当予定先に対するコストが発生すること、当社には資金調達需要が存在し、経済合理性よりも資金調達需要を優先し、割当予定先による権利行使を促進するよう行使条件等を運用すると共に、かかる資金調達需要に基づき行使価額修正条項を運用すること等を含みます。）を置いて評価を実施し、本新株予約権1個当たりの評価結果は第22回新株予約権50円、第23回新株予約権12円、第24回新株予約権263円となりました。当社は、当該第三者算定機関の算定結果を参考として割当予定先と協議し、交渉を進めた結果、1個当たりの発行価額は当該第三者算定機関の算定結果と同額である第22回新株予約権50円、第23回新株予約権12円、第24回新株予約権263円と決定しました。

なお、当社は、本新株予約権の発行価額は、赤坂国際会計の算定した公正価値と同額であり、割当予定先に特に有利な金額には該当しないと判断しております。また、本新株予約権の行使価額を、第22回新株予約権278円、第23回新株予約権600円、第24回新株予約権296円といたしました。本新株予約権の行使価額の修正頻度、行使価額の修正に係るディスカウント率及び下限行使価額等は、当社普通株式の株価動向及び当社株価への影響、並びに当社が希望する資金調達の蓋然性等を総合的に勘案した上で、割当予定先との間での協議を経て決定したものであります。

また、第22回新株予約権のその後の行使価額は、修正日に、各修正日の前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の94%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正されるものの、その価額は下限行使価額を下回ることはありません。なお、下限行使価額は、発行決議日の直前取引日終値の50%に相当する金額（1円未満切り上げ）としており、類似の新株予約権の発行例と比べて過度に低い水準となることはないことから、特に不合理な水準ではないと考えております。同様に、第23回新株予約権の当初行使価額は600円に設定されており、当社が決議した場合には行使価額は修正されるものの、修正後の行使価額は修正日に、各修正日の前取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値）の94%に相当する金額の1円未満の端数を切り捨てた金額に修正されるものの、その価額は下限行使価額を下回ることはありません。さらに、第24回新株予約権の当初行使価額は296円に設定されており、行使価額は修正されるものの、直前の行使価額修正から6か月を経過していない場合には、当社は新たに行使価額の修正を行うことはできない旨も規定されるため、特に不合理な水準ではないと考えており、本資金調達の蓋然性を高めるためには必要かつ妥当であると判断しております。

なお、本新株予約権の行使価額の当該直前営業日までの1か月間の終値平均289円に対し、第22回新株予約権のディスカウント率3.66%、第23回新株予約権のプレミアム率107.92%、第24回新株予約権のプレミアム率2.57%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均330円に対し第22回新株予約権のディスカウント率15.88%、第23回新株予約権のプレミアム率81.55%、第24回新株予約権のディスカウント率10.44%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均273円に対し第22回新株予約権のプレミアム率1.88%、第23回新株予約権のプレミアム率119.88%、第24回新株予約権のプレミアム率8.47%となっております。本新株予約権の行使価額の算定方法につ

いて、取締役会決議日の前営業日終値を参考値として採用いたしましたのは、過去1か月平均、3か月平均、6か月平均といった過去の特定期間の終値平均株価を用いて行使価額を算定するのは、必ずしも直近の当社株式の価値を公正に反映していないと考えられ、取締役会決議日の前営業日終値に形成されている株価が、直近の市場価格として、当社の株式価値をより適正に反映していると判断したためであります。

また、当社の監査等委員会より、当社と独立した当該第三者評価機関が本新株予約権の発行価額の算定方式としてモンテカルロ・シミュレーションを採用することについては合理性を有していると考えられ、当該第三者機関による本新株予約権の評価単価の算定方法及び結果を記載した評価報告書において適用された基礎数値、当事者の行動及び評価ロジック並びにその他の採用数値はそれぞれ合理的ないしは適切であることから、当該評価報告書に記載された本新株予約権の評価単価と同額である本新株予約権の発行価額は、有利発行には該当せず、適法である旨の意見をいただいております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本新株式の発行及び全ての本新株予約権が行使された場合による新規発行株式数は合計10,900,000株（議決権数109,000個）であり、2025年12月31日現在の当社発行済株式総数15,899,482株及び総議決権数158,477個を分母とする希薄化率は約68.56%（議決権ベース約68.78%）となる見込みです。これにより既存株主におきましては、本資金調達により株式持分及び議決権比率に対して相当程度の希薄化が生じます。

なお、2025年6月30日現在の当社発行済株式総数14,248,282株及び総議決権数141,970個に対して、本日の発行決議に先立つ6か月以内に発行された当社普通株式1,651,200株（議決権数16,512個）を合算した総株式数は、12,551,200株（議決権数125,512個）となり、これに係る希薄化率としては、88.09%（議決権ベースの希薄化率は88.41%）に相当します。

しかしながら、当社は、本第三者割当により調達した資金を上記「第1 募集要項 7 新規発行による手取金の使途 (2) 手取金の使途」に記載した各資金使途に充当する予定であり、これは当社の企業価値の向上を実現し、売上及び利益を向上させるとともに、安定した業績の拡大に寄与するものであって、中長期的な観点から当社の既存株主の皆様への利益に貢献できるものと考えており、株主価値向上の観点からも合理的であると判断しております。具体的には以下の理由によります。

事業機会の時間軸と規模の不可分性

暗号資産市場は機関投資家の参入を前提とした構造的な成長局面にあると考えており、一定のまとまった資金を早期に投下することが不可欠と考えております。段階的な小規模調達では市場参入のタイミングを逸するリスクがあると考えております。

三層の収益構造

当社はDeFi運用による利益の実現、デジタル資産の価格の変動に伴う損益、市況非連動の事業収益の三層構造を設計しており、仮にデジタル資産の価格が下落局面であっても、DeFi運用による利益の実現及び市況非連動の事業収益によって当社は収益を獲得いたします。

既存事業との相乗効果

当社の6,000社を超える顧客基盤とAI技術基盤を有するマーケAX事業が主力となり、クリプト関連事業はこの既存アセットを活用した収益の上乗せと考えております。本資金調達により支出予定の事業シナジーの創出に係る投資（300百万円）がこの結合を加速します。

なお、本第三者割当により、希薄化率が25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、経営者から独立した者として、小池洋介弁護士（伊藤小池法律事務所所属）、平塚晶人弁護士（伊藤小池法律事務所所属）及び鈴木広喜弁護士（望記総合法律事務所所属）の3名によって構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）を設置いたしました。なお、本第三者委員会の構成メンバー及びその経営する企業と当社との間に、直接の取引関係はありません。本第三者委員会は、希薄化の規模の合理性、資金調達手法の妥当性、及び割当予定先の妥当性等について慎重に審議し、「第3 第三者割当の場合の特記事項 6 大規模な第三者割当の必要性 (2) 大規模な第三者割当を行うこととした理由」に記載のとおり、2026年4月20日付けで本第三者割当の必要性及び相当性が認められるとの意見を表明いたしました。以上の理由により、当社といたしましては、本資金調達は、企業価値、株主価値の向上に寄与するものと見込まれ、既存株主の利益にも資するものと判断しており、今回の発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

本新株式の発行数及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数は10,900,000株（議決権数は109,000個）であり、当社の総議決権数158,477個（2025年12月31日時点）に占める割合が68.78%となります。そのため、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、「企業内容等の開示に関する内閣府令 第2号様式 記載上の注意（23 - 6）」に規定する大規模な第三者割当に該当いたします。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
マッコーリー・バンク・リミ テッド	Level1,1ElizabethStreet,Sydn eyNSW2000,Australia	0	0.00	9,400,000	35.14
中村 壮秀	東京都渋谷区	4,806,972	30.33	4,806,927	17.97
DeFi Development Corp	6401 Congress Avenue, Suite 250, Boca Raton, Florida 33487, United States	0	0.00	1,500,000	5.61
木下 政弘	大阪府堺市西区	630,000	3.98	630,000	2.36
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人 インタラクティ ブ・ブローカーズ証券株式会 社)	ONE PICKWICK PLAZA G REENWICH, CONNECTICUT 06830 USA (千代田区霞が関3丁目2番5 号)	621,500	3.92	621,500	2.32
株式会社SBI証券	港区六本木1丁目6番1号	308,300	1.95	308,300	1.15
渡邊 涼一	北海道札幌市	261,700	1.65	261,700	0.98
株式会社ZUU	東京都港区麻布台1丁目3番1 号麻布台ヒルズ森JPタワー46 階	261,700	1.65	261,700	0.98
合同会社MNカンパニー	東京都千代田区平河町2丁目 16-1	250,000	1.58	250,000	0.93
株式会社MFTTrustLead	渋谷区桜丘町18番4号	237,000	1.50	237,000	0.89
計		7,377,172	46.55	18,277,172	68.33

(注) 1. 中村壮秀氏の所有株式数は、実質所有者を確認できたため同氏が株式会社日本カストディ銀行に信託している900,000株を含めた実質所有株式数を記載しております。その他の株主については、株主名簿の記載通りに記載しております。

2. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2025年12月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。
3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、割当後の所有株式数に係る議決権の数を、2025年12月31日時点の総議決権数（158,477個）に基づき、本新株式の発行により増加する議決権数（7,000個）及び本新株予約権の目的となる株式発行により増加する議決権数（102,000個）を加えた数で除して算出しております。
4. 割当前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点第3位を四捨五入しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

(1) 大規模な第三者割当を行うこととした理由

上記「4 新規発行新株予約権証券（第22回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等（注）1．本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由（1）資金調達の目的」に記載のとおりです。

(2) 大規模な第三者割当による既存株主への影響についての取締役会の判断の内容

本新株式の発行数及び本新株予約権が全て行使された場合に交付される株式数の合計は10,900,000株（議決権数は109,000個）であり、2025年12月31日時点の当社発行済株式総数15,899,482株及び議決権数158,477個を分母とする希薄化率は68.56%（議決権ベースの希薄化率は68.78%）に相当します。また、2025年6月30日現在の当社発行済株式総数14,248,282株及び総議決権数141,970個に対して、本日の発行決議に先立つ6か月以内に発行された当社普通株式1,651,200株（議決権数16,512個）を合算した総株式数は、12,551,200株（議決権数125,512個）となり、これに係る希薄化率としては、88.09%（議決権ベースの希薄化率は88.41%）に相当します。したがって、割当議決権数が総株主の議決権数の25%以上となることから、上記「4 大規模な第三者割当に関する事項」に記載のとおり、本新株予約権の発行は大規模な第三者割当に該当いたします。

しかし、当社取締役会は、大規模な希薄化を伴うことを考慮しても、本資金調達による調達資金は「4 新規発行新株予約権証券（第22回新株予約権証券）（2）新株予約権の内容等（注）1．本新株予約権の発行により資金の調達をしようとする理由（1）資金調達の目的」に記載のとおり、当社の企業価値の向上を実現し、売上及び利益を向上させるために必要不可欠であると考えていることから、既存株主の皆様にとっても有益であり、発行数量及び株式の希薄化規模は合理的であると判断しております。加えて、後記「(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程」に記載のとおり、本資金調達に対する本第三者委員会における意見を踏まえれば、本資金調達によって生じる大規模な希薄化を考慮してもなお、本資金調達を実行することには必要性及び合理性が認められるものと判断しております。

(3) 大規模な第三者割当を行うことについての判断の過程

本第三者割当により、希薄化率が25%以上となることから、取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、経営者から一定程度独立した者による当該割当の必要性及び相当性に関する意見の入手又は当該割当に係る株主総会決議等による株主の意思確認手続のいずれかが必要となります。

そこで当社は、本資金調達が既存株主に対して大規模な希薄化を生じさせることに鑑み、本第三者委員会を設置し、本資金調達の必要性と相当性について調査の上、当社取締役会に対して意見を答申することを委嘱し、以下の内容の意見書を2026年4月20日に入手しております。

（意見の概要）

第1 本第三者委員会の結論

本第三者委員会は、以下の結論を表明する。
本資金調達には必要性及び相当性が認められる。

第2 本第三者委員会の検討内容

1 はじめに

本資金調達に必要性及び相当性が認められるかについては、本資金調達の必要性、手段の相当性及び発行条件の相当性等を総合考慮して検討する必要がある。

特に本件では、第三者割当の方法により、本新株式に加え、商品性及び役割の異なる第22回新株予約権、第23回新株予約権及び第24回新株予約権が同時に発行されること、割当予定先がD e F i社及びマッコーリーという性質の異なる2者によって構成されていること、並びに希薄化率が相応の規模に及ぶことから、単に資金需要の有無を確認するだけでは足りず、貴社が掲げる本構想の内容、当該構想と既存事業との関係、資金用途の具体性、各証券の役割分担、割当予定先の選定理由及び既存株主に対する影響を慎重に検討する必要がある。

また、本件においては、発行時点で確定的に資金が払い込まれる本新株式と、将来の行使により段階的に資金が流入する本新株予約権とが併用されており、さらに、本新株予約権についても、当初からMSワラントとして設計されたもの、当初は高い行使価額を設定しつつ必要に応じて修正可能とされたもの、及びD e F i社への割当てを通じて事業連携の可能性を追求するという趣旨を有するもので、その性質に差異がある。そのため、本件を評価するに当たっては、各証券を個別に観察するだけでなく、全体としてどのような資本政策上の構造を採用しているかという観点から把握することが相当である。

2 本資金調達を行う必要性について

貴社によれば、本資金調達の背景事情として、概ね以下のような目的及び理由が存在するという。

まず、貴社は、現在、マーケティングA X支援事業を主力事業として展開しているが、事業基盤の拡大を目指し、2025年11月14日に、クリプト領域イネーブラー事業の立ち上げを目的とした第三者割当増資を実施

したとのことである。その後、事業環境及び貴社の戦略に重要な進展があり、新たに「オンチェーン経済圏」構想を掲げて、オンチェーン経済圏へ本格的に参入することを決定したと説明している。

貴社の説明によれば、本構想は、オンチェーン・インベストメント、オンチェーン運用・導入支援、オンチェーン事業開発の三つの事業領域から構成されるものであり、単なる暗号資産の保有・運用にとどまらず、デジタル資産の自己保有・運用を通じた収益機会の獲得、その運用ノウハウを踏まえた企業向け支援、さらにはRWA（現実資産）のトークン化市場の拡大を見据えたマーケットプレイス及びディストリビューション機能の構築等を志向するものであるという。また、AIエージェントを活用した資産運用の可能性を探索し、これを運用戦略として実装することも視野に入れているとされている。

さらに、貴社によれば、本構想は、2026年1月に策定に着手した次世代DAT（デジタル・アセット・トレジャリー）構想における3つの事業領域を、その後の体制整備及び外部環境の変化を踏まえて具体化のうえ再編したものである。すなわち、2026年1月16日に最高暗号資産責任者（CCO）を新設し、大木悠氏を任命するとともに次世代DAT構想の策定に着手したこと、同月21日にWeb3事業戦略、会計・財務・暗号資産規制及び暗号資産・Web3法務等の各分野の専門家4名を顧問として招聘したこと、同年2月5日に国内子会社アライドクリプト株式会社の設立を決議し、同年3月10日に設立登記を完了したこと、同年3月18日には前回調達資金の用途を変更してシンガポール連結子会社Allied Verse Pte. Ltd.への増資に充当することを決議したこと、さらに、株式会社PGLとのパートナーシップ契約の締結、一般社団法人Ethereum Japanが設立したDigital Assets Working Groupへの参画、日本デジタル経済連盟のトークナイゼーションPTにおける「暗号資産運用ワークショップ」の主導等を通じて、事業推進体制及び外部ネットワークの整備を進めてきたと説明している。

加えて、貴社によれば、外部環境においても、オンチェーン経済圏の拡大を後押しする動きが加速しているとのことである。国内では、自由民主党が人工知能（AI）やブロックチェーン技術を活用した新たな金融ビジネスのあり方を議論する「次世代AI・オンチェーン金融構想プロジェクトチーム（PT）」を設置し、米国においてはナスダック及びニューヨーク証券取引所が株式やETF等のトークン化取引に向けた体制整備を進めているなど、グローバルにオンチェーン金融の制度化・実装化が進展しているとされる。貴社は、そのような外部環境の変化も踏まえ、本構想を中長期的な成長戦略として本格的に推進する必要があると判断したと説明している。

また、貴社によれば、本資金調達による調達資金は、主として、「オンチェーン経済圏」構想の推進に係る投資として2,857百万円、具体的にはデジタル資産の購入・保有・運用に2,827百万円、事業体制の構築に30百万円、AI×オンチェーン領域での事業シナジーの創出に係る投資として300百万円に充当する予定であるとされる。事業体制の構築には、資産保管体制（カストディ）の構築・運用、セキュリティ及びシステム基盤の整備、法務・コンプライアンス体制の確保、人材・拠点の確保、並びにエコシステム形成に係る対外的活動費用等が含まれると説明されている。

さらに、貴社によれば、前回調達資金297百万円については、当初はクリプト領域イネーブラー事業の立ち上げ規模として想定されていたが、その後の戦略進展に伴い、実質的に大半の用途が既に確定しているとのことである。具体的には、クリプト領域におけるエンタープライズ向け導入支援及び関連システムの提供に係る事業開発投資77百万円（うち18百万円充当済み）及びAllied Verse Pte. Ltd.への増資220百万円に振り向けられており、本格的なデジタル資産の購入・保有・運用及び事業基盤整備のためには、追加資金が必要になると説明している。

また、貴社によれば、本件においてDefi社を本新株式及び第24回新株予約権の割当予定先としたのは、単に資金の出し手としてではなく、同社との資本関係を通じて、事業連携の可能性を追求する趣旨もあるという。貴社によれば、Defi社は米国に本社を置くDigital Asset Treasury企業であり、デジタル資産の戦略的保有・運用及びAI活用不動産プラットフォーム事業を展開していること、バリデーター運営やDefiを活用した暗号資産運用に関する知見及び実績を有すること、そして同社が提供する暗号資産の資産運用ソリューションの日本展開を視野に入れた協議を開始していることから、本構想の実現を加速させる一要素になり得ると考えているとのことである。もっとも、現時点では交渉段階であり、具体的な決定事項はないことも併せて説明されている。

本第三者委員会として以上の事情を検討したところ、第一に、貴社が本件において推進しようとしている内容は、単なる抽象的な新規事業構想にとどまらず、体制整備、子会社設立、既存調達資金の用途変更、外部パートナーとの関係構築等の具体的な準備行為を既に伴っていることが認められる。そのため、本構想は、今後の実行過程においてなお不確実性を伴うとしても、現時点において全くの構想段階にとどまるものではなく、一定の具体性及び継続性を有するものと理解し得る。

第二に、貴社が説明する資金使途の内容は、デジタル資産の購入・保有・運用、当該事業を支える体制整備及び既存事業とのシナジー創出という柱に整理されており、その大枠及び方向性は相応に明確である。もっとも、購入対象、構成比率、購入時期、運用手法、投資対象の具体的な内容等は市場環境、規制動向及び貴社グループのガバナンス方針等を踏まえて機動的に決定されることとされており、その詳細が現時点で完全に確定しているわけではない。しかしながら、新規事業及び投資関連事業における資金使途は、その性質

上、一定程度の機動性を残さざるを得ない側面があり、そのことのみをもって資金需要の具体性が否定されるものではないと考えられる。

第三に、前回調達資金について既に相当部分の用途が確定しているという説明、及び今回の300百万円が運転資金ではなくA I x オンチェーン領域での事業シナジー創出に係る成長投資として位置付けられているという説明を踏まえ、今回の調達が、財務安定化資金又は単なる穴埋め資金ではなく、主として成長投資を目的とするものであるという貴社の整理には、一応の整合性が認められる。

第四に、D e F i 社との関係については、現時点で具体的提携内容が確定しているとはいえず、本第三者委員会としても、その成果又は実現可能性を断定的に評価することはできない。しかしながら、少なくとも、貴社がD e F i 社をデジタル資産運用に関する知見、ネットワーク及び事業提携の可能性を有する相手方として位置付け、そのことが本新株式及び第24回新株予約権の割当てという構造にも反映されていることは認められる。

以上を総合すると、本第三者委員会としては、貴社が本構想を本格的に推進するに当たり、追加的な成長投資資金を必要とするとは判断したことには一定の合理性があり、本資金調達の必要性は肯定されると考える。

3 手段の相当性について

(1) 資金調達方法の選択について

貴社によれば、本資金調達は、第三者割当の方法により、D e F i 社に対して本新株式及び第24回新株予約権を割り当てるとともに、マッコーリーに対して第22回新株予約権及び第23回新株予約権を割り当てることによって実施される。すなわち、本件は、単一の証券又は単一の割当予定先による一括調達ではなく、発行時に一定額の資金を確定的に確保する本新株式と、将来の行使により段階的に資金を調達する本新株予約権とを組み合わせ、さらに本新株予約権についても、商品性の異なる三系列の証券を併用するという構造を採用している。

まず、本新株式については、払込期日において一定額の資金が確定的に払い込まれるため、貴社が早期に着手又は継続する必要があると考えるデジタル資産の取得及び事業体制整備のための原資を、発行時点で確保し得る点に特徴がある。一般に、新株予約権による調達は、将来の行使に依存する以上、資金流入の時期及び金額に不確実性を伴うが、本件では本新株式を併用することにより、その不確実性を一定程度緩和している。貴社が、資金調達方法の選択に際し、資金需要に対し一定の金額を発行時点で調達するという点を重要視したと説明していることには、相応の合理性が認められる。

次に、第22回新株予約権は、当初から行使価額修正条項付の新株予約権として設計されており、対象株式数も本件で最大規模である。貴社によれば、同新株予約権は、本件で発行する本新株式及び本新株予約権の中で最も大きな金額を占め、資金調達の蓋然性の高さを重視して商品性を決定したものであるという。すなわち、株価が一定の範囲で推移する限り、終値連動型の修正条項により、株価水準に応じて段階的に行使が進むことが期待されることから、本構想に必要な資金の中核部分を担う調達手段として位置付けられている。もっとも、行使価額修正条項付の新株予約権には、行使価額の下修正に伴う希薄化の進行や市場売却による需給悪化リスクが内在するが、本件においては、潜在株式数が固定され、第22回新株予約権については下限行使価額も設けられているため、その影響に一定の歯止めを設けようとする構造が採られている。

また、第23回新株予約権について、貴社は、当初行使価額を600円に設定し、株価上昇局面における有利な資金調達余地を確保することを企図したと説明している。同新株予約権は、当初は比較的高い行使価額での調達余地を確保しつつ、必要に応じて取締役会決議により行使価額修正選択権を行使し、修正型の新株予約権へ移行し得る構造とされている。貴社によれば、このような設計を採用した理由は、行使価額を完全に固定した場合には、株価上昇局面におけるメリットを十分に取り込み得ない一方、株価下落局面では行使が進まない可能性があることから、株価上昇時にはアップサイドを狙い、必要に応じて柔軟に修正可能とすることにより、調達機会を確保するためであるとのことである。

さらに、第24回新株予約権について、貴社は、これをD e F i 社に割り当てることにより、同社との資本関係構築の意味合いを持たせつつ、一定の将来調達余地も確保する構造として設計したと説明している。第24回新株予約権は、当初行使価額296円を基礎とし、取締役会の決議により行使価額の修正を決定した場合には、各修正日の前取引日の終値の94%に相当する金額がその時点で有効な行使価額を1円以上下回る場合に限り、当該金額へ修正されるものとされている。また、直前の行使価額修正から6か月を経過していない場合には新たな修正を行えないとされており、相対的に修正頻度を抑えた設計になっている。貴社によれば、これは、D e F i 社との関係を踏まえつつ、行使条件に一定の安定性を持たせるためであるという。

加えて、貴社によれば、本件の特徴として、異なる当初行使価額の新株予約権による調達、対象株式数の固定、取得条項、資金調達のスタンバイとしての時間軸調整効果、不行使期間、譲渡制限が挙げられるという。すなわち、3本の新株予約権を一本化せず、それぞれ異なる行使価額及び商品性を持たせることにより、確定的な初期資金確保、市場連動型の段階的調達、株価上昇局面における有利な調

達及びD e F i社との資本関係構築を通じた事業連携可能性の追求という異なる目的を同時に達成しようとしている。

他方で、貴社も開示原稿において認めているとおり、本件には、不特定多数の新投資家へのアクセスの限界、株価下落又は低迷時に行使が進まない可能性、割当予定先による市場売却に伴う株価下落可能性、相応規模の希薄化、及び一定期間における追加的なエクイティ性証券発行の制限等のデメリットが存在する。特に、第22回新株予約権及び第23回新株予約権については、マッコーリーが純投資目的であり、行使により取得した株式について比較的短期での売却を目指す方針であることから、市場での売却に伴う需給への影響は、一般論として否定できない。また、行使価額修正条項付新株予約権である以上、行使価額の修正に伴い、既存株主の持分比率に相当の影響が生じる可能性もある。

もっとも、これらのデメリットは、新株予約権型の第三者割当一般に内在する性質でもある。そして本件では、潜在株式数の固定、下限行使価額、取得条項、不行使期間、譲渡制限及び制限超過行使措置等により、その影響に一定の配慮を加えた設計が採られている。したがって、本件の評価に当たっては、これらのデメリットの存在のみを捉えるのではなく、どのような手当てが講じられているかも併せて見る必要がある。

続いて、貴社は、他の資金調達手段についても比較検討したと説明している。

公募増資との比較

公募増資は、一度に相当額の資金調達を行い得る手法であるが、発行時に希薄化が一括して顕在化し、株価に対する直接的影響が大きくなり得る。貴社は、今回のように新規事業投資のための資金需要を有する一方で、既存株主への影響にも配慮すべき局面においては、公募増資を当然の前提とするのではなく、一定額を本新株式で確保しつつ、残部を新株予約権の行使により段階的に取り込む方が相当であると判断したと説明している。

また、公募増資では、条件決定から払込みまでの間に株価が変動することにより、調達条件が不利化するリスクがあるのに対し、本件の新株予約権構造は、発行後の市場環境に応じて行使の時期及び規模が分散されるため、一定の柔軟性を有する。この比較には一応の合理性がある。

株主割当増資との比較

株主割当増資は、既存株主に平等な取得機会を付与し得る点で公平性に優れるが、実際の払込みが株主の参加率に左右されるため、必要額を確実に調達できるとは限らない。また、権利行使管理等を含めた実務負担も相応に大きい。貴社が、本件においては、資金調達の確実性及び実行可能性をより重視し、株主割当増資を採用しなかったと説明していることは、一応理解し得る。

新株予約権無償割当による増資（ライツ・オフアリング）との比較

ライツ・オフアリングについては、コミットメント型はコスト面の負担が大きく、ノンコミットメント型は参加率及び調達額の不確実性があるほか、貴社の業績状況及び上場規程との関係でも制約が存在すると説明されている。貴社は、そのような事情を踏まえ、本件においては、必要な資金需要に見合う確実性を有する手段としては相当でないと判断したと説明しており、この比較にも一応の合理性が認められる。

社債又は借入による資金調達との比較

社債又は借入による調達は希薄化を伴わないが、全額が負債として計上されるため、財務健全性が低下する可能性がある。貴社は、今回の資金調達が新規事業推進のための成長投資であることに照らし、財務体質への影響を踏まえると、これを主要な調達手段とすることは相当でないと判断したと説明している。特に、暗号資産関連事業のようにボラティリティの高い領域へ進出する局面において、過度にデットへ依存しないという判断には、一定の合理性が認められる。

以上の比較検討を踏まえ、本第三者委員会で手段の相当性を検討した。貴社が、本新株式による確定資金の確保、第22回新株予約権による市場連動型の段階的調達、第23回新株予約権による株価上昇局面でのアップサイド調達余地、第24回新株予約権によるD e F i社との資本関係構築を通じた事業連携可能性の追求という複数の目的を、一つの手段に単純化するのではなく、商品性の異なる証券を組み合わせることによって実現しようとした判断には、相応の合理性が認められると考えられる。すなわち、貴社は、単に資金調達の実行可能性のみを重視して本件スキームを採用したのではなく、現在の株価水準、資金需要の性質、既存株主に対する影響、D e F i社との事業連携可能性の意義、将来の株価上昇局面における有利な資本調達余地の確保及び市場環境に応じた機動的調整の必要性といった複数の事情を総合考慮した上で、現時点において相応な手段として本件を位置付けているものと認められる。

また、本件は、一般的な単一シリーズの行使価額修正条項付新株予約権のみを用いる資金調達と比べても、より複合的な設計が採られている点に特徴がある。すなわち、本新株式によって初期資金を確定的に確保しつつ、第22回新株予約権を中核的な市場連動型調達手段として配置し、第23回新株予約権により株価上昇局面における追加調達余地を残し、さらに第24回新株予約権をD e F i社との関係を踏まえたシリーズとして組み込むことにより、資金調達の時間軸、価格水準及び事業上の意味付けを分散している。このような設計は、直ちに大規模な希薄化を伴う単純な一括発行とは異なり、資本政策上の柔軟性を相応に意識したものと評価し得る。

さらに、本件では、取得条項、不行使期間、譲渡制限、制限超過行使措置等の仕組みも設けられており、これらは、資金調達手段としての機動性を維持しつつ、行使の進行及びそれに伴う希薄化の顕在化時期に一定の調整余地を残すものである。もちろん、それらが市場影響又は希薄化を完全に排除するものではないが、少なくとも、貴社が一切の歯止めなく新株予約権を発行しようとしているわけではなく、既存株主への影響を一定程度意識した設計が採られていることは認められる。

本第三者委員会としては、本件スキームが他の資金調達手段と比較して全ての点で優越する唯一の手段であるとまでいうものではない。しかし、少なくとも、本件における資金需要の内容、本構想の進捗状況、足元の市場環境、既存株主への希薄化影響に対する配慮、DeFi社との関係位置付け及び貴社が説明する各証券の役割分担を総合考慮した場合には、本件手法を選択したことに不合理な点は見当たらず、むしろ相応にバランスの取れた手段選択であると評価することができると思う。

上記の理由から、本資金調達の仕組みを選択した貴社の判断には、一定の合理性が認められると考える。

(2) 割当予定先の選定理由について

本件の割当予定先は、DeFi社及びマッコリーである。

まず、DeFi社について、貴社は、同社が米国に本社を置くDigital Asset Treasury企業であり、自社株式のトークン化やリキッドステーキングトークンの発行を含むRWA・DeFi領域の取組みを進め、デジタル資産の戦略的保有・運用及びAI活用不動産プラットフォーム事業を展開していること、また、バリデータ運営やDeFiを活用した暗号資産運用に関する知見及び実績を有していることから、本新株式及び第24回新株予約権の割当予定先として選定したと説明している。貴社によれば、DeFi社は2025年第三四半期にソラナ(SOL)のステーキング及びDeFiによる運用利回りが11.4%に達したとされ、デジタル資産運用のノウハウに加え、グローバルなクリプトエコシステムへのアクセス及びAI活用に関する知見も有すると評価しているとのことである。

また、貴社によれば、DeFi社を割当予定先とする事業上の意義は、単に資金を受け入れることにとどまらず、貴社がオンチェーン・インベストメント及びオンチェーン運用・導入支援を推進するうえで必要となる実務上の知見、ネットワーク及び事業上の連携可能性を取り込む点にあるとされている。もっとも、現時点では同社が提供する暗号資産の資産運用ソリューションの日本展開を視野に入れた戦略的提携については協議段階にあり、具体的な決定事項はないと説明されているのであって、その成果や実現可能性を断定的に評価することは相当ではない。しかしながら、少なくとも、貴社が同社を、資金供給主体としてのみならず、本構想に関連する実務上の知見及び事業上の連携可能性を有する相手方として位置付けていること、それが本新株式及び第24回新株予約権の割当てという構造にも反映されていることは認められる。

なお、貴社によれば、DeFi社からは、本第三者割当により取得する貴社普通株式及び第24回新株予約権の行使により取得する貴社普通株式を中長期的に保有する意向である旨の説明を受けており、払込日から2年以内に株式の全部又は一部を譲渡した場合には、その内容を貴社に書面で報告し、貴社が東京証券取引所に報告すること及び公衆縦覧に供されることに同意する旨の確約書を取得する予定であるとのことである。この点は、DeFi社の保有方針に関する事情の一つとして考慮し得る。

一方、マッコリーについて、貴社によれば、同社はマッコリー・グループに属するグローバル金融機関であり、オーストラリア健全性規制庁(APRA)の監督下にあり、日本市場でも資金調達及び資本ソリューション業務に長年携わってきた実績を有することから、第22回新株予約権及び第23回新株予約権の割当予定先として選定したとのことである。一般に、本件のような行使価額修正条項付新株予約権については、商品性を理解し、行使及び売却を含む執行実務を適切に遂行できる相手方であることが重要であるところ、貴社がそのような観点からマッコリーを選定したことには、一応の合理性が認められる。

また、マッコリーについては、純投資目的であり、本新株予約権の行使により取得する貴社普通株式については、適宜判断の上、比較的短期で売却を目指すものの、運用に際しては市場の影響に常に留意する方針であることを口頭で確認したと説明されている。他方で、本買取契約においては、譲渡制限、制限超過行使措置、不行使期間及び取得条項等の仕組みが設けられる予定であり、本新株予約権の行使及びこれに伴う希薄化の進行については、一定の配慮を加えた枠組みが予定されているとのことである。もっとも、これらの措置は、マッコリーが行使により取得した株式を市場で売却する可能性それ自体を排除するものではないが、その影響に一定の配慮を加える構造が採られていることは認められる。

払込みに要する財産の存在については、貴社によれば、DeFi社については2025年12月期のAnnual Report(SECのForm 10-Kに基づく資料)により、2025年12月31日現在の連結ベースでの現金及び現金同等物が5,920千米ドルであることを確認し、さらに2026年1月1日以降その財務状況に大きな変更がないことを口頭確認したとのことである。また、マッコリーについては、2026年3月期の半期レポートにより、2025年9月30日現在の連結ベースでの現金及び現金同等物が50,570百万豪ドルであることを確認し、2025年10月1日以降その財務状況に大きな変更がないことを口頭確認したとのことである。これらの資料に照らし、貴社が各割当予定先につき、本件払込み及び行使に必要なかつ十分な財産的基盤を有すると

判断したことは、一応の合理性が認められる。反社会的勢力との関係については、貴社によれば、DeFi社については、NASDAQ上場企業としてSECの監督及び規制を受けていることに加え、口頭確認及びインターネット検索による調査を行い、さらに反社会的勢力との関係がない旨の誓約書の提出を受けているとのことである。また、マッコーリーについては、APRAの監督下にあるマッコーリー・グループに属し、日本では関連会社であるマッコーリーキャピタル証券会社が金融庁の監督及び規制を受けていることを、担当者ヒアリング、APRAホームページ、アニュアルレポート等で確認したほか、割当予定先、その役員及び主要株主が反社会的勢力と一切関係がないことを証する書面を受領しているとのことである。以上の確認を前提として、貴社は取引所に対し確認書を提出する予定であると説明している。

以上の事情を踏まえると、DeFi社については事業上の連携可能性及び中長期保有意向、マッコーリーについては新株予約権型ファイナンスの執行能力及び財務基盤という、それぞれ異なる観点から選定理由が構成されていることが認められる。すなわち、本件は、同一の評価軸により画一的に割当予定先を選定したものではなく、各証券に期待される役割及び商品性に応じて、異なるタイプの相手方を選定したものと理解することができる。

本第三者委員会としては、DeFi社との提携内容が未だ協議段階にとどまること、マッコーリーについては純投資目的に伴う市場売却リスクが存在すること等の留保があるものの、現時点で把握した事情の限りにおいては、各割当予定先の選定理由、資力確認、保有方針及び実態確認に関する整理に特段不合理な点は見当たらず、本件割当予定先の選定には相当性が認められると考える。

(3) 小括

以上のとおり、貴社が本資金調達という手段を選択すること、割当予定先の選択について、いずれも相当性が認められると思路する。

4 発行条件の相当性について

(1) 本新株式の発行条件の相当性について

貴社によれば、本新株式の発行価額は、発行決議日前営業日である2026年4月20日の東京証券取引所における貴社普通株式の終値296円を基準として、1株267円に設定されているとのことである。これは、直前終値に対し一定のディスカウントを伴うが、貴社は、直近の市場価格が現在の貴社及び外部環境を反映した客観的な評価であると判断しつつ、DeFi社との協議の結果、資金需要及び事業上の位置付けも踏まえて当該価格を決定したと説明している。

また、貴社によれば、本新株式の発行価額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠する範囲で設定されており、有利発行には該当しないものと判断しているとのことである。加えて、監査等委員会からも、当該発行価額は「特に有利な発行価額」には該当しない旨の意見をj得ているとされる。

本第三者委員会としては、本新株式の発行価額が一定のディスカウントを伴うこと自体は、既存株主に対する影響との関係で慎重な検討を要する事項であるとする。しかし、本件においては、発行価額が直近市場価格を基礎として定められ、発行時に一定額の資金を確保するという本新株式の役割、DeFi社との資本関係構築という本新株式の位置付け、及び監査等委員会の意見等も踏まえると、現時点で把握した事情の限りでは、その決定過程及び水準に直ちに不合理な点があるとまではいい難い。

したがって、本新株式の発行条件については、全体として相当性が認められると考える。

(2) 本新株予約権の発行条件の相当性について

貴社によれば、本新株予約権の発行価額については、独立した第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計に評価を依頼し、同社がモンテカルロ・シミュレーションを用いて算定した評価額と同額で決定したとのことである。算定に当たっては、株価、行使価額、予定配当額、無リスク利子率、ボラティリティ、権利行使期間、当事者行動及び資金調達需要等、一定の前提条件を置いたとされる。また、監査等委員会からも、当該算定方法及び結果を前提として、有利発行には該当せず適法である旨の意見をj得ていると説明している。

さらに、各新株予約権の行使価額等についてみると、第22回新株予約権は当初行使価額278円とされ、その後は各修正日の前取引日終値の94%に修正されるが、下限行使価額148円を下回らない構造とされている。第23回新株予約権は当初行使価額600円とされ、当初は高い株価水準での調達余地を確保しつつ、必要に応じて取締役会決議により修正型へ移行し得る構造とされている。第24回新株予約権は当初行使価額296円とされ、取締役会の決議により行使価額の修正を決定した場合には、各修正日の前取引日の終値の94%に相当する金額がその時点で有効な行使価額を1円を以て上下回る場合に限り修正されるものとされ、また、直前の行使価額修正から6か月以内の再修正は認められないものとされている。

このように、本件の新株予約権は、いずれも同一の商品性ではなく、貴社が説明する各役割に応じて、行使価額、修正条件及び機動性に差異が設けられている。そのため、発行条件の相当性は、単に一つ一つの行使価額の高低のみを抽象的に論じるのではなく、各証券の役割分担、全体としての資本調達設計及び発行価額との関係を踏まえて判断する必要がある。

本第三者委員会としては、行使価額修正条項付新株予約権については、一般に、株価下落局面における希薄化の進行や市場への売却圧力を惹起し得るため、慎重な検討を要すると考える。他方で、本件では、

潜在株式数が固定されていること、第22回及び第23回については下限行使価額が設けられていること、第24回については修正頻度が制限されていること、さらに発行価額が第三者評価額と同額とされていることなどからみて、発行条件が直ちに割当予定先に一方的に有利であると評価すべき事情は見当たらない。

また、第23回及び第24回について、当初は固定的又はこれに近い行使価額を設定しつつ、必要に応じて修正可能とする構造は、株価上昇局面における有利な調達余地と、株価低迷時における一定の柔軟性ととの均衡を図ろうとするものと理解し得る。この点も、貴社の資本政策との整合性を考慮する限り、一応の合理性を有すると考える。

さらに、本件では、本新株予約権の対象株式数が発行当初から固定されていること、取得条項が設けられていること、不行使期間を設定し得ること、譲渡制限が付されること、及び制限超過行使措置が講じられることなどが、発行条件全体の一部として予定されている。これらは、単に払込価額及び行使価額の水準のみならず、発行後の運用局面を含めて、資本政策上の柔軟性と既存株主への配慮を一定程度図ろうとするものであり、本件発行条件を評価するに当たって斟酌し得る事情である。

以上を踏まえると、本第三者委員会としては、本新株予約権の発行価額、行使価額及びその修正条件、潜在株式数の固定、取得条項その他の条件設計に特段不合理な点は認められず、本新株予約権の発行条件には全体として相当性が認められると考える。

(3) 希薄化について

本新株式の発行及び本新株予約権の全部行使がなされた場合、新規発行株式数は合計10,900,000株となり、2025年12月31日現在の発行済株式総数15,899,482株に対する希薄化率は約68.56%、議決権ベースでは約68.78%に達するとされる。また、発行決議日前6か月以内に発行された株式を通算した場合の希薄化率は約88.09%、議決権ベースでは約88.41%に相当する。これらの数値は相応に大きく、既存株主に対する影響について慎重な検討を要することはいうまでもない。

もっとも、本第三者委員会としては、以下の点を考慮した。

第一に、本件は、全量が発行時点で一度に市場へ流入する構造ではなく、本新株式による即時の希薄化と、本新株予約権の将来行使に伴う希薄化とが時間的に分離されている。そのため、普通株式のみを同規模で一括発行する場合と比較すれば、少なくとも希薄化の顕在化時期は分散される。もちろん、新株予約権の行使が市場環境次第で相当程度進行した場合には、結果として大きな希薄化が生じ得るが、それでも、本件が発行時点において直ちに最大限度の希薄化を一括して顕在化させる構造ではないことは、一定の考慮要素となる。

第二に、貴社が本件で調達する資金使途は、成長投資としてのデジタル資産取得、事業体制整備及びA I × オンチェーン領域のシナジー創出に向けられるものであり、少なくとも貴社の説明上は、中長期的な企業価値向上に資する方向で用いられることが予定されている。その成果が将来どの程度現実化するかは今後の市場環境及び事業遂行に依存するため断定はできないが、本件が単なる資本増強又は財務穴埋めを主目的とするものではない点は、希薄化の相当性を判断するうえで一定程度考慮し得る。

第三に、貴社は、デジタル資産の運用による収益機会、デジタル資産の価格変動に伴う損益及び市況非連動の事業収益という複数の収益機会を想定しており、さらに既存のマーケティングA X 支援事業で培ったA I 技術・データ分析基盤及び顧客基盤とのシナジー創出を企図していると説明している。これらは将来の実現可能性に不確実性を伴うものの、本件が、単に数量的な希薄化を伴う資本調達にとどまらず、既存事業との接続も含めた成長戦略の一環として構成されていることを示す事情である。

第四に、本件は、D e F i 社との関係構築及びマッコーリーによる段階的調達という構造上、単なる数量拡大型のファイナンスではなく、事業上の連系可能性の追求と市場連動型の資本調達を組み合わせたものである。その意味で、本件の希薄化は、孤立した数値のみで評価されるべきではなく、貴社の全体的な資本政策及び新規事業戦略との関係で把握することが相当である。

第五に、貴社は、本件による高水準の希薄化を十分認識したうえで、前回調達資金が既に相当程度使途確定済みであること、新規事業の規模及びタイミングとの関係で、一定のまとまった資金を早期に確保する必要があること、及び本件の調達資金が主として成長投資に充当される構成であることを理由に、本件を実施する旨説明している。本第三者委員会としては、それらの理由付けをもって直ちに高水準の希薄化が当然に正当化されるとまでは考えないが、少なくとも、貴社が希薄化を軽視しているわけではなく、その不利益と引き換えに何を実現しようとしているかについて一定の整理を行っていることは認められる。

他方で、本第三者委員会としては、本件の希薄化率が高水準であること自体を軽視するものではない。特に、マッコーリーが純投資目的であり、行使により取得した株式を市場で売却する方針である以上、需給への影響が現実には生じる可能性は否定できない。また、D e F i 社による中長期保有意向が表明されているとしても、そのことのみをもって市場影響が完全に解消されるものでもない。そのため、希薄化及び需給影響については、今後の実際の行使及び売却の態様も含め、引き続き慎重にみる必要がある。

しかしながら、以上のような留保を前提としても、現時点で本第三者委員会が把握した資料及び貴社からの説明に基づく限りでは、本件による希薄化は、直ちに不合理な規模又は態様のものでないことは難しく、そのことのみをもって本資金調達全体の相当性を否定すべき事情までは認められないと考える。

したがって、本資金調達による希薄化についても、全体として相当性を欠くものではないと考える。

(4) 小括

以上により、本資金調達発行条件には相当性が認められると考える。

第3 結論

上記の検討結果を総合的に勘案すれば、本資金調達には必要性及び相当性が認められると思料する。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (千円)	6,217,338	4,466,852	4,058,007	3,463,714	2,990,959
経常利益又は経常損失 (千円)	868,645	963,015	207,473	386,845	160,173
親会社株主に帰属する当期 純利益又は親会社株主に帰 属する当期純損失(千円)	743,344	696,573	248,967	516,291	743,342
包括利益 (千円)	688,055	611,280	257,850	385,414	907,574
純資産額 (千円)	2,486,048	3,145,992	2,913,462	2,533,120	1,940,674
総資産額 (千円)	3,844,710	4,516,752	3,963,644	4,085,834	3,251,100
1株当たり純資産額 (円)	172.56	215.07	196.82	168.00	112.48
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (円)	52.72	49.24	17.53	36.33	51.81
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	52.31	48.86	-	-	-
自己資本比率 (%)	63.4	67.5	70.6	58.4	54.9
自己資本利益率 (%)	35.7	25.4	-	-	-
株価収益率 (倍)	16.22	25.55	-	-	-
営業活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	849,363	338,954	118,552	106,785	860,790
投資活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	87,759	66,632	49,088	139,881	315,076
財務活動によるキャッ シュ・フロー (千円)	423,937	107,883	234,961	311,494	138,649
現金及び現金同等物の期末 残高 (千円)	1,702,337	2,115,796	1,844,956	1,940,205	1,528,242
従業員数 (名)	191	217	194	173	159
(外、平均臨時雇用者数)	(-)	(-)	(62)	(55)	(28)

(注) 1. 第19期、第20期及び第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2. 第19期、第20期及び第21期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第19期、第20期及び第21期の株価収益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため記載しておりません。

4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第18期の期首から適用しており、第18期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の経営指標となっております。

5. 第19期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第18期の関連する主要な経営指標等については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初分配額の重要な見直しが反映された後の内容となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (千円)	5,272,128	2,701,013	2,976,130	2,758,360	2,683,280
経常利益又は経常損失() (千円)	696,416	537,752	535,695	127,063	170,720
当期純利益又は当期純損失 () (千円)	588,066	392,013	625,113	435,436	584,814
資本金 (千円)	856,958	873,844	886,930	886,930	1,044,620
発行済株式総数 (株)	14,147,374	14,203,853	14,248,282	14,248,282	15,899,482
純資産額 (千円)	2,726,061	3,154,334	2,568,546	2,312,926	1,866,483
総資産額 (千円)	3,947,251	4,353,118	3,480,512	3,569,591	2,828,117
1株当たり純資産額 (円)	192.86	222.43	180.60	162.67	117.66
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)
1株当たり当期純利益又は1株 当たり当期純損失() (円)	41.71	27.71	44.02	30.64	40.76
潜在株式調整後1株当たり当期 純利益 (円)	41.38	27.50	-	-	-
自己資本比率 (%)	69.0	72.4	73.8	64.8	66.0
自己資本利益率 (%)	24.5	13.3	-	-	-
株価収益率 (倍)	20.50	45.40	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (人)	124	126	149	162	136
(外、平均臨時雇用者数)	(-)	(-)	(14)	(31)	(26)
株主総利回り (%)	151.3	222.7	82.3	28.7	36.1
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	(112.7)	(110.0)	(141.1)	(169.9)	(213.2)
最高株価 (円)	1,139	1,450	1,442	479	310
最低株価 (円)	455	571	285	140	132

(注) 1. 第19期、第20期及び第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失のため記載しておりません。

2. 第19期、第20期及び第21期の自己資本利益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

3. 第19期、第20期及び第21期の株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。

4. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所（グロース市場）におけるものであり、それ以前は東京証券取引所（マザーズ）におけるものであります。

5. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を第18期の期首から適用しており、第18期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の経営指標となっております。

2【沿革】

年月	概要
2005年8月	インターネットを利用した各種マーケティングを主たる事業目的とし、東京都渋谷区恵比寿に当社を設立
2006年2月	ホームページ制作事業「aafactory」サービス開始
2006年4月	各分野のエキスパートがクチコミポータルを作成する「edita」サービス開始
2006年5月	本社を東京都渋谷区広尾へ移転
2007年3月	ブロガーがブログで参加するコミュニティ「エディタ・コミュニティ」サービス開始
2008年5月	企業ファンサイトモール「モニタープラザ」（現・モニブラ ファンブログ）サービス開始
2008年12月	株式会社ドリームインキュベータに対して第三者割当増資を実施
2009年4月	本社を東京都渋谷区恵比寿に移転
2010年9月	株式会社ドリームインキュベータに対して第三者割当増資を実施
2011年5月	「モニブラファンアプリ for Facebook」サービス開始
2011年10月	「モニブラファンアプリ for mixi」サービス開始
2011年11月	「モニブラ for Facebook」がFacebookのモバイルプラットフォームに対応
2012年8月	株式会社アイスタイルに対して第三者割当増資を実施
2012年10月	財団法人日本情報処理開発協会より「プライバシーマーク」の付与認定を取得
2012年10月	スマートフォン向けO2O支援サービス「モニブラ F I N D !」提供開始
2012年11月	「モニブラ for Twitter」サービス開始
2012年11月	台湾版「モニブラ for Facebook」サービス開始
2013年11月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2014年3月	Allied Asia Pacific Pte. Ltd.（現・連結子会社）をシンガポールに設立
2014年9月	「BRANDCo（ブランコ）」サービス開始
2014年10月	情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得
2015年6月	Allied Asia Pacific Pte. Ltd. がReFUEL4 Pte. Ltd. に商号変更
2016年4月	「微博（Weibo）」公式の中国向け広告コンテンツ拡散支援サービス「WEIQ（ウェイキュー）」の日本における独占販売契約を締結
2016年6月	UGCを活用したSNS広告運用支援サービス「Letro（レトロ）」の提供開始
2016年8月	株式会社FLASHPARKの株式を取得
2016年9月	Vstar Japan株式会社（現・連結子会社）を設立
2017年5月	ドイツ銀行ロンドン支店に対して第三者割当による新株予約権を発行
2018年7月	ReFUEL4 Pte. Ltd. がCreadits Pte. Ltd. に商号変更
2018年8月	Delivery Vietnam Co., Ltd.（現・Allied Tech Camp Co., Ltd.、非連結子会社）の株式を取得
2018年9月	AiCON TOKYO株式会社を設立
2019年5月	野村ホールディングス株式会社、佐藤尚之氏及び当社との合弁により株式会社ファンベースカンパニー（現・持分法適用関連会社）を設立
2020年3月	連結子会社Creadits Pte. Ltd.が、DNX VenturesおよびSumitomo Corporation Equity Asia Limitedから第三者割当増資により資金調達
2020年3月	Vstar Japan株式会社の株式を追加取得したことにより連結子会社化
2020年5月	動画制作支援サービス「LetroStudio（レトロスタジオ）」の提供開始
2021年4月	株式会社ネクストパッターズサークル設立
2021年11月	Vstar Japan株式会社が株式会社オセロに商号変更
2022年8月	株式会社デジタルチェンジ（現・連結子会社）を連結子会社化
2024年3月	Book & Entries Capital Pte. Ltdの株式を取得したことにより連結子会社化
2024年10月	完全子会社である株式会社ネクストパッターズサークルを吸収合併
2024年10月	連結子会社であるSuperFaction Pte. Ltd（旧Creadits Pte. Ltd.）の解散を決定

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、生活者の声（VOC：Voice of Consumer）とAI技術、クリエイティブを組み合わせ、顧客企業のマーケティングAX（AI Transformation）を支援する事業を展開しております。設立以来累積で6,000社超の顧客企業との取引実績を有するBtoB企業であります。

(1) マーケティングAX事業

当社グループは、生活者の声（VOC）のデータとAI技術、クリエイティブを組み合わせた「三層支援モデル」により、顧客企業のマーケティング変革を一貫して支援しております。三層支援モデルは、デジタル広告の運用代行・コンテンツ制作・SNS活用支援等を担う「マーケティング実行レイヤー」、VOCデータ分析に基づくマーケティング戦略の立案・実行支援を担う「マーケティング戦略レイヤー」、経営課題の解決を起点とした事業戦略・ブランド戦略の立案・実行支援を担う「経営・事業戦略レイヤー」の三層から構成されております。

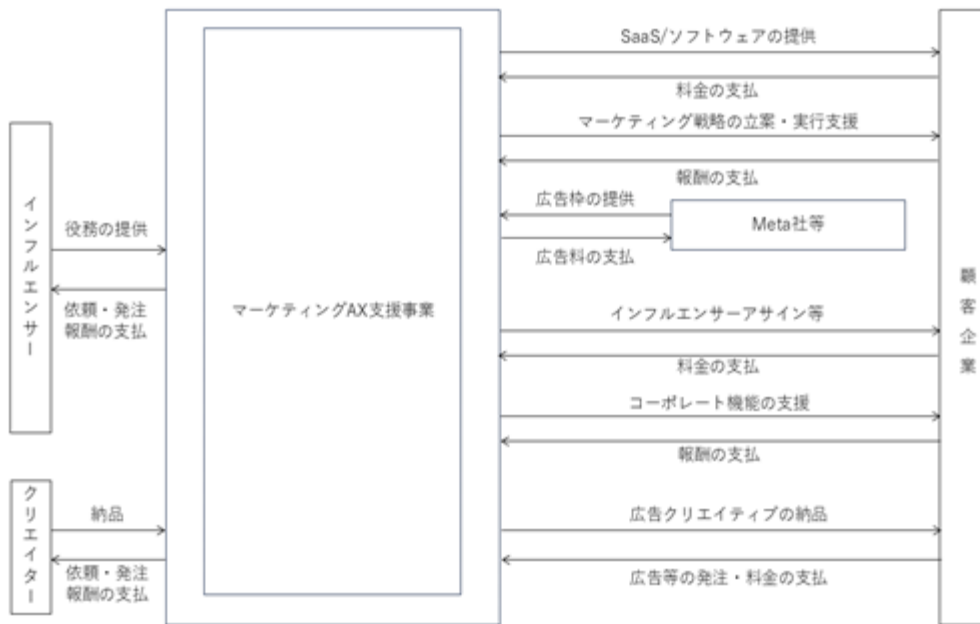
自社開発プロダクトとして、SNS上のUGC（User Generated Content）の収集・活用を支援する「Letro」、X上でのキャンペーン実行を支援する「echoes」及びVOCを大規模に収集・分析するデータプラットフォーム「Kaname.ax」（2025年5月正式リリース、同月特許出願）を提供するほか、デジタル広告の企画・制作・運用代行、インフルエンサーマーケティング、クリエイティブ制作、インバウンド支援等の包括的なソリューションを提供しております。

また、第21期連結会計年度において、TikTokが公式に認定する「TikTok Shop Partner（TSP）」及びTikTok for Businessが認定する「TikTokマーケティングパートナー エージェンシーバッジ」を取得しており、TikTok Shopの店舗運営支援やTikTok広告運用等、顧客企業のニーズに応じた支援を行う体制を有しております。

(2) 海外事業その他

第21期連結会計年度において、シンガポールの連結子会社であるSuperFaction Pte. Ltd.については清算手続きを開始し、海外SaaS事業から撤退いたしました。なお、Creadits USA Inc.については、清算が完了したことから連結範囲から除外いたしました。株式会社オセロについては、2025年11月14日開催の取締役会において解散及び清算を決議しており、同社が展開していた事業は当社に移管されております。

[事業系統図]



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合（％） （注）2	関係内容
（連結子会社） SuperFaction Pte. Ltd. （注）3	シンガポール	3,588千米ドル	海外事業	100.0	役員の派遣
Creadits 株式会社	東京都渋谷区	10百万円	海外事業	83.9	役員の派遣
株式会社デジタルチェンジ	東京都目黒区	10百万円	国内事業	51.0	役員の派遣
株式会社オセロ	東京都渋谷区	30百万円	海外事業	51.0	業務委託 役員の派遣
Book & Entries Capital Pte. Ltd.（注）4	シンガポール	20千シンガポールドル	海外事業	70.0	業務委託
Allied Verse Pte. Ltd.	シンガポール	273千シンガポールドル	海外事業	100.0	役員の派遣
（持分法適用関連会社）					
株式会社ファンベースカンパニー	東京都港区	147,000千円	国内事業	44.9	役員の派遣

（注）1．有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。

2．議決権の所有割合の（ ）内は、間接所有割合で内数であります。

3．SuperFaction Pte. Ltd.は、2024年10月31日付で解散を決議し、清算手続き中であります。

4．Book & Entries Capital Pte. Ltd.は2026年1月30日開催の当社取締役会において、売却することを決議しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当社グループの事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

2026年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（名）
マーケティングAX支援事業	159 (26)
合計	159 (26)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、アルバイト、人材会社からの派遣社員等を含む。)は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2026年3月31日現在

従業員数（名）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
138 (23)	36.63	5.42	6,440

事業部門の名称	従業員数（名）
マーケティングAX支援事業	119 (17)
全社（共通）	19 (6)
合計	138 (23)

- (注) 1. 当社は、単一セグメントであるため、事業別の従業員数を記載しております。
 2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、アルバイト、人材会社からの派遣社員等を含む。)は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
 3. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
 4. 全社（共通）は、管理部門等の従業員であります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は組織されておませんが、労使関係は良好であります。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

提出会社

最近事業年度					補足説明
管理職に占める女性労働者の割合(%) (注)1.	男性労働者の育児休業取得率(%) (注)1.	労働者の男女の賃金の差異(%) (注)1.			
		全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者	
20.0	25.0	77.2	82.5	170.3	注2～12にて記載

(注)1. 管理職に占める女性労働者の割合については、第21期事業年度末日を基準日としています。また、男性労働者の育児休業取得率および労働者の男女の賃金の差異については、第21期事業年度を対象期間としています。

2. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
3. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
4. 賃金は、基本給、超過労働に関する報酬、賞与等を含み、通勤手当や持株奨励金等を除いております。
5. 短時間勤務やパート社員は、正規雇用労働者(フルタイム労働者)の所定労働時間(8時間)に換算して算出しております。
6. 期中の入退社及び休職者は、12か月勤務したこととして換算しております。
7. 当年度の女性管理職比率は20.0%となり、前年度の13.5%から6.5ポイント改善いたしました。これは、前年度に取り組んだ管理職候補の採用実現や、戦略的業務経験機会の提供、定期的なキャリアカウンセリング等を通じた女性リーダーの長期的キャリア形成支援が成果として現れたものであります。管理職候補であるマネージャー職における女性比率は40%となっており、引き続き次世代の女性経営幹部候補の育成に注力してまいります。
8. 当年度の男性育児休業取得率は25.0%となりました。当年度に配偶者が出産した男性労働者4名のうち1名が翌事業年度に育児休業を取得しております。前年度の20.0%(対象者5名中1名取得)から改善しており、当社が推進してきたワークライフバランス施策の着実な進展と考えております。
9. 今後も全国平均30.1%(厚生労働省2023年度調査)及び上場企業平均に近づけていくことを目指し、法改正により充実した出生時育休の利用促進もあわせ、より一層の制度周知と取得促進に取り組んでまいります。
10. 当社は、持続可能な成長と企業価値向上を実現するため、人的資本経営の核心として男女共同参画を推進しております。2025年度の実績では、全労働者における男女賃金格差は77.2%となり、前年の76.5%から0.7ポイントの改善を達成いたしました。正規雇用労働者においては82.5%となり、前年の80.2%からさらに改善しております。
11. 正規雇用における改善は、当社が推進してきたキャリア開発支援、職域拡大、ワークライフバランス施策の推進等の取り組みの成果が着実に現れているものと評価しております。
12. 非正規雇用においては、男女の賃金差異が170.3%と女性が上回る結果となりました。これは男性非正規雇用者の構成変化によるものであり、当社事業の特性と女性就業機会の創出への貢献という側面がございます。今後は正規雇用への転換機会拡大も含めた総合的なアプローチを検討してまいります。

連結子会社

当社グループの主な連結子会社は海外法人であり「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の対象外となるため、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、有価証券届出書提出日（2026年4月21日）現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループは、「世界中の人と企業の創造がめぐる社会へ」というミッションのもと、生活者の声（VOC）のデータとAI技術、クリエイティブを組み合わせ、顧客企業のマーケティングAX（AI Transformation）を支援する事業を展開し、企業価値・株主価値の向上を目指しております。

(2) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループの中長期戦略としましては、マーケティングAX支援事業のオーガニック成長を基軸としつつ、新領域の開拓による業容拡大を図り、持続的な成長を実現することを掲げております。

オーガニック成長としては、三層支援モデルの深化・定着、データプラットフォーム「Kaname.ax」の本格展開による顧客単価の向上、営業組織の強化による新規顧客獲得・既存顧客の深耕、新商材のサービス展開加速を着実に実行してまいります。

新領域の開拓としては、クリプト・Web3領域における事業開発を中長期的な成長軸として位置づけており、2025年12月に完了した第三者割当増資（発行総額315百万円）により調達した資金を、エンタープライズ向けのクリプト関連導入支援及び関連システムの提供（イネーブラー事業）に係る事業開発投資に77百万円、次世代DAT（デジタル・アセット・トレジャリー）構想の推進を目的とした連結子会社Allied Verse Pte. Ltd.への増資に220百万円を充当しております。なお、当該新規事業についてはいずれも投資フェーズの位置づけであり、2026年12月期の業績予想には織り込んでおりません。

(3) 経営環境

2025年の日本経済は、長期化する円安基調、継続的な物価上昇、人件費の高騰、地政学的リスクの高まりなど、企業経営を取り巻く環境が依然として不透明な状況が続きました。一方で、生成AIの急速な普及とそれに伴う知的労働の再定義、産業構造の変革が進展し、企業には迅速な変革と自社の存在意義を問い直すことが求められております。

このような環境下、DX（デジタル・トランスフォーメーション）投資は省力化対策として労働集約型産業を中心に加速しており、企業の競争力向上に向けた重要な経営戦略として一層の注目を集めております。当社グループが事業を展開するマーケティング領域においても、生成AIをはじめとする先進技術の活用によりAI Transformationの流れが加速しており、AI技術を活用した高付加価値ソリューションへの需要が顕著に拡大しています。ソーシャルメディアを活用したマーケティングへの投資も引き続き拡大基調にあり、特にTikTokを中心とした動画コンテンツやライブコマース等の新たなチャンネルが急成長しており、デジタル・ソーシャル時代の本格的な到来は当社グループの事業展開に追い風となっております。

当社グループは、このような環境を踏まえ、マーケットのニーズに合わせてマーケティングAX支援事業の展開を図る方針であります。具体的には、データプラットフォーム「Kaname.ax」の機能強化・拡販、三層支援モデルの深化によるプロフェッショナル人材の付加価値向上、自社サービスの認知度向上等に積極的な取り組みを行い、サービス拡大に努めてまいります。また、蓄積したVOCデータをはじめとするマーケティングデータを適切に活用するサービスを展開し、事業領域の拡大及び事業進化を目指してまいります。

(4) 目標とする経営指標

当社グループは継続的な事業の発展と企業価値向上のため、売上高、及び営業利益とそれぞれの成長率を重要な指標としております。

	2025年12月期（実績） （百万円）	2026年12月期（予想） （百万円）	前期比
売上高	2,990	3,000	+0.3%
営業利益又は営業損失（ ）	188	50	-
経常利益又は経常損失（ ）	160	50	-
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（ ）	743	20	-

(5) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

収益基盤の強化

当社グループは2025年12月期において「マーケティングAX支援事業への集中と三層支援モデルの定着」をグループ方針として事業展開を進めてまいりました。データ分析を起点として顧客企業の上流工程に深く関与する戦略の有効性が確認されており、複数のソリューションを併用する二層・三層支援顧客の比率上昇と顧客単価の改善傾向が認められております。2026年12月期においては、この流れをさらに加速し、三層支援モデルの本格的な定着・深化を通じて営業黒字化を実現することを最優先課題としております。

< マーケティングAX支援事業 >

データプラットフォーム「Kaname.ax」の企業別導入拡大と収益化の加速、上流ソリューション（マーケティング戦略・経営事業戦略レイヤー）の案件比率向上、営業組織の強化による新規顧客獲得と既存顧客の深耕、TikTok Shop運営支援をはじめとする新商材のサービス展開加速等に取り組んでまいります。マーケティング業界では生成AIをはじめとする先進技術の急速な普及により競争環境が一層激化しており、他社との差別化と競争優位性の確立が重要な課題であると認識しております。そのため、AI技術を活用したマーケティングソリューションの開発、自社プロダクトの機能強化、そして三層支援モデルの提供価値を顧客に確実に届けるための営業・カスタマーサクセス体制の最適化にも取り組んでまいります。

ガバナンス体制の強化

2024年12月24日付「調査委員会設置に関するお知らせ」でお伝えしたクロスバウンド事業における不適切会計については、ステークホルダーの皆様にご迷惑とご心配をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。外部の弁護士・公認会計士で構成される調査委員会による特別調査（調査費用の最終確定額729,436千円を特別損失として計上）を経て、調査委員会からの指摘・提言を踏まえた再発防止策の実行に取り組んでまいりました。再発防止策の実行にあたっては、ガバナンス強化費用について、投資範囲の再検討・効率的な体制構築・社内リソースの活用により、当初の見込みを大幅に下回る水準に抑制することができました。

経営の健全化、公正性の観点から、内部統制システムの強化、リスク管理体制の見直し、コンプライアンス教育の徹底、監査・監督機能の実効性向上など、多面的なアプローチによりガバナンス体制の強化を図ってまいりましたが、2026年12月期はさらに取締役会機能の一層の強化を通じて、信頼性の向上と自浄能力の増強に努めてまいります。なお、2026年3月31日開催の定時株主総会において取締役を現行の3名から7名へ増員する議案が可決されており、独立社外取締役の活用や取締役会の多様性確保がさらに強化される見込みであります。さらに、改訂コーポレートガバナンス・コードへの的確な対応も継続して進めてまいります。

財務基盤の安定化

当社グループの財務の方針は、健全な財務基盤を維持しつつ、マーケティングAX支援事業の中長期的な成長のための投資を行うことを基本方針としております。2025年12月末時点において、現預金1,528,242千円、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金を含む）は439,013千円であり、自己資本比率は54.9%となっております。

2025年12月期の当期純損失は 743,342千円となりましたが、このうち特別調査費用729,436千円及びガバナンス強化費用等は一過性の費用であり、2026年12月期以降は固定費削減効果と収益性改善につながるものと見込んでおります。国内事業への経営資源集中により事業構造を簡素化し、より効率的な事業運営と安定した収益基盤の確立を図ってまいります。

通常の投資については、営業キャッシュ・フローの範囲内で行うことを目標としておりますが、企業価値を大きく向上させる投資機会に備え、金融機関との良好な関係を維持し、資金調達環境を整えてまいります。また、投資有価証券の売却等、資産の効率的な運用に向けた対応を進めるとともに、負債を適正な水準に留め、資本コストを意識した経営を推進してまいります。透明性の高い財務運営により、ステークホルダーの皆様からの信頼回復と企業価値の持続的向上を目指してまいります。

後発事象への対処及び新規成長領域の開拓

当社グループは、2026年4月1日において、Book & Entries Capital Pte. Ltd.の当社グループ保有株式すべてをFelicity Global Capital Pte. Ltd.に対して譲渡しました（売却価格770,000シンガポールドル）。当社の単体決算上、当該株式売却に伴う損失として、14,564千円が計上されています。

また、2026年2月13日及び2026年2月25日開催の取締役会において、取締役・執行役員等8名を対象とした新株予約権（ストック・オプション）2,859個（285,900株相当）の発行を決議しました。行使価額は1株347円、行使期間は2028年4月1日から2035年3月31日までであり、2030年12月期までに連結経常利益5億円を達成することが行使条件となっております。

クリプト・Web3領域については、2025年12月に完了した第三者割当増資で調達した資金をもとに、エンタープライズ向けの導入支援及び関連システムの提供（イネーブラー事業）を推進してまいります。なお、当該新規事業の業績への寄与は中長期的な観点で見込んでいるものであり、2026年12月期の業績予想には織り込んでおりません。

持続的な企業価値向上に向けた情報開示の強化

当社グループは、東京証券取引所グロース市場の上場維持基準を踏まえ、投資家・ステークホルダーとの適切なコミュニケーションを通じた透明性の高い情報開示に努めてまいります。成長可能性資料の充実、決算説明会の継続的な実施等を通じて、当社グループの事業価値・成長戦略に対する理解の促進を図ってまいります。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループはサステナビリティを企業経営にも取り入れ、環境、社会、ガバナンスの三つの要素をバランスよく考慮した経営を実践しています。

以下は、本有価証券届出書提出日現在における当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組の主要なポイントです。

(1) ガバナンス

当社グループは「世界中の人と企業の創造がめぐる社会へ」をミッションとしており、達成には当社グループ自身もサステナブルな企業経営が不可欠だと考えております。そのため、サステナビリティに関連するリスクと機会を評価し、効果的に管理するためのガバナンス体制を整備いたします。そして、ステークホルダーとのコミュニケーションを通じて透明性・誠実性を高め、持続可能な企業文化を構築してまいります。

最近連結会計年度においては、2025年6月に不適切会計事案に係る調査委員会活動が終了し、再発防止策の実施を正式に開始いたしました。具体的には、三線ディフェンス（3 Lines of Defense）体制の強化、会計・コンプライアンス教育の実施、内部統制システムの再構築を進めております。加えて、経営体制の外部知見取り込みを目的に、外部アドバイザー4名を選任し、コーポレート・ガバナンスの抜本的な強化に取り組んでおります。

また、暗号資産関連事業に参入準備をしており、同事業については、暗号資産特有のボラティリティリスクや規制環境の変化等を踏まえ、取締役会における定期的な報告・監督体制のもとで事業運営を行ってまいります。

なお、当社グループのコーポレート・ガバナンス体制は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載のとおりであり、サステナビリティへの取り組みについても、この体制のもとで運営しております。

(2) 戦略

当社グループは、人間の創造性こそが変化の激しい現代社会における企業の最大の競争優位性であるという前年度の認識をさらに深化させ、人的資本経営とサステナビリティの統合的アプローチに挑戦しております。

最近連結会計年度は、事業構造転換を完了し、マーケティングAX（AI Transformation）支援事業への統合を実現いたしました。この構造転換の中核となるのが「三層支援モデル」であり、マーケティング実行レイヤー（一層）、マーケティング戦略レイヤー（二層）、経営・事業戦略レイヤー（三層）の三段階で顧客企業を統合的に支援する体制を全社に定着させました。二・三層の支援においては、累計4,165万件の生活者の声（VOC）データをAI解析基盤「Kaname.ax」で分析し、データ起点の戦略から実行までの一貫通貫支援を提供することで、顧客単価の大幅な向上（一層の7倍となる四半期平均280万円）を実現しております。

持続可能な企業価値創造には、従業員一人ひとりが持つ創造性と専門性を最大限に発揮できる環境の構築が不可欠です。当社グループでは、以下の3つの柱で人的資本戦略を推進しております。

「マーケティングAX人材の戦略的強化」 AI・デジタル技術の急速な進展に対応するため、データサイエンスとクリエイティブ領域を融合した専門人材の計画的な増員と既存従業員のスキル向上を並行して実施しております。三層支援モデルの定着により、単なる人員増加ではなく、一人当たりの付加価値向上を重視し、データ分析×クリエイティブの融合による新たな価値創出を目指しております。

「自律的学習文化の醸成」従業員の多様性と包摂性に加え、継続的な成長を支援する学習環境の整備を進めております。AI活用によるマーケティング工程の効率化（AX推進）を全社的に展開する中で、従業員自身がAIツールを活用して業務の生産性を高め、失敗を恐れず挑戦を奨励する企業文化のもと、従業員が自らの専門性を高め、相互に学び合う組織の実現を目指しております。

「統合的ソリューション提供体制の構築」三層支援モデルの定着を通じ、「Kaname.ax」のデータ分析力とクリエイティブチーム「3 1」の制作力を統合的に提供できる組織能力の向上を図り、営業部門における相互理解の促進と、部門を超えた協働機会の創出に取り組んでおります。これにより、お客様により高い価値を提供し、持続可能なビジネスモデルの確立を目指しております。

また、第21期連結会計年度においては、クリプト領域における新規事業次世代DAT（デジタル・アセット・トレジャリー）構想の策定に着手いたしました。暗号資産領域を含むWeb3事業への進出は、事業ポートフォリオの多角化を通じた企業価値の持続的向上を目的としたものであり、中長期的な成長機会として位置づけております。

(3) リスク管理

当社グループでは、リスクの評価、対応について、現在は各部門やグループ会社で管理可能なリスクについては各組織が中心となって対応し、取締役会において進捗管理しております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家の助言を受けられる体制を整えており、リスクの未然防止と早期発見に努めております。

最近連結会計年度においては、不適切会計事案の再発防止策として、三線ディフェンス体制の強化、内部統制システムの強化、コンプライアンス教育の充実を実施いたしました。

最近連結会計年度より準備しております暗号資産関連事業については、価格変動リスク、各国規制動向の変化、サイバーセキュリティリスク等、既存事業とは異なるリスク特性を有することから、外部専門家の知見も活用しつつ、取締役会への定期報告を通じたモニタリング体制を構築してまいります。

今後は設置した既存事業および新規事業の双方を包括的に管理するリスクマネジメントの総合的アプローチを採用した専門委員会にて、より精度の高いリスク管理を目指してまいります。

(4) 指標及び目標

当社グループは、前年度に掲げた「データ収集と適切な目標設定」の方針に基づき、人的資本経営の効果を測定・評価するための指標体系を整備してまいりました。第21期連結会計年度は、三層支援モデルの全社定着およびマーケティングAX支援事業への構造転換を完了したことを踏まえ、当社の成長戦略と整合した以下の指標を選定いたしました。

指標	意義	FY2025（当期）	FY2026	FY2027
従業員1人当たり売上高	三層支援モデルによる生産性向上の進捗を測定	第4四半期実績は517万円（前年同期比+13.6%）	通期ベースでの測定・モニタリング	年間2,500万円（四半期625万円）
二・三層支援の人材ポートフォリオ	提供価値の高度化に向けた人材構成の変化を把握	指標選定	測定・実績把握	目標設定
AI活用によるAX推進度	マーケティング工程におけるAI活用の浸透を評価	指標選定	測定・実績把握	目標設定
従業員エンゲージメント	構造転換下における組織の持続可能性を確認	指標選定	測定・実績把握	目標設定

各指標の選定背景

従業員1人当たり売上高 当社の中期成長戦略において、人員を現行水準に維持しながら売上拡大を図る方針を掲げております。三層支援モデルの定着により、一人ひとりがより上流・高付加価値の支援を担うことで、採用拡大に依存しない持続的な成長を実現できるかを測る中核指標として位置づけております。なお、第21期連結会計年度第4四半期の参考実績は517万円（前年同期比+13.6%）であります。

二・三層支援の人材ポートフォリオ 三層支援モデルにおいて、マーケティング戦略レイヤー（二層）および経営・事業戦略レイヤー（三層）を担える人材の構成比は、顧客単価の向上と収益性改善に直結いたします。データサイエンス、戦略コンサルティング、クリエイティブディレクション等の専門領域における人材の充足度を把握し、育成・配置の方向性を定めるための指標であります。

AI活用によるAX推進度 当社は自社開発のAIアプリケーションにより、マーケティング工程の大部分においてAIを活用した業務プロセス改善を推進しております。AI活用が従業員の生産性向上と新たな価値創出にどの程度寄与しているかを、定性・定量の両面から評価する指標として整備してまいります。

従業員エンゲージメント 事業構造の大幅な転換期において、従業員の理解と主体的な参画は不可欠であります。三層支援モデルの定着やAX推進を組織として持続的に推進していくための基盤として、エンゲージメントの状態を継続的に把握する指標を導入いたします。

FY2026においては上記各指標の測定基盤を構築し実績データの蓄積を行い、FY2027には定量的な目標値を設定のうえ開示の拡充を図ってまいります。

上記に加え、女性管理職比率、男性育児休業取得率、男女賃金格差については「(3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異」に記載のとおりであります。

3【事業等のリスク】

有価証券書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 事業に関するリスク

SNSに関するリスク

当社グループでは、デジタル・ソーシャルに強いマーケティング支援を行っており、とりわけInstagram、X（旧Twitter）、LINE、TikTok等の各種SNSプラットフォームを活用したマーケティング支援を行っております。これらのSNSは、自社で運用しているものではないことから、1) 新たなSNSの登場により既存のSNSの影響力が低下するリスク、2) SNS運営事業者の広告に関する方針変更により、当社グループが提供するサービスが突如として規制対象となるリスク、3) 連携するSNSサービスの不具合により当社サービスが利用できなくなるリスク、4) 顧客企業の広告予算の月ごとの変動により業績が変動しやすいリスクがあると認識しております。

当社グループは、これらのリスクに対応するため、SNS運営事業者との連携を強化するとともに、特定のSNSに依存し過ぎないサービスの設計等を進めております。当社のVOCデータ分析ソリューション「Kaname.ax」は、SNS上のUGCに加え、レビュー、アンケート、コールセンターデータ等の多様なデータソースに対応しており、特定のSNSプラットフォームへの依存度を低減する構造となっております。しかしながら、これらのリスクが急激に発生・拡大した場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

人材の確保及び育成に関するリスク

当社グループでは、マーケティングAX支援事業における「三層支援モデル」の推進を成長戦略の柱としており、マーケティング実行レイヤーの人材に加え、データ分析・戦略立案が可能な上流人材、AI技術を活用したプロダクト開発人材、及びクリエイティブ人材の確保が不可欠となっております。

また、新たに参入したクリプト領域においては、暗号資産の運用・管理、ブロックチェーン技術、DeFi等に関する高度な専門知識を有する人材の確保が必要であり、当該領域における人材獲得競争は激化しております。

当社グループは今後の事業拡大に応じて必要な人材の確保と育成に努めていく方針ですが、必要な人材の確保が計画通り進まなかった場合には、競争力の低下や事業拡大の制約要因が生じる可能性があります。

システム障害のリスク

当社グループが提供するソフトウェアの不具合、連携するSNSサービスの不具合、サイトへのアクセスの急増等の一時的な過負荷や電力供給の停止、コンピューターウィルスや外部からの不正な手段によるコンピューターへの侵入、自然災害、事故等、当社グループの予測不可能な様々な要因によってコンピューター又は当社サービスのシステムがダウンした場合、当社グループの事業活動に支障を生ずる可能性があります。

特に、当社グループのデータ分析基盤である「Kaname.ax」は、AIエージェントによるVOCデータの自動分析・CEPs抽出等の処理を行っており、AIモデルの精度低下、学習データの品質問題、外部AIサービス（大規模言語モデル等）の障害やAPI仕様変更等が発生した場合、サービスの品質低下や提供の遅延が生じる可能性があります。

また、サーバーの作動不能や欠陥に起因して、当社グループの信頼が失墜し取引停止等に至る場合や、損害賠償請求が発生する場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

AI技術に関するリスク

当社グループは、VOCデータ分析ソリューション「Kaname.ax」を中核に据え、AIを活用したマーケティング支援の高度化を推進しております。累計4,165万件の生活者の声データをAIで分析し、マーケティング戦略の立案から施策の実行・検証までを一気通貫で支援するビジネスモデルを構築しており、AI技術は当社グループの競争力の源泉となっております。

しかしながら、生成AI技術の急速な進化により、競合他社が同様又はより高度なAI分析サービスを低コストで提供する可能性があります。また、当社グループが利用する外部のAIサービス（大規模言語モデル等）について、サービス提供者による利用規約の変更、料金体系の改定、サービスの中止等が発生した場合、当社グループの事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

加えて、AI技術の利用に関する法規制の整備が国内外で進んでおり、EU AI規制法をはじめとする各国の規制強化、著作権やプライバシーに関する法的論点の顕在化等によって、当社グループのAI活用に制約が生じる可能性があります。さらに、AIの出力結果の正確性には一定の限界があり、誤った分析結果に基づく施策の提案が行われた場合には、顧客との信頼関係や当社グループの評判に悪影響を及ぼす可能性があります。

事業構造転換に伴うリスク

当社グループは、従来のマーケティング実行レイヤー中心の事業構造から、データ分析を起点とした「三層支援モデル」への転換を推進しております。この事業構造転換により、マーケティング戦略レイヤー及び経営・事業戦略レイヤーへと支援領域を拡大し、顧客単価の向上と収益性の改善を図っております。

最近連結会計年度においては、旧プロダクト事業と旧ソリューション事業を統合し「マーケティングAX支援事業」に一本化したしました。2027年12月期には売上高50億円・営業利益5億円（営業利益率10%）を中期目標として掲げておりますが、三層支援モデルの浸透が想定通りに進まない場合、ソリューション比率の拡大が計画を下回る場合、又は顧客企業における上流支援ニーズが十分に顕在化しない場合には、中期目標の達成が困難となり、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(2) 経営環境に関するリスク

インターネット広告市場に関するリスク

当社グループが対象とするインターネット広告市場は、2021年にマスコミ四媒体広告費を上回って以降も成長を続けており、今後も当該市場は拡大していくものと推測されます。当社グループの売上の多くは顧客企業における広告予算のうち、インターネット広告費に区分されております。

しかしながら、企業の広告宣伝活動は景気動向や業績、事業方針の影響を受け易いものであり、また、インターネット広告は今後も他の広告媒体との競合が継続していくと考えられることから、今後においてこれらの状況に変化が生じた場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

なお、当社グループは収益の柱をプロダクト（SaaSツール）からソリューション（データ分析・戦略立案・施策実行の一気通貫支援）へシフトする事業構造転換を進めており、ソリューション比率を2027年に80%へ拡大する方針です。この構造転換により、インターネット広告市場の変動が当社グループの業績に与える影響は相対的に緩和される方向にありますが、ソリューション事業においても顧客企業のマーケティング予算に依存する構造に変わりはないため、広告市場全体の縮小は引き続きリスク要因であります。

また、景品表示法の改正により、ステルスマーケティング（ ）を含む偽装広告や不正な情報操作が法律によって明確に禁止されました。当社グループでは、ガイドラインを作成し、適正サイト内の確認を行う他、違法確認機能の開発等の対応を図っておりますが、広告主の不安が高まった場合等には、ソーシャルメディアを利用した広告市場の拡大に悪影響を与え、当社グループの事業、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（ ）ステルスマーケティングとは、消費者に宣伝と気づかれないように宣伝行為をすること。

サイトの健全性に関するリスク

当社グループが提供するサービスを展開するSNS上では不特定多数の利用者同士が独自にコミュニケーションを図っており、こうしたコミュニケーションにおいては、他人の知的財産権、名誉、プライバシーその他の権利等の侵害が生じる危険性が存在しております。

このため、当社グループサービスの利用者には利用規約に禁止事項を明記するとともに、利用規約に基づいた利用がされていることを確認するためにユーザーサポート体制を整備し、利用規約に違反した利用者に対してはユーザーサポートから改善要請等を行っているため、一定の健全性は維持されているものと認識しております。なお、利用規約に明記されている禁止事項の内容は以下のとおりであります。

- (ア) 当社、他の利用者もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (イ) 他の会員もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (ウ) 特定個人の氏名・住所・電話番号・メールアドレス等第三者が見て個人を特定できる情報の提供
- (エ) 一人の利用者が複数のメールアドレスを利用して重複してIDを取得する行為
- (オ) IDの使用を停止ないし無効にされた利用者に代わりIDを取得する行為

しかしながら、急速な利用者の増加に対しては、サイト内における不適切行為等を完全に把握することは困難であり、サイト内においてトラブルが発生した場合には、規約の内容に関わらず、当社グループが法的責任を問われる可能性があり、この場合、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

海外事業及びグローバル事業に関するリスク

当社グループは、中国・香港・台湾向けインバウンド及びアウトバウンドのプロモーション支援を行うグローバル事業を展開しております。当該事業においては、中国版Instagram等と言われるRED（小紅書）等の中国SNSプラットフォームの活用を中心に、訪日インバウンド客の集客支援や、日本企業の中国市場向けプロモーション支援を行っております。

当該事業は、日中関係や中国政府の政策動向、中国における経済環境の変化、中国のインターネット・SNSに関する規制の変更、為替変動（特に人民元・円の為替レート）等の影響を受けます。特に、中国政府によるSNS

規制の強化、日中間の政治的緊張の高まり、訪日中国人観光客数の変動等が生じた場合には、当社グループのグローバル事業の業績に影響を与える可能性があります。

また、当社グループは、最近連結会計年度においてクリプト領域の新規事業を開始しており、今後シンガポール等海外拠点の活用を検討しております。海外事業の展開においては、現地の法規制、税制、商慣習の違い、政治・経済の不安定性等のリスクが存在し、これらの変化が当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

なお、当社グループは最近連結会計年度の前連結会計年度において、シンガポールの連結子会社であった SuperFaction Pte. Ltd. について事業継続が困難であると判断し、同社の解散と清算手続の申立てを行い、海外事業からは一度撤退しております。

法的規制に関するリスク

当社グループ事業を規制する主な法規制として、（ア）「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」、（イ）「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（以下「プロバイダ責任制限法」という。）及び（ウ）「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」（以下「不正アクセス禁止法」という。）があります。

特定電子メールの送信の適正化等に関する法律については、無差別かつ大量に短時間の内に送信される広告等といった迷惑メールを規制し、インターネット等を良好な環境に保つものです。また、当社グループは、プロバイダ責任制限法における「特定電気通信役務提供者」に該当し、不特定の者によって受信されることを目的とする電気通信による情報の流通において他人の権利の侵害があった場合に、権利を侵された者に対して、権利を侵害した情報を発信した者に関する情報の開示義務が課されております。さらに、当社グループには、不正アクセス禁止法における「アクセス管理者」として、努力義務ながら不正アクセス行為からの一定の防御措置を講ずる義務が課されております。

上記に加え、公正取引委員会より公表されている「インターネット上で行われる懸賞企画の取扱いについて」、消費者庁より公表された「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」、及び「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示の運用基準」についても、業界に対して影響を及ぼす可能性があります。

加えて、最近連結会計年度よりクリプト領域の事業を開始したことに伴い、資金決済に関する法律（資金決済法）、金融商品取引法等の暗号資産関連の法規制への対応が必要となっております。暗号資産に関する法規制は国内外で整備途上であり、今後の規制強化や新たな法令の制定により、当社グループのクリプト領域事業の運営に制約が生じる可能性があります。

その他、インターネット上の情報流通や電子商取引のあり方等については現在も様々な議論がなされており、インターネット関連事業を規制する法令は徐々に整備されてきている状況にあります。今後、インターネットの利用や関連するサービス及びインターネット関連事業を営む事業者を規制対象として、新たな法令等の制定や、既存法令等の解釈変更等がなされた場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

自然災害・テロ・感染症等のリスク

当社グループは、国内に複数の事業拠点を有しております。各拠点では、不慮の災害や感染症発生等に対する防災・防疫対策等を施しておりますが、想定を超えた大規模な地震、台風や洪水等の自然災害やそれに起因する大規模停電、未知の感染症の流行、テロ等の犯罪行為等によって大きな被害を受ける可能性があります。

それらの影響を受け、情報通信インフラの損壊・途絶及び中枢機能の障害もしくは顧客自身に大きな被害が生じた場合など、受注や供給が長期間にわたって滞り、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

(3) 新規事業・M&Aに関するリスク

クリプト領域事業に関するリスク

当社グループは、2026年3月に、子会社アライドクリプト株式会社を設立し、クリプト領域における新規事業（次世代DAT事業、運用支援事業、導入支援事業）に参入いたしました。当該事業は、暗号資産のポートフォリオ運用、DeFi・ステーキング等による利回り運用、及び日本企業のオンチェーン実装支援を主な事業内容としております。

クリプト領域事業には固有のリスクが存在いたします。暗号資産に関する各国の法規制は整備途上であり、規制の強化や予期しない法改正が行われた場合には、事業の継続や拡大に制約が生じる可能性があります。また、DeFiプロトコルやスマートコントラクトには、ハッキング、プログラムの脆弱性等の技術的リスクが内在しており、これらのリスクが顕在化した場合にはサービスの安定提供に支障が生じる可能性があります。

当社グループは、最高暗号資産責任者（CCO）の新設、グローバルなパートナーネットワークの構築、AIを活用した運用手法の確立等により、これらのリスクの低減に努めてまいります。

なお、クリプト領域事業に関連する財務リスク（暗号資産の価格変動リスク、運用資産の毀損リスク、先行投資の回収リスク）については、「（４）財務リスク クリプト領域事業に係る財務リスク」に記載しております。

M&A・新規事業投資に関するリスク

当社グループは、マーケティングAX支援事業を基盤としつつ、クリプト関連事業やM&A・新規事業への投資を通じた事業多角化を成長戦略の一つとして位置づけております。

M&Aの実行にあたっては、対象企業の事業内容、財務状況、法的リスク等について十分なデューデリジェンスを実施する方針であります。事前の調査で把握できなかったリスクが買収後に顕在化する可能性があります。また、買収後のPMI（経営統合プロセス）が計画通りに進捗しない場合、想定したシナジー効果が発揮されない可能性があります。

新規事業への投資においても、事業環境の急変や投資回収が想定通りに進まないリスクが存在します。これらの結果、のれんの減損損失の計上や投資の回収が困難となった場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

当社グループは、小規模のM&Aから開始するとともに、体制構築、専任人材の配置、PMI計画と実行の徹底等により、これらのリスクの低減を図ってまいります。

（４）財務リスク

資金繰りに関するリスク

当社グループは、営業活動から生じるキャッシュ・フローに加え、主として銀行からの借入金により手元資金を確保しております。取引銀行との間では良好な関係を築いておりますが、当社グループの財政状態・経営成績が悪化した場合には機動的な資金調達が困難となり、事業活動に支障が生じるリスクがあります。

最近連結会計年度は、不適切会計事案に係る調査費用（729百万円）等の特別損失を計上いたしました。調査委員会活動等は2025年6月に終了しており、当該費用は一巡しております。2026年12月期においては営業黒字への転換を見込んでおりますが、事業計画通りに収益が回復しない場合には、資金繰りに影響を与える可能性があります。

かかるリスクが顕在化した場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

新株予約権行使による株式価値の希薄化に関するリスク

当社では、取締役、従業員に対するインセンティブを目的としたストック・オプション制度を採用しております。

今後においても同様の目的で新株予約権を活用していくことを検討しており、現在付与している新株予約権に加え、今後付与される新株予約権について行使が行われた場合には、保有株式の価値が希薄化する可能性があります。

クリプト領域事業に係る財務リスク

当社グループのクリプト領域事業においては、暗号資産のポートフォリオ運用及びDeFi・ステーキング等による利回り運用を行っております。暗号資産の価格は極めて変動性が高く、ビットコイン、イーサリアム等の暗号資産の市場価格が大幅に下落した場合には、当社グループが保有又は運用する暗号資産の評価額が減少し、財政状態及び業績に重大な影響を与える可能性があります。

また、DeFiプロトコルやスマートコントラクトを利用した運用においては、ハッキング、プログラムの脆弱性、流動性の枯渇等のリスクが内在しており、これらのリスクが顕在化した場合には、運用資産の毀損が生じる可能性があります。

なお、クリプト領域事業は現在投資フェーズにあり、2026年12月期の業績予想には売上を織り込んでおりません。当該事業が計画通りに収益貢献しない場合、先行投資が回収できないリスクがあります。

上場維持基準に関するリスク

当社グループは、2025年12月末時点における東京証券取引所グロース市場の上場維持基準への適合状況について、時価総額基準が基準に適合せず、2026年1月1日より改善期間に入っております。2026年12月末までに適合しない場合には、監理銘柄・整理銘柄（原則として6か月）に指定後、2027年7月1日に上場廃止となります。そのため、当社グループは改善期間内での基準適合に取り組んでまいります。

また、東京証券取引所グロース市場において、2030年より、グロース市場上場5年経過後の企業に対し、時価総額100億円以上の上場維持基準が適用されます。当社は2013年に上場しており、2030年時点で既に基準適用対象となります。

当社グループは、2030年適用の上場維持基準（時価総額100億円）を重要な経営課題として認識しており、2027年12月期中期目標（売上高50億円・営業利益5億円）の達成を起点に、成長性・収益性・資本効率・ガバナンスの改善を通じて企業価値向上を図り、基準適合を目指す方針であります。加えて、当社は2025年12月に東京

証券取引所スタンダード市場への市場区分変更申請に向けた準備を開始することを決議しており、投資家層の拡大、株式流動性の向上及び企業としての信用力・認知度の向上を通じて、持続的な成長と企業価値の向上を目指しております。

しかしながら、スタンダード市場への変更申請については、現時点で申請日や承認日は未定であり、準備を中止する可能性や、申請が東京証券取引所の承認を受けられない可能性があります。また、グロース市場に留まる場合、当社の時価総額は現時点では上場維持基準を下回っておりませんが、時価総額は株式市場の評価の結果であり、事業環境の変化や市場動向等により、今後基準を下回るリスクがあります。当社の取り組みのみでは基準の充足を確約できるものではなく、基準を充足できない場合には、上場廃止となるリスクがあり、当社株式の流動性及び企業価値に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(5) その他のリスク

コンプライアンス・ガバナンスに関するリスク

当社グループでは、法令遵守と適切な企業統治の確保を重要な経営課題として位置づけております。

当社グループは、最近連結会計年度の前連結会計年度において、グローバル事業における不適切な会計処理が発覚したことを受け、調査委員会を設置し調査を実施いたしました。調査委員会活動等は2025年6月に終了し、調査関連費用729百万円の計上をもって、不適切会計事案への緊急対応は一区切りとなりました。

当社グループは、本件を重く受け止め、再発防止策として以下の取り組みを実施しております。ガバナンス強化の観点から、会計・コンプライアンス教育の継続実施、三線ディフェンスの強化（事業部門・管理部門・内部監査の三層による牽制体制）、リスク管理委員会の設置、外部アドバイザー4名の選任による経営体制の補強等を進めております。

しかしながら、これらの再発防止策が十分に機能しない場合や、類似の事案が再び発生した場合には、社会的信用の失墜、行政処分、損害賠償等により、当社グループの事業及び業績に重大な影響を与える可能性があります。当社グループは、内部統制システムの継続的な改善とコンプライアンス意識の醸成を通じて、このリスクの低減に努めてまいります。

個人情報管理に関するリスク

当社グループはサービス提供にあたり、顧客、サービス利用会員等の個人に関連する情報を取得しております。また、当社グループのVOCデータ分析基盤「Kaname.ax」においては、SNS上のUGC、レビューデータ、アンケートデータ、コールセンターデータ等、累計4,165万件を超える大量の生活者の声データを収集・蓄積・分析しております。

これらの情報の取り扱いには、外部からの不正アクセスや内部からの情報漏洩を防ぐため、セキュリティ環境の強化、従業員に対する個人情報の取り扱いに対する教育等、十分な対策を行うと同時に、個人情報として管理すべき情報の範囲についても厳密な判断が必要であると考えております。特に、大量のVOCデータの取り扱いにおいては、個人情報保護法をはじめとするデータ保護関連法令を遵守するとともに、データの匿名化処理やアクセス制御等の技術的措置を講じております。

しかし、今後何らかの理由により個人情報が漏洩した場合には、損害賠償や信用力の失墜により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

第21期連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(1) 経営成績等の状況の概要

財政状態及び経営成績の状況

2025年の日本経済は、長期化する円安基調、継続的な物価上昇、人件費の高騰、地政学的リスクの高まりなど、企業経営を取り巻く環境が依然として不透明な状況が続く一年となりました。一方で、生成AIの急速な普及とそれに伴う知的労働の再定義、産業構造の変革、さらには企業の競争優位性を左右する要因の変化など、デジタル社会における大きな転換期を迎えており、企業には迅速な変革と同時に、自社の存在意義を改めて問い直すことが求められています。

このような環境下、DX(デジタル・トランスフォーメーション)投資への取り組みは、労働集約型産業を中心に省力化対策として加速しており、企業の競争力向上に向けた重要な経営戦略として一層の注目を集めています。当社グループが事業を展開するマーケティング領域においても、生成AIをはじめとする先進技術の活用によりDXの流れが加速しており、デジタル・ソーシャル時代の本格的な到来は、当社グループの事業展開に追い風となっております。

こうした背景のもと、当社グループでは、企業のマーケティング領域における変革を支援するため、自社開発のマーケティングSaaSツールやSNS活用を中心としたソリューションの提供といった『顧客企業と人をつなぐ』BtoBビジネスを展開してまいりました。AI技術を中核としたサービス拡充をより明確に位置づけ、当社グループの事業特性を適切に表現するため、当連結会計年度よりセグメント名称を「マーケティングDX支援事業」から「マーケティングAX(AI Transformation)支援事業」へ変更いたしました。

最近連結会計年度は、前期に着手した抜本的な構造改革を完遂し、持続的な成長基盤を確立するための事業再構築

を推し進めた一年となりました。

まず、前期に解散を決定したシンガポール特定子会社SuperFaction Pte. Ltd.の清算手続きを進め、海外SaaS事業から撤退いたしました。また、クロスバウンド事業においては、2024年12月に公表した不適切会計事案を受け、当該領域の事業運営体制を見直しました。需要が引き続き旺盛なインバウンド支援領域については国内事業の枠組みに取り込みつつ、ガバナンス強化の観点およびビジネスモデルの見直しも踏まえ、第3四半期連結会計期間よりグローバル領域を統括する新組織を設置することで、リスク管理体制の強化と事業運営の効率化を図りました。これらの事業ポートフォリオ再構築により、当社グループは国内マーケティングAX支援事業への経営資源集中を加速させました。

イ. 経営成績

第1四半期連結会計期間においては、主要顧客の年度末需要等の一時的要因もありつつ、デジタル広告運用代行およびクリエイティブ制作の営業強化により既存顧客の深耕が進展いたしました。また、インバウンド支援領域においてもソリューション売上が伸長いたしました。これらの売上の伸長が下支えとなり、営業利益段階で黒字転換いたしました。

第2四半期連結会計期間においては、AI技術を活用した高付加価値ソリューションの提供基盤を強化いたしました。5月には新たなデータプラットフォーム「Kaname.ax」をリリースし、その分析システムについて特許を出願することで、差別化要素となる技術基盤を確立いたしました。また、TikTok Shop運営支援サービス等の新商材の提供を開始し、既存サービスとの組み合わせによる支援領域拡大のための基盤づくりを行いました。さらに、「マーケティング実行レイヤー」から「マーケティング戦略レイヤー」への支援拡張を本格的に開始し、経営・事業戦略レイヤーを含む三層支援モデルへの進化を推進いたしました。なお、不適切会計事案に係る特別調査費用等は、中間期において特別損失として計上いたしました。

第3四半期連結会計期間以降は、三層支援モデルの体制整備を加速させ、上流ソリューション領域の拡大と高利益率体質への転換を進めました。主要顧客における広告・制作等の実行支援案件が堅調に推移したことに加え、上流ソリューションおよびマーケティングシステム領域への案件拡張が進展いたしました。この結果、複数のソリューションを併用する顧客(二層・三層支援顧客)の比率が上昇し、顧客単価の改善傾向が確認されました。一方で、不適切会計事案に係る再発防止策の実行に伴う一過性費用は、第3四半期連結会計期間以降、販売費及び一般管理費として発生し、営業損益を押し下げました(上期に特別損失として計上した特別調査費用とは費用の性格および計上区分が異なります)。また、事業成長に向けた体制強化・開発への先行投資(約100百万円)も重なり、短期的には収益性を圧迫しましたが、下期以降の収益貢献を見込みつつ、中長期では増益基調への回復を想定しております。なお、これらの一過性費用を除いた恒常的な販管費は概ね計画線上で推移しております。

第4四半期連結会計期間においては、三層支援モデルの本格稼働により営業段階での収益性改善が一層進展いたしました。データ分析を起点として顧客企業の上流工程に関与し、戦略立案からクリエイティブ制作、広告運用までを一貫して支援する三層支援戦略の実効性が確認され、注力顧客層の拡大による顧客単価向上が進みました。また、コストコントロールの徹底および費用の平準化により、第4四半期連結会計期間の営業損失は縮小し、通期の営業損益の改善に寄与いたしました。なお、ガバナンス強化費用については、当初約250百万円を見込んでおりましたが、投資範囲の再検討や効率的な体制の構築及び社内リソースの活用により12月時点で約150百万円に見直しておりますが、最終的には当初見込みを大幅に下回る水準に抑制することができました。

一方、損益面においては、SuperFaction Pte. Ltd.の撤退に伴う売上高の減少に加え、不適切会計事案に係る特別調査費用729百万円を特別損失として計上したこと等が影響いたしました。また、第3四半期連結会計期間以降、再発防止策の実行に伴うガバナンス強化費用等が販売費及び一般管理費として発生したほか、事業成長に向けた先行投資も重なり、営業損益を押し下げる要因となりました。こうした一過性費用の影響があるものの、構造改革の効果およびコストコントロールの徹底により、営業損益は最近連結会計年度の前連結会計年度比で約271百万円改善いたしました。

しかしながら、特別調査費用に加え、海外事業からの撤退に伴う関係会社株式評価損等の特別損失の計上により、親会社株主に帰属する当期純損失は最近連結会計年度の前連結会計年度を上回る結果となりました。なお、子会社税金費用については、最終的な税務処理の確定により、当初想定を下回る水準となりました。

当社グループは、国内事業への経営資源集中と三層支援モデルの深化により、マーケティング領域での実行支援のみにとどまらず、マーケティング戦略さらには経営レベルでの事業戦略立案まで一貫した高付加価値サービスを提供する体制の整備を進めてまいりました。今後は、データ分析とAI活用による差別化を一層強化し、顧客企業の上流工程に深く関与することで、継続性の高い収益基盤の確立と持続的な企業価値向上を目指してまいります。

以上の結果、最近連結会計年度の売上高は2,990,959千円(最近連結会計年度の前連結会計年度比13.6%減)、営業損失は188,437千円(最近連結会計年度の前連結会計年度は459,826千円の営業損失)、経常損失は160,173千円(最近連結会計年度の前連結会計年度は386,845千円の経常損失)、親会社株主に帰属する当期純損失は743,342千円(最近連結会計年度の前連結会計年度は516,291千円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

ロ．財政状態

（資産）

最近連結会計年度末における資産合計は、最近連結会計年度の前連結会計年度と比べて834,733千円減少し、3,251,100千円となりました。これは、不適切な会計処理に関する事実関係の調査等を実施するために支出した特別調査費用729,436千円を計上したことを主因として現金純流出額が大きくなり、現金及び預金が411,963千円減少したこと等によるものです。

（負債）

最近連結会計年度末における負債合計は、最近連結会計年度の前連結会計年度末に比べて242,288千円減少し、1,310,425千円となりました。これは主に、弁済により長期借入金が162,864千円減少したこと、上場株式を売却したことにより繰延税金負債が81,177千円減少したこと等によるものであります。

（純資産）

最近連結会計年度末における純資産は、最近連結会計年度の前連結会計年度末に比べて592,445千円減少し、1,940,674千円となりました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純損失を計上したこと等により利益剰余金が741,863千円減少したこと等によるものであります。

キャッシュ・フローの状況

最近連結会計年度末の現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、最近連結会計年度の前連結会計年度末に比べて411,963千円減少し、1,528,242千円となりました。

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りです。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

最近連結会計年度において、営業活動により減少した資金は、860,790千円となりました（前年同期は106,785千円の減少）。これは不適切会計処理に関する事実関係の調査等を実施するために支出した特別調査費用729,436千円を計上したことを主因として税金等調整前当期純損失を534,182千円計上したこと等によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

最近連結会計年度において、投資活動により増加した資金は、315,076千円となりました（前年同期は139,881千円の減少）。これは主に、不適切会計処理に関する事実関係の調査等を実施するために支出した特別調査費用729,436千円を計上したことによる多額の現金純流出額を賄うため、上場株式を中心とした投資有価証券の売却による収入が391,770千円発生したこと等によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

最近連結会計年度において、財務活動により増加した資金は、138,649千円となりました（前年同期は311,494千円の増加）。これは当社グループがクリプト領域の事業を新たに開始するに伴い第三者割当増資を実行し、株式の発行による収入が315,379千円発生したこと等によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

当社グループの事業はマーケティングAX支援事業を主な事業とする単一セグメントであるため、以下の事項はサービス別に記載しております。

イ．生産実績

当社グループの主たる事業は、インターネットを利用したサービスの提供であり、提供するサービスには生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしていません。

ロ．受注実績

最近連結会計年度の受注実績は、次のとおりであります。

サービス	受注高（千円）	前年同期比（％）	受注残高（千円）	前年同期比（％）
マーケティングサービス	3,483,929	124.6	1,202,077	170.0
CREADITSサービス	1,974	0.5	-	-
合計	3,485,904	108.5	1,202,077	170.0

（注）金額は、販売価格によっております。

ハ．販売実績

最近連結会計年度の販売実績は、次のとおりであります。

サービス	当連結会計年度 （自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）	
	販売高（千円）	前年同期比（％）
マーケティングサービス	2,988,984	98.4
CREADITSサービス	1,974	0.5
合計	2,990,959	86.4

（注）最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、総販売実績に対する割合が10%以上の相手先がないため、記載を省略しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

イ．経営成績の分析

最近連結会計年度の売上高は2,990,959千円となり、最近連結会計年度の前連結会計年度比86.4%となりました。SuperFaction Pte. Ltd.が営業を停止し、その影響がそのまま表れたかたちとなっております。

ロ．財政状態の分析

自己資本比率が54.9%と最近連結会計年度の前連結会計年度と比べ3.5pt低下する結果となっております。親会社株主に帰属する当期純損失を743,342千円計上する一方で、2025年12月1日に第三者割当増資を実施しており、自己資本を315,379千円充実させております。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

キャッシュ・フローの状況の分析につきましては、「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（1）経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」のとおりであります。

当社グループの事業活動における主な資金需要は、（ ）次世代DAT構想推進のためのデジタル資産の購入・保有・運用に充当するほか、当該事業を推進するための体制構築、人材確保、戦略投資等の事業基盤の整備に充当するもの、（ ）当社及び子会社における運転資本等であります。

（ ）につきましては、第三者割当による株式及び新株予約権の発行により資金調達を実施します。株式発行により、当社グループの資金需要に対し一定の金額を発行時点で調達できることとなります。また、新株予約権の発行により、希薄化のタイミングを一定程度分散させることができること、現状の株価水準よりも高い水準での行使価額を設定することにより、株式以上の調達額が期待できること、割当予定先による新株予約権の行使により、当社グループの資金需要に応じた早期の資金調達の確実性を高めることができることとなります。

（ ）につきましては、当社グループは、主として内部資金の活用及び金融機関からの借入により資金調達をおこなっており、事業活動に必要な資金の安定的な確保に努めております。内部資金については、国内事業で安定的に利益剰余金を積み重ねることで維持している現預金を活用しております。金融機関からの借入については、市場環境を勘案しながら慎重な判断のもと借入を行っております。また、当座貸越契約及びコミットメントライン契約[38.1][智水38.2]を締結しており、機動的な資金調達ができる環境を整えております。

なお、最近連結会計年度末における現金及び預金残高は1,528,242千円、借入金残高は430,007千円となっております。今後も引き続き十分な手元資金を維持できるように努めてまいります。

経営方針・経営戦略、経営上の目標達成を判断するための客観的な指標等

当社グループは、2026年2月13日に公表した2026年12月期の業績予想である、売上高3,000百万円、営業利益50百万円、経常利益50百万円、親会社株主に帰属する当期純利益20百万円を目標としております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。その作成には、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものについては「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(重要な会計上の見積り)」に記載しております。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度に実施しました設備投資の総額は、75,571千円であります。
その主なものは、ソフトウェアへの投資71,341千円であります。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2025年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物	工具、器具 及び備品	リース資産	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都渋谷区)	本社機能	10,863	4,871	8,102	209,347	233,185	136(26)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. セグメント情報について、当社は単一セグメントであるため、記載していません。
3. 従業員数の()は、臨時雇用者数を外書しております。
4. 提出会社の事務所は賃借しており、その年間賃借料は101,046千円であります。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	63,597,928
計	63,597,928

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2025年12月31日)	最近日現在発行数 (株) (2026年3月31日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	15,899,482	15,899,482	東京証券取引所 (グロース)	権利内容に何ら限定のない当社において標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	15,899,482	15,899,482	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2026年4月1日から本有価証券届出書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストック・オプション制度の内容】

2017年11月13日の取締役会決議に基づいて発行した第18回新株予約権

付与対象者の区分及び人数（名）	川野 弘道 （注）1
新株予約権の数（個）	2,450 （注）2
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	245,000 （注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	897 （注）3、4
新株予約権の行使期間	2021年4月1日から2029年11月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 897 （注）3 資本組入額 448.5 （注）3
新株予約権の行使の条件	（注）5
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

最近事業年度の末日（2025年12月31日）における内容を記載しております。2026年3月31日において、記載すべき内容が最近事業年度の末日における内容から変更がないため、2026年3月31日に係る記載を省略しております。

(注) 1 本新株予約権は、川野弘道氏を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社又は当社関係会社の取締役又は従業員のうち受益者として指定された者に交付されます。

2 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4 2025年12月1日に当社は第三者割当増資を実行しており、当該増資に伴う新株発行は「時価を下回る価額での新株発行」に該当し、新株予約権発行要項の行使価額調整条項が発動したため、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は調整されております。

5 権利行使の条件は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。

(2) 新株予約権者は、下記（ ）（ ）（ ）の定めに応じて、それぞれに定める決算期における有価証券報告書における損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績判定水準を超過した場合に、新株予約権者が割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれに定める行使可能割合に相当する数までの本新株予約権を、当該業績判定水準を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌日以降に行使することができる。

（ ） 決算期：2019年12月期から2025年12月期のいずれかの期
業績判定水準：営業利益 金25億円、行使可能割合：100%

（ ） 決算期：2019年12月期から2023年12月期のいずれかの期
業績判定水準：営業利益 金20億円、行使可能割合：40%

（ ） 決算期：2019年12月期から2022年12月期のいずれかの期
業績判定水準：営業利益 金15億円、行使可能割合：20%

- (3) 新株予約権者は、本新株予約権を行使するときまで継続して、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。
- (5) 新株予約権者の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

2017年11月13日の取締役会決議に基づいて発行した第19回新株予約権

付与対象者の区分及び人数（名）	川野 弘道 （注）1
新株予約権の数（個）	2,450 （注）2
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	245,000 （注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	897 （注）3、4
新株予約権の行使期間	2022年4月1日から2030年11月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 897 （注）3 資本組入額 448.5 （注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

最近事業年度の末日（2025年12月31日）における内容を記載しております。2026年3月31日現在において、記載すべき内容が最近事業年度の末日における内容から変更がないため、2026年3月31日現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1 本新株予約権は、川野弘道氏を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社又は当社関係会社の取締役又は従業員のうち受益者として指定された者に交付されます。
- 2 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てます。
- $$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- 3 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- 4 2025年12月1日に当社は第三者割当増資を実行しており、当該増資に伴う新株発行は「時価を下回る価額での新株発行」に該当し、新株予約権発行要項の行使価額調整条項が発動したため、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は調整されております。
- 5 権利行使の条件は以下のとおりであります。
- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）のみが本新株予約権を行使できることとする。
- (2) 新株予約権者は、下記（ ）（ ）（ ）の定めに応じて、それぞれに定める決算期における有価証券報告書における損益計算書（連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書）に記載される営業利益の額が、それぞれに定める業績判定水準を超過した場合に、新株予約権者が割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれに定める行使可能割合に相当する数までの本新株予約権を、当該業績判定水準を最初に充たした決算期の有価証券報告書の提出日の翌日以降に行使することができる。
- （ ） 決算期：2020年12月期から2026年12月期のいずれかの期
業績判定水準：営業利益 金30億円、行使可能割合：100%
- （ ） 決算期：2020年12月期から2025年12月期のいずれかの期
業績判定水準：営業利益 金25億円、行使可能割合：40%
- （ ） 決算期：2020年12月期から2023年12月期のいずれかの期
業績判定水準：営業利益 金20億円、行使可能割合：20%
- (3) 新株予約権者は、本新株予約権を行使するときまで継続して、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。
- (4) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。
- (5) 新株予約権者の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (6) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

2018年11月26日の取締役会決議に基づいて発行した第20回新株予約権

付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4、当社従業員 5
新株予約権の数（個）	2,260 （注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	226,000 （注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	502 （注）2、3
新株予約権の行使期間	2018年12月17日から2026年12月16日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 502 （注）2 資本組入額 251 （注）2
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

最近事業年度の末日（2025年12月31日）における内容を記載しております。2026年3月31日現在において、記載すべき内容が最近事業年度の末日における内容から変更がないため、2026年3月31日現在に係る記載を省略しております。

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。
 ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

 また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$
- 3 2025年12月1日に当社は第三者割当増資を実行しており、当該増資に伴う新株発行は「時価を下回る価額での新株発行」に該当し、新株予約権発行要項の行使価額調整条項が発動したため、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は調整されております。
- 4 権利行使の条件は以下のとおりであります。
- (1) 本新株予約権の行使期間中に金融商品取引所における当社普通株式の取引終値が一度でも行使価額（ただし、上記（5）に準じて取締役会により適切に調整されるものとする。）に40%を乗じた価格を下回った場合には、新株予約権者は、残存するすべての本新株予約権を行使期間の末日までに行使しなければならないものとする。ただし、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
- ア) 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 イ) 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 ウ) 当社が上場廃止、倒産及びその他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 エ) その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- (2) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。
 (3) 新株予約権者の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 (4) 各本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできない。

2026年2月13日及び2026年2月25日の取締役会決議に基づいて発行した第21回新株予約権

付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4、当社従業員 1、当社社外関係者 3
新株予約権の数（個）	2,859 （注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	285,900 （注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	347 （注）2
新株予約権の行使期間	2028年4月1日から2035年3月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 347 資本組入額 173.5
新株予約権の行使の条件	（注）3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）4

最近日現在（2026年3月31日）における内容を記載しております。

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株であります。
 ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により新株予約権の目的となる株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てます。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- 2 新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3 権利行使の条件は以下のとおりであります。

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、2030年12月期までに当社の連結経常利益が5億円を上回った場合に、当該条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌日以降、本新株予約権を行使することができる。ただし、会計基準の変更や会社の組織再編等により、当該条件を参照することが適当でないと当社取締役会が判断した場合、当社は、合理的な範囲内で目標となる条件を調整することができる。
- (2) 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。
- (3) 新株予約権者の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- (4) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（これらを総称して以下「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記1に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記4(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
3に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
ア) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合において、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めるときは、当該日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得する。
イ) 新株予約権者が上記3(1)(2)に定める規定により本新株予約権を行使することができなくなった場合または死亡した場合は、当社は当該本新株予約権を無償で取得する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年5月12日 (注)2	43,074	14,134,974	13,396	854,226	13,396	826,226
2021年1月1日～ 2021年12月31日 (注)1	12,400	14,147,374	2,732	856,958	2,732	828,958
2022年5月13日 (注)2	38,279	14,185,653	12,995	869,954	12,995	841,954
2022年1月1日～ 2022年12月31日 (注)1	18,200	14,203,853	3,889	873,844	3,889	845,844
2023年5月12日 (注)2	34,829	14,238,682	12,346	886,191	12,346	858,191
2023年1月1日～ 2023年12月31日 (注)1	9,600	14,248,282	739	886,930	739	858,930
2024年1月1日～ 2024年12月31日	-	14,248,282	-	886,930	-	858,930
2025年12月1日 (注)3	1,651,200	15,899,482	157,689	1,044,620	157,689	1,016,620

(注)1 新株予約権の行使による増加であります。

2 譲渡制限付株式の発行による増加であります。

3 第三者割当増資 発行価格 191円 資本組入額 95.5円

主な割当先 株式会社ZUU

(4) 【所有者別状況】

2025年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	-	2	22	27	26	35	5,075	5,187	-
所有株式数（単元）	-	9,897	8,482	9,566	10,383	319	120,282	158,929	6,582
所有株式数の割合（%）	-	6.23	5.34	6.02	6.53	0.20	75.68	100.00	-

(注) 1. 自己株式45,220株は、「個人その他」に452単元、「単元未満株式の状況」に20株含まれております。

(5) 【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
中村壮秀	東京都渋谷区	(注1)4,806,972	(注1)30.32
木下政弘	大阪府堺市西区	630,000	3.97
INTERACTIVE BROKERS LLC (常任代理人 インタラクティブ・グループカーズ証券株式会社)	ONE PICKWICK PLAZA GREENWICH, CONNECTICUT 06830 USA	621,500	3.92
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	308,300	1.94
渡邊涼一	北海道札幌市中央区	261,700	1.65
株式会社ZUU	東京都港区麻布台1丁目3-1号	261,700	1.65
合同会社MNカンパニー	東京都千代田区平河町2丁目16-1	250,000	1.58
株式会社MFTRUSTLead	東京都渋谷区桜丘町18番4号	237,000	1.49
アライドアーキテック従業員持株会	東京都渋谷区恵比寿1丁目19-15	220,100	1.39
和田孝行	埼玉県鶴ヶ島市	213,100	1.34
計	-	7,810,372	49.26

(注1) 中村壮秀氏の所有株式数は、実質所有者を確認できたため同氏が株式会社日本カストディ銀行に信託している900,000株を含めた実質所有株式数を記載しております。その他の株主については、株主名簿の記載通りに記載しております。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 45,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 15,847,700	158,477	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 6,582	-	-
発行済株式総数	15,899,482	-	-
総株主の議決権	-	158,477	-

【自己株式等】

2026年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
アライドアーキテクツ 株式会社	東京都渋谷区恵比寿一丁目 19番15号ウノサワ東急ビル 4階	45,200	-	45,200	0.28
計	-	45,200	-	45,200	0.28

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第13号に該当する普通株式の取得

（1）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（2）【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（3）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数（株）	価額の総額（千円）
最近事業年度における取得自己株式 （2025年1月1日～2025年12月31日）	8,834	-
当期間における取得自己株式		

（注）当期間における取得自己株式には、2026年3月1日から本有価証券届出書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

（4）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		当期間	
	株式数（株）	処分価額の総額 （千円）	株式数（株）	処分価額の総額 （千円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-		
消却の処分を行った取得自己株式	-	-		
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-		
その他	-	-		
保有自己株式数	45,220	-	45,220	-

（注）当期間における保有自己株式には、2026年3月1日から本有価証券届出書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

3【配当政策】

当社の利益配分につきましては、業績の推移を見据え、将来の事業の発展と経営基盤の強化のための内部留保に意を用いつつ、経営成績や配当性向等を総合的に勘案し、安定的かつ継続的な配当を維持することを基本方針としております。配当の決定機関は、期末配当については定時株主総会、中間配当については取締役会であります。

しかしながら当社は、成長過程にあり、今後の事業発展及び経営基盤強化といった、内部留保の充実を図るため設立以来配当を行っておらず、最近事業年度の剰余金の配当についても無配としております。

今後の配当実施につきましては、業績及び財務状況等を鑑み、決定する予定であります。

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定款に定めておりますが、剰余金の配当は期末配当の年1回を基本方針としております。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「世界中の人と企業をつなぐ」というミッションのもと、日本のマーケティングAXを牽引する存在を目指し、当社グループ全体の内部統制及びリスク管理を徹底することにより競争力を強化し、企業価値を最大化するために、コーポレート・ガバナンスの徹底を最重要課題と位置付けております。

企業統治体制の採用理由

当社は監査等委員会設置会社であり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。また、経営の意思決定の迅速化を図るため、重要な業務執行の決定の一部を取締役に委任することのできる体制としております。

企業統治体制の概要

イ．取締役会

当社の取締役会は、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事に関する意思決定機関として、提出日現在において取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名及び監査等委員会である取締役3名で構成しており、月1回の定例取締役会の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時取締役会を都度開催しております。

最近事業年度においては、月次での経営状況のモニタリング、株式売却の他、人事・組織・経営・決算等の重要な事項についての検討や意思決定を行いました。

提出日現在の議長及び構成員は、以下の通りです。

議長：代表取締役 田中裕志

構成員：取締役 村岡弥真人、取締役 中村壮秀 取締役 井出修二郎、取締役 大木悠、
取締役 野口敦司、取締役（社外） 福井康夫
取締役（常勤監査等委員） 曾根徳彦、取締役（社外、監査等委員） 小副川俊朗、
取締役（社外、監査等委員） 神宮明彦

ロ．指名報酬委員会

当社では、取締役の指名及び報酬の決定プロセスの透明性向上を図ることを目的として、指名報酬委員会を設置しており、取締役の選解任、取締役の報酬体系に関する原案等についての諮問に対する答申並びに各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた非金銭報酬の評価配分の決定を行っております。

最近事業年度においては、取締役選任原案や、個人別の報酬等の決定方針及び報酬内容に関する審議を行いました。

提出日現在の委員長及び構成員は、以下の通りです。

委員長：（常勤監査等委員） 曾根徳彦

構成員：代表取締役 田中裕志、取締役（社外、監査等委員） 小副川俊朗、
取締役（社外、監査等委員） 神宮明彦

第21期事業年度における取締役会及び指名報酬委員会への出席状況は次の通りです。

区分	氏名	取締役会	指名報酬委員会
		出席状況	出席状況
代表取締役	田中裕志	21回(100%)	3回(100%)
取締役	村岡弥真人	21回(100%)	-
取締役	中村壮秀	21回(100%)	-
社外取締役（常勤監査等委員）	小副川俊朗	21回(100%)	3回(100%)
社外取締役（監査等委員）	大村健	20回(100%)	3回(100%)
社外取締役（監査等委員）	渡邊淳	17回(100%)	3回(100%)
社外取締役（監査等委員）	神宮明彦	4回(100%)	-
社外取締役（監査等委員）	北島正一	1回(100%)	-

(注) 1．大村健氏は2025年10月30日に辞任しております。辞任後、2025年12月29日に北島正一氏が監査等委員である取締役に就任するまでの間、会社法第346条第1項に基づき、取締役（監査等委員）としての権利義務を引き続き有する「権利義務取締役（監査等委員）」となっております。北島正一氏が監査等委員である取締役に就任するまでの取締役会の開催回数は20回です。

2．渡邊淳氏は2025年10月29日に辞任しております。辞任前の取締役会の開催回数は17回です。

3. 神宮明彦氏は2025年10月29日に就任しております。就任後の取締役会の開催回数は4回です。
4. 北島正一氏は2025年12月29日開催の臨時株主総会において選任されています。就任後の取締役会の開催回数は1回です。

八．監査等委員会

当社の監査等委員会は、提出日現在において常勤の監査等委員1名（取締役）と非常勤の監査等委員2名（いずれも社外取締役）で組成し、毎月1回の監査等委員会を開催、取締役の法令・定款遵守状況を把握し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。

監査等委員は取締役会その他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査担当者及び監査法人と連携して適正な監査の実施に努めております。

提出日現在の委員長及び構成員は、以下の通りです。

委員長：取締役（常勤監査等委員） 曾根徳彦

構成員：取締役（社外、監査等委員） 小副川俊朗、取締役（社外、監査等委員） 神宮明彦

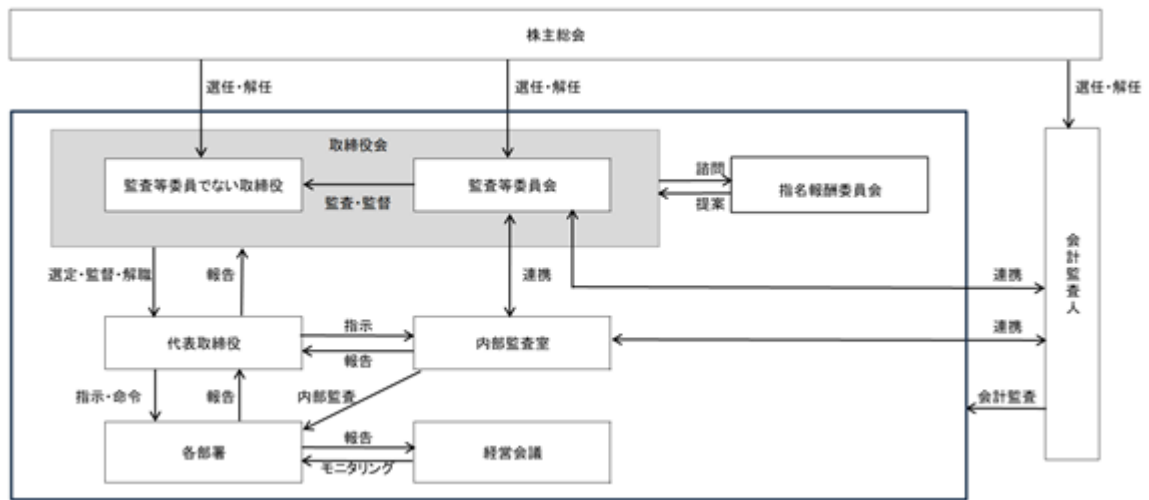
二．内部監査

当社は独立した内部監査室を設けており、代表取締役の命を受けた内部監査室室長・副室長（IT担当）・担当の3名が、当社全体をカバーするよう業務監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。代表取締役は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査担当者は、取締役会並びに監査等委員及び監査等委員会に対しても直接報告を行っております。その他、内部監査担当者と監査等委員会、監査法人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

ホ．経営会議

当社の経営会議は、提出日現在において代表取締役 田中裕志、取締役 村岡弥真人、中村壮秀、井出修二郎、大木悠、野口敦司、福井康夫、監査等委員である取締役 曾根徳彦、小副川俊朗、神宮明彦、執行役員、人事部門責任者、経営企画室マネージャーで構成されています。毎月1回開催し、予算進捗確認、各部門の業績報告等を行っております。

当社の経営組織及びコーポレート・ガバナンス体制の模式図



企業統治に関するその他の事項

- イ．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。
- a．当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・法令、定款及び社会規範の遵守を目的に、「コンプライアンス規程」に基づき、当社並びに子会社の取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。
 - ・管理系部門を通報窓口とする体制を構築し、「内部通報規程」に基づき、不正行為等の防止及び早期発見を図る。
 - ・監査等委員会は、公正不偏の立場から「監査等委員会監査規程」に基づき、取締役の職務執行状況について適宜監査する。監査等委員会は、会社の業務に適法性を欠く事実、又は適法性を欠く虞のある事実を発見した時は、その事実を指摘してこれを改めるよう取締役会に勧告し、状況によりその行為の差止めを請求できる。
 - ・内部監査人は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務執行が法令、定款に適合していることを確認する。また、内部監査担当者は、監査の結果を代表取締役に報告する。
 - ・反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力対応規程」に基づき、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを社内に周知し明文化する。
- b．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ・取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。取締役及び監査等委員会は必要に応じてこれらを閲覧できる。
 - ・企業機密情報については、「文書管理規程」及び「機密情報管理規程」に基づき、適切に管理する。
- c．当社並びに子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 企業集団としての損失の危険に対処するため、各種社内規程を整備し、適宜見直す。また、経営企画部が主幹部署となり、各部門並びに子会社との情報共有及び定期的な会合等を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。不測の事態が発生した場合には、代表取締役を統括責任者として全社的な対策を検討する。
- d．当社並びに子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会は、「取締役会規程」に基づき、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務の執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - ・各部門においては、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。
 - ・子会社においては、事業、規模、企業集団における位置付け等を勘案の上、権限の委譲を行い、「関係会社管理規程」に基づき、迅速性及び効率性を確保するように監督する。
- e．当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・取締役は、会社の業務執行状況を監視・監督し、監査等委員会は、取締役の職務執行を監査する。
 - ・監査等委員会及び内部監査人は、当社並びに子会社の取締役及び使用人の職務執行状況の監査・指導を行う。
 - ・子会社の経営に関しては、その自主性を尊重しつつ、「関係会社管理規程」に基づき、企業集団として管理体制を構築、整備及び運用を行い、事業の状況に関する定期的な報告を受けるとともに、重要事項について事前協議を行う。
- f．監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査等委員会と協議の上、必要に応じて監査等委員会の職務を補助する使用人を配置する。また、監査等委員会の職務を補助する使用人の職務に関しては、取締役その他の上長等の指揮命令等を受けない。かつ、取締役及び使用人は、監査等委員会の職務を補助する使用人の職務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に協力する。

- g. 当社並びに子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ・監査等委員会は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役会議事録並びに稟議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて当社並びに子会社の取締役及び使用人に説明を求めることができる。
 - ・当社並びに子会社の取締役及び使用人は、当社の監査等委員会に対して、重大な法令・定款の違反その他コンプライアンスに関する重要な事項に加え、毎月の経営状況として重要な事項、会社に著しい損害を及ぼす虞のある事項、内部監査の実施状況、リスク管理に関する重要な事項、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査等委員会の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
 - ・前号における監査等委員会への報告及び内部通報制度による通報を行った者が、当該報告及び通報を理由として、人事上その他一切の点で、当社から不利益な取扱いを受けないことを「内部通報規程」に明示する。また監査等委員会は、当該報告及び通報を行った者の異動、人事評価及び懲戒に関して、取締役はその理由の開示を求めることができる。
 - ・財務報告に係る内部統制の状況や会計基準等について、監査等委員会の説明の要望に応じて当社並びに子会社の取締役及び使用人が適切に対応できる体制を整備する。
- h. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査等委員会は、取締役会等重要な会議への参加のほか、内部統制の実効性に関する監査や内部監査への立ち会い及び監査法人との意見交換や監査結果の聴取等を実施し、監査の充実を図る。また、監査等委員同士の情報交換を行い、監査機能の一層の充実を図る。
 - ・当社は、監査等委員会がその職務の執行について生じる費用の前払又は支出した費用等の償還、負担した債務の弁済を請求した時は、その費用等が監査等委員会の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じる。

ロ. 内部統制システムの整備の状況

当社は内部統制の基本方針を定め、取締役会その他主要会議により職務の執行が効率的に行われ、法令及び定款に適合することを確保するための体制作りを努めております。その他取締役及び従業員の職務遂行に対し、監査等委員会及び内部監査担当者がその業務遂行状況を監視し、随時必要な監査手続を実施しております。

また、取締役及び従業員のコンプライアンス体制としては、「コンプライアンス規程」を制定し、企業の社会的責任を深く自覚し、社会の利益及び法令を遵守しながら、収益性をもって事業活動を行っております。

具体的には「内部通報規程」、「機密情報管理規程」、「個人情報管理規程」、「文書取扱規程」を制定し、職務執行上取得した情報の取り扱いに十分な注意を払い、社会及び当社の利益毀損を防止する体制を整備し、また、「安全衛生管理規程」、「ハラスメント防止規程」を制定し、従業員の安全確保、健康の保持促進と快適な労働環境の確立を図っております。

八．リスク管理体制の整備の状況

当社は、グループ経営企画部が主管部署となり、各部門との情報共有を行うことで、リスクの早期発見と未然防止に努めると共に、管理系部門を通報窓口とする内部通報制度を制定しております。組織的又は個人的な法令違反ないし不正行為に関する通報等について、適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。

また、営業部門においては、顧客案件の進捗度合い等について、定型的なフォーマットに基づき継続して情報を共有する仕組みを構築しており、開発部門においてもシステム面でのリスクを顕在化させないよう計画的な進捗管理を実施しております。これらの情報は隔週の役員同士のミーティング時に組織横断的に共有され、必要に応じた取締役会への報告を含めたリスクマネジメントを実施しております。

取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名以内、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨を定款に定めております。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

社外取締役の責任免除

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間で、会社法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款で定めております。責任の限度額は法令に規定する額としております。当社は、社外取締役と損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

役員賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、その職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。当該役員賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を含む）、監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を当社が全額負担しております。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性10名 女性 - 名（役員のうち女性の比率 - %）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役会長	田中 裕志	1986年11月23日生	2012年4月 株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）入社 2016年7月 株式会社メルカリ入社 2018年12月 株式会社夢真ホールディングス（現 株式会社オープンアップグループ）入社 2022年7月 パーソルイノベーション株式会社（現 パーソルデジタルベンチャーズ株式会社）入社 2023年7月 当社入社 2023年8月 当社管理部部长 2023年10月 当社経営企画部部长及び管理部部长 2024年3月 当社取締役、経営企画部部长及び管理部部长 2025年3月 当社代表取締役会長（現任）	(注) 2	2961
取締役社長	村岡 弥真人	1989年2月16日生	2011年4月 旭硝子株式会社（現 AGC株式会社）入社 2012年5月 当社入社 2017年3月 当社執行役員 2018年1月 当社上級執行役員 2018年7月 Allied Tech Base Co.,Ltd. Chairperson 2018年12月 当社 CPO (Chief Product Officer) 兼 プロダクトカンパニー長 2019年6月 Allied Tech Camp Co.,Ltd. Chairperson（現任） 2021年3月 当社取締役及びプロダクトカンパニー プレジデント 2024年3月 当社取締役 兼 国内事業責任者 2025年3月 当社取締役社長（現任）	(注) 2	18,309
取締役ファウンダー	中村 壮秀	1974年6月3日生	1997年4月 住友商事株式会社入社 2000年6月 株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン入社 2004年7月 同社執行役員 2005年8月 当社設立 代表取締役社長 2019年1月 当社代表取締役会長 2020年1月 当社代表取締役CEO 2021年3月 当社代表取締役社長CEO 2025年3月 当社取締役ファウンダー（現任）	(注) 2	5,056,972 (注) 5
取締役	井出 修二郎	1981年6月29日生	2005年4月 株式会社あとらす二十一 入社 2009年1月 当社 入社 2017年1月 当社アカウント統括部第一営業部 部長 就任 2020年1月 当社 Promotion 本部長 就任 2022年1月 当社 echoes 事業部長 兼 Web インテグ レーション事業部長 就任 2024年1月 当社 プロダクトカンパニー 副カンパ ニー長 就任 2024年4月 当社 執行役員 就任 2026年3月 当社 取締役 就任（現任）	(注) 2	7081

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役	大木 悠	1985年10月15日生	2013年11月 株式会社テレビ東京ホールディングス ニューヨーク支局 報道ディレクター 就 任 2017年 6月 株式会社エプリー 入社 (TIMELINE ディ レクター/コンテンツ責任者) 2018年 6月 株式会社ウララコミュニケーションズ入 社 (コインタレグラフ事業部 編集部 長) 2021年 1月 Payward Asia 株式会社 入社 (クラーケ ン・ジャパンの広報責任者) 2022年 6月 dYdX財団 Japan Lead 就任 2024年 6月 Solana Superteam Japan 創設 (Japan Lead 就任) 2026年 1月 当社 COO 就任 (現任) 2026年 3月 当社 取締役 就任 (現任)	(注) 2	-
取締役	野口 敦司	1979年11月 8 日生	2011年 4月 渦潮監査法人 入所 2014年 6月 友朋監査法人 入所 2014年10月 株式会社ウィン・コンサルティング 入 社 2017年11月 野口公認会計士事務所 所長 (現任) 2018年 6月 株式会社 NB 建設 監査役 2018年 6月 株式会社 NB 建設北関東 監査役 2018年 6月 株式会社 NB インベストメント 監査役 2018年 7月 アーバン・スタッフ株式会社 監査役 2019年 9月 株式会社シェアードコンサルティング マネージャー 2022年 8月 アジャイルメディア・ネットワーク株式 会社 (現 CRAVIA 株式会社) 取締役監査 等委員 就任 2022年 9月 野口敦司税理士事務所 所長 (現任) 2023年 1月 株式会社コンフィ (現 BTC リンク株式 会社) 監査役 就任 2024年 3月 アジャイルメディア・ネットワーク株式 会社 (現 CRAVIA 株式会社) 取締役 CFO コーポレート本部長 2024年7月 株式会社グローリー 取締役 就任 2025年 4月 株式会社 V-TOKER 取締役 就任 2025年 9月 株式会社グローバル M&A パートナース 取締役 就任 2026年 3月 当社 取締役 就任 (現任)	(注) 2	-
取締役	福井 康夫	1968年 5月27日生	1991年 4月 株式会社三和銀行入社 1995年 4月 株式会社セブン-イレブン・ジャパン 入 社 2000年 7月 株式会社セブンドリーム・ドットコムへ 転籍 2004年 2月 株式会社メディアフラッグ 設立、代表 取締役社長就任 (現インパクトホール ディングス株式会社) 2024年 5月 株式会社MFTrustLead 創業 代表取締役 (現任) 2025年 1月 株式会社リーガルリテラシー 社外取締 役 (現任) 2026年 3月 当社 社外取締役 就任 (現任)	(注) 2	237,000 (注) 6
取締役 (監査等委員)	曾根 徳彦	1970年 1月 6 日生	1992年 4月 パイオニア株式会社 入社 2019年 8月 SRE ホールディングス株式会社 入社 2023年 1月 アライドアーキテクツ株式会社 コーポ レート本部管理部労務チーム 配属 2024年 7月 当社 内部監査室 2025年 4月 当社 内部監査室 室長 2026年 3月 当社取締役 (監査等委員) (現任)	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役（監査等委員）	小副川 俊朗	1951年2月7日生	1976年4月 株式会社セイター入社 1992年6月 株式会社セイター代表取締役社長 2011年3月 ジャパン・ウェルス・マネジメント証券株式会社（現 あおぞら証券株式会社）シニアアドバイザー 2012年6月 ユナイテッド・シネマ株式会社社外監査役 2016年3月 当社常勤社外監査役 2020年3月 当社社外取締役（常勤監査等委員） 2026年3月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	(注)3	-
取締役（監査等委員）	神宮 明彦	1980年11月15日生	2005年9月 一ノ瀬税務会計事務所入所 2009年9月 新日本アーンストアンドヤング税理士法人（現 EY税理士法人）入所 2014年9月 神宮パートナーズ税理士事務所設立 代表 2018年8月 神宮前あおば税理士法人設立 代表社員（現任） 2024年1月 株式会社ZR東京衡機サービス 監査役（現任） 2025年10月 当社社外取締役（監査等委員）（現任）	(注)3	-
計					5,322,260

- (注) 1. 福井康夫、小副川俊朗及び神宮明彦は、社外取締役であります。
2. 2026年3月31日開催の定時株主総会終結の時から2026年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 2026年3月31日開催の定時株主総会終結の時から2026年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
4. 所有株式数は2025年12月31日時点のものであります。
5. 中村壮秀氏の所有株式数は、実質所有者を確認できたため同氏が株式会社日本カストディ銀行に信託している900,000株及び同氏の資産管理会社である合同会社MNカンパニーが保有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。
6. 福井康夫氏の所有株式数は、同氏が代表を務める株式会社MFTTrustLeadが保有する株式数を含めた実質所有株式数を記載しております。
7. 当社は法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (千株)
北島 正一	1980年8月14日生	2005年7月 有限会社 みかさ産業 取締役就任（現任） 2005年7月 社会福祉法人 武正会 理事就任（現任） 2008年12月 新日本有限責任監査法人 公開業務部入社 2012年8月 北島正一 公認会計士 事務所 開業 2012年10月 北島正一 行政書士 事務所 開業 2012年11月 北島正一 税理士 事務所 開業 2014年7月 株式会社 みかさ総研 代表取締役就任（現任） 2015年10月 社会福祉法人 次江 監事就任（現任） 2019年10月 株式会社みかさ門鑑 代表取締役就任（現任） 2022年4月 行政書士法人 みかさ法務 社員就任（現任） 2025年12月 当社社外取締役（監査等委員）	-

社外役員の状況

本有価証券届出書提出日時点において、当社は社外取締役（監査等委員であるものを除く。）は福井康夫、社外取締役（監査等委員）は、小副川俊朗及び神宮明彦を選任しております。

当社は社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針は定めていませんが、選任に当たっては、会社法及び株式会社東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準に照らし、一般株主と利益相反を生じるおそれがない者で、かつ専門的な知見に基づく客観的かつ適切な監督又は監査といった役割が期待できる者を選任しております。

福井康夫は会社法上の社外取締役、小副川俊朗及び神宮明彦は会社法上の社外取締役及び独立役員です。

福井康夫が代表取締役を務めます株式会社MFTTrustLeadは2025年12月31日時点で237,000株を保有しております。その他に当社と社外取締役及びその兼職先との間には、人的・資金的関係、取引関係及びその他特別な利害関係はありません。

社外取締役（監査等委員）は、内部監査担当者と定期的な意見・情報交換を行い、取締役会において内部監査、監査等委員による監査及び会計監査人監査の報告を受け、必要に応じて取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言・提言を行ってまいります。

当社が社外取締役に期待する機能及び役割につきましては、経営者及び社外役員としての豊富な経験、会社財務等の専門的な知見を有する社外取締役に構成することにより社外の視点を取り入れ、経営監視機能の客観性及び中立性を確保すること等であります。また、社外取締役（監査等委員）は、監査等委員会において定期的に内部監査及び会計監査人の監査の結果並びに内部統制の運用状況についての報告を受け、意見・情報交換を行うこととしております。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員による監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社は、社外取締役が、独立した立場から経営への監督と監視を的確かつ有効に実行できる体制を構築するため、内部監査担当者との連携のもと、必要の都度、経営に関わる資料の提供や事情説明を受ける体制を取っております。また、その体制をスムーズに進行させるため、常勤の監査等委員が内部監査担当者と密に連携することで社内各部門からの十分な情報収集を行っております。

また、社外取締役（監査等委員）は会計監査人と定期的な意見交換を実施し、その職務執行状況等についても適宜報告を受けております。

(3) 【監査の状況】

監査等委員会による監査の状況

2026年3月30日現在、当社の監査等委員会は3名で組成しております。常勤監査等委員である小副川俊朗は、経営者及び社外役員としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。監査等委員である神宮明彦は、長年の税理士としての豊富な経験及び企業財務の知識を有しております。また、直接企業経営に関与した経験はありませんが、ベンチャー企業への財務・会計・資金調達等の支援を通じて企業経営に精通しております。監査等委員である北島正一は、公認会計士、税理士及び行政書士の資格を有しており、監査法人で会計監査の実務を経験した後、自身の専門家事務所を運営する等、豊富な実務知見を有しております。また、株式会社や社会福祉法人において代表取締役及び取締役・監事として組織運営に携わる等、多様な業種・組織形態における企業経営及びガバナンスに関する幅広い知識と経験を有しております。

監査等委員会は原則として毎月1回開催しており、取締役の法令・定款遵守状況を把握し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。監査等委員は取締役会その他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査担当者及び会計監査人と連携して適正な監査の実施に努めております。常勤監査等委員の活動としては、代表取締役との定期的な面談や当社グループにおける主要な事業責任者等とのコミュニケーションを行うなど、社内外の情報収集に努め、その結果を適宜監査等委員会に報告しております。

最近事業年度における各監査等委員の出席状況につきましては、次のとおりであります

氏名	出席状況
小副川 俊朗	14回(100%)
大村 健	14回(100%)
渡邊 淳	12回(100%)
神宮 明彦	2回(100%)
北島 正一	-

- (注) 1. 大村健氏は2025年10月30日に辞任しております。辞任後、2025年12月29日に北島正一氏が監査等委員である取締役に就任するまでの間、会社法第346条第1項に基づき、取締役（監査等委員）としての権利義務を引き続き有する「権利義務取締役（監査等委員）」となっております。2025年12月29日までの監査等委員会の開催回数は14回です。
2. 渡邊淳氏は2025年10月29日に辞任しております。辞任前の監査等委員会の開催回数は12回です。
3. 神宮明彦氏は2025年10月29日に就任しております。就任後の監査等委員会の開催回数は2回です。
4. 北島正一氏は2025年12月29日開催の臨時株主総会において選任されています。就任後の監査等委員会の開催はありません。

また、最近事業年度の監査等委員会における具体的な検討内容としては、当社及び子会社におけるコーポレート・ガバナンスの在り方、リスクマネジメントにおけるグループの課題と対応の方向性について議論を行い、適宜取締役会への報告・助言を行ってまいりました。

なお、当社は、2026年3月31日開催予定の定時株主総会の議案（決議事項）として、「監査等委員である取締役3名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決されましたので、監査等委員会は首根徳彦、小副川俊朗及び神宮明彦の3名（内、社外取締役2名）で構成されることとなります。

内部監査の状況等

当社は独立した内部監査室を設けており、代表取締役の命を受けた内部監査室室長・副室長（IT担当）・担当の3名が、当社全体をカバーするよう業務監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。代表取締役は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査担当者は、取締役会並びに監査等委員及び監査等委員会に対しても直接報告を行っております。

その他、内部監査担当者と監査等委員会、監査法人は、それぞれの監査が連携・相互補完しあうことで企業経営の健全性をチェックする機能を担っており、監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

b. 継続監査期間

8年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 野村 尊博
指定有限責任社員 業務執行社員 岩崎 亮一

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の監査業務に従事した補助者は、公認会計士3名、その他15名となっております。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査等委員会は、公益社団法人日本監査役協会が公表している「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」に基づき、会計監査人の品質管理の状況、独立性及び専門性、監査体制が整備されていること、具体的な監査計画並びに監査報酬が合理的かつ妥当であることを確認し、監査実績などを踏まえたうえで、会計監査人を総合的に評価し、選定について判断することとしております。

会計監査人の職務の執行に支障がある場合の他、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその内容を報告いたします。

f. 監査等委員会による会計監査人の評価

当社の監査等委員会は、e.に掲げた会計監査人の選定方針に加え、日常の監査活動を通じ、経営者、取締役、経理財務部門、内部監査担当者等とのコミュニケーション、子会社が監査業務を委託する他の監査人との連携、不正リスクへの対応等が適切に行われているかという観点で評価した結果、PwC Japan有限責任監査法人は会計監査人として適格であると判断しております。

g. 会計監査人の異動

当社は、2026年3月31日開催の第21期定時株主総会において会計監査人の選任を決議しており、当社の会計監査人は次のとおり異動しております。

第21期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日） PwC Japan有限責任監査法人

第22期（自 2026年1月1日 至 2026年12月31日） 永和監査法人

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	252,000	-	55,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	252,000	-	55,000	-

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（PwC）に対する報酬（a.を除く）

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	-	-	-	-
連結子会社	7,376	-	-	-
計	7,376	-	-	-

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する報酬の金額は、監査証明業務に係る人員数、監査日数等を勘案し、決定する方針としております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容

当社は、2021年2月10日開催の取締役会において、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めており、その具体的な内容は株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会の諮問機関として任意で設置している指名報酬委員会において、各取締役の職務と責任及び実績に応じて決定することとしております。

なお、最近事業年度における取締役の報酬等の決定過程等における指名報酬委員会の活動内容は以下のとおりです。

活動日	活動内容
2025年3月7日	取締役の選任議案の審議及び今後のスケジュールについての協議
2025年3月21日	各取締役の役割分担、取締役の個人別報酬額の審議及び今後の進め方についての協議
2025年3月24日	各取締役の役割分担及び取締役の個人別報酬額の審議

取締役会は、最近事業年度に係る取締役の個人報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が上記決定方針と整合していることを確認しており、上記決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下のとおりです。

イ. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、固定報酬としての基本報酬（金銭報酬）と非金銭報酬等により構成しております。

ロ. 報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬（金銭報酬）は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて、当社グループ全体及び管掌する事業の業績等を総合的に勘案して決定しております。

ハ. 非金銭報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

非金銭報酬は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対して企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

b. 役員の報酬等に関する株主総会の決議があるときの、当該株主総会の決議年月日及び当該決議の内容

当社の取締役（監査等委員を除く。）の金銭報酬に関する株主総会の決議年月日は2020年3月27日であり、決議の内容は、年額200百万円以内とされております。また、株式報酬である譲渡制限付株式付与のための報酬に関する株主総会の決議年月日は2021年3月24日であり、決議の内容は金銭報酬とは別枠で年額50百万円以内とされております。

また、監査等委員である取締役の報酬に関する株主総会の決議年月日は2020年3月27日であり、決議の内容は、年額50百万円以内とされております。

c. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者、当該権限の内容、当該裁量の範囲

当社の取締役（監査等委員を除く。）の報酬の総額、報酬の種類及び個人別の報酬額については、取締役会からの委託に基づき、社外取締役を議長とする指名報酬委員会において決定しております。

監査等委員である取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、常勤、非常勤の別、職務分担の状況等を勘案し、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で監査等委員会にて決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	譲渡制限付 株式報酬	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	104,344	101,456	2,888	2,888	3
監査等委員 (社外取締役を除く)	-	-	-	-	-
社外役員	37,100	37,100	-	-	5

役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式との区分について、純投資目的とは専ら株式の価値変動や株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする場合と考えております。

一方、純投資目的以外とは、当社の顧客及び取引先等との安定的・長期的な取引関係の維持・強化や当社の中長期的な企業価値向上に資する場合と考えております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、顧客及び取引先等との安定的・長期的な取引関係の維持・強化の観点から、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合に限り、株式の政策保有を行っております。保有する政策保有株式の状況については、定期的に取り締役に報告し、個々の銘柄において保有の便益（現在得ている又は将来得られるであろう事業取引から生じる利益や事業上のシナジー等）を検討するとともに、取引関係の維持・強化、中長期的な保有メリット等を総合的に勘案して、保有の適否を判断しております。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	12	685
非上場株式以外の株式	1	16,960

(最近事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(最近事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	2	35,819
非上場株式以外の株式	1	359,546

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
 特定投資株式

銘柄	最近事業年度	最近事業年度の 前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （千円）	貸借対照表計上額 （千円）		
(株)インサイト	40,000	40,000	広告代理店としての同社と提携して営業 網を拡充することによって、ソリュー ション事業の取引を強化することを目的 として保有しております。	無
	16,960	15,320		
Aiロボティクス(株)	-	85,000	同社はAIを活用したD2Cブランド事業を 展開しており、新規事業分野における提 携や情報交換を目的として保有しており ましたが、最近事業年度に売却を実施し ております。	無
	-	267,750		

(注) 定量的な保有効果については記載が困難であります。保有目的、経済合理性等により保有の適否を検証しており
 ます。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、連結会計年度及び事業年度に係る監査報告書は、2026年3月30日提出の有価証券報告書に添付されたものによっております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。また管理部門は各種セミナーへ参加し、社内において関連各部署への意見発信及び情報交換、普及等を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	最近連結会計年度の 前連結会計年度 (2024年12月31日)	最近連結会計年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,940,205	1,528,242
受取手形及び売掛金	921,734	813,484
仕掛品	23,003	-
未収入金	13,493	10,144
未収還付法人税等	95,095	4,695
前払費用	94,420	58,809
その他	45,727	107,200
貸倒引当金	131,893	24,141
流動資産合計	3,001,787	2,498,434
固定資産		
有形固定資産		
建物	55,719	58,582
減価償却累計額	45,357	47,719
建物（純額）	10,362	10,863
工具、器具及び備品	90,679	91,369
減価償却累計額	81,806	85,854
工具、器具及び備品（純額）	8,872	5,514
リース資産	30,587	31,757
減価償却累計額	9,319	18,211
リース資産（純額）	21,268	13,545
有形固定資産合計	40,503	29,923
無形固定資産		
のれん	69,484	53,592
顧客関連資産	118,596	93,936
ソフトウェア	212,456	209,429
その他	1,048	4,498
無形固定資産合計	401,585	361,457
投資その他の資産		
投資有価証券	1,546,347	1,268,074
差入保証金	67,563	67,563
破産更生債権等	688	1,562
その他	28,047	25,647
貸倒引当金	688	1,562
投資その他の資産合計	641,957	361,285
固定資産合計	1,084,046	752,666
資産合計	4,085,834	3,251,100

（単位：千円）

	最近連結会計年度の 前連結会計年度 (2024年12月31日)	最近連結会計年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	330,525	267,062
1年内返済予定の長期借入金	² 171,604	² 162,864
未払金	182,602	152,082
リース債務	8,026	7,308
未払費用	81,042	32,663
未払法人税等	15,501	209,543
未払消費税等	6,632	9,423
前受金	108,218	79,934
その他	49,401	43,653
流動負債合計	953,555	964,535
固定負債		
長期借入金	² 439,013	² 276,149
リース債務	14,990	7,947
長期前受収益	2,997	813
繰延税金負債	142,157	60,979
固定負債合計	599,158	345,890
負債合計	1,552,714	1,310,425
純資産の部		
株主資本		
資本金	886,930	1,044,620
資本剰余金	1,197,785	1,354,709
利益剰余金	304,840	437,022
自己株式	12,072	12,072
株主資本合計	2,377,483	1,950,234
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	266,694	89,686
為替換算調整勘定	256,580	256,567
その他の包括利益累計額合計	10,113	166,881
新株予約権	1,575	1,055
非支配株主持分	143,947	156,267
純資産合計	2,533,120	1,940,674
負債純資産合計	4,085,834	3,251,100

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

（単位：千円）

	最近連結会計年度の 前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	最近連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	3,463,714	2,990,959
売上原価	1,076,158	965,232
売上総利益	2,387,556	2,025,727
販売費及び一般管理費	1 2,847,383	1 2,214,164
営業損失（ ）	459,826	188,437
営業外収益		
受取利息	405	2,388
受取配当金	440	480
為替差益	103,855	-
補助金収入	-	3,229
受取保険金	-	10,000
投資事業組合運用益	-	1,169
持分法による投資利益	-	17,665
役員報酬返納額	-	5,350
貸倒引当金戻入額	-	4,187
受取補填金	-	13,881
債務消滅益	-	4,027
その他	11,255	5,080
営業外収益合計	115,956	67,458
営業外費用		
支払利息	6,846	7,468
株式交付費	-	12,270
投資事業組合運用損	11,801	4,100
持分法による投資損失	20,274	-
為替差損	-	6,181
支払手数料	-	3,595
控除対象外消費税等	-	3,472
その他	4,052	2,105
営業外費用合計	42,975	39,195
経常損失（ ）	386,845	160,173
特別利益		
新株予約権戻入益	4,629	520
投資有価証券売却益	21,273	376,139
固定資産売却益	7,584	-
特別利益合計	33,487	376,659
特別損失		
投資有価証券評価損	32,462	11,720
固定資産除却損	641	-
関係会社株式評価損	-	5,880
関係会社整理損	10,076	3,632
特別調査費用	2 31,395	2 729,436
特別損失合計	74,575	750,669
税金等調整前当期純損失（ ）	427,933	534,182
法人税、住民税及び事業税	30,518	194,255
法人税等調整額	35,094	3,161
法人税等合計	65,613	191,093
当期純損失（ ）	493,547	725,276
非支配株主に帰属する当期純利益	22,744	18,066
親会社株主に帰属する当期純損失（ ）	516,291	743,342

【連結包括利益計算書】

（単位：千円）

	最近連結会計年度の 前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	最近連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
当期純損失（ ）	493,547	725,276
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	180,041	177,008
為替換算調整勘定	71,908	5,289
その他の包括利益合計	108,132	182,297
包括利益	385,414	907,574
（内訳）		
親会社株主に係る包括利益	410,096	929,314
非支配株主に係る包括利益	24,681	21,740

【連結株主資本等変動計算書】

最近連結会計年度の前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	886,930	1,197,734	821,293	12,072	2,893,886
当期変動額					
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）			516,291		516,291
連結範囲の変動			161		161
連結子会社株式の売却 による持分の増減		50			50
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	-	50	516,453	-	516,402
当期末残高	886,930	1,197,785	304,840	12,072	2,377,483

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	為替換算調 整勘定	その他の包 括利益累計 額合計			
当期首残高	86,653	182,734	96,081	8,101	107,556	2,913,462
当期変動額						
親会社株主に帰属する 当期純損失（ ）						516,291
連結範囲の変動						161
連結子会社株式の売却 による持分の増減						50
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	180,041	73,845	106,195	6,526	36,390	136,059
当期変動額合計	180,041	73,845	106,195	6,526	36,390	380,342
当期末残高	266,694	256,580	10,113	1,575	143,947	2,533,120

最近連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	886,930	1,197,785	304,840	12,072	2,377,483
当期変動額					
新株の発行	157,689	157,689			315,379
親会社株主に帰属する 当期純損失()			743,342		743,342
連結子会社株式の取得 による持分の増減		765			765
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			1,479		1,479
当期変動額合計	157,689	156,923	741,863	-	427,249
当期末残高	1,044,620	1,354,709	437,022	12,072	1,950,234

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	為替換算調 整勘定	その他の包 括利益累計 額合計			
当期首残高	266,694	256,580	10,113	1,575	143,947	2,533,120
当期変動額						
新株の発行						315,379
親会社株主に帰属する 当期純損失()						743,342
連結子会社株式の取得 による持分の増減						765
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	177,008	12	176,995	520	12,319	163,716
当期変動額合計	177,008	12	176,995	520	12,319	592,445
当期末残高	89,686	256,567	166,881	1,055	156,267	1,940,674

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	最近連結会計年度の 前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	最近連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	427,933	534,182
減価償却費	104,130	104,225
貸倒引当金の増減額(は減少)	13,736	112,578
のれん償却額	15,632	17,747
受取利息及び受取配当金	845	2,868
支払利息	6,846	7,468
為替差損益(は益)	111,358	8,992
投資事業組合運用損益(は益)	11,801	4,100
持分法による投資損益(は益)	20,274	17,665
新株予約権戻入益	4,629	520
投資有価証券評価損益(は益)	32,462	11,720
投資有価証券売却損益(は益)	21,273	376,139
売上債権の増減額(は増加)	351,024	99,954
棚卸資産の増減額(は増加)	20,758	23,003
前払費用の増減額(は増加)	4,582	35,610
未収入金の増減額(は増加)	18,738	3,080
立替金の増減額(は増加)	283	451
仕入債務の増減額(は減少)	12,741	59,483
未払金の増減額(は減少)	94,182	29,978
未払費用の増減額(は減少)	10,877	45,785
未払又は未収消費税等の増減額	2,548	70,760
前受金の増減額(は減少)	6,170	28,945
その他	66,066	16,678
小計	133,216	946,775
利息及び配当金の受取額	5,410	3,896
利息の支払額	7,385	7,474
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	238,026	89,563
営業活動によるキャッシュ・フロー	106,785	860,790
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	8,341	4,229
無形固定資産の取得による支出	84,622	72,465
投資有価証券の売却による収入	24,288	391,770
投資有価証券の取得による支出	10,000	-
敷金及び保証金の回収による収入	-	59
敷金及び保証金の差入による支出	-	59
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	2 59,089	-
その他	2,115	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	139,881	315,076
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	500,000	-
長期借入金の返済による支出	165,089	171,604
リース債務の返済による支出	9,275	5,125
株式の発行による収入	-	315,379
非支配株主への配当金の支払額	14,141	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	311,494	138,649
現金及び現金同等物に係る換算差額	30,438	4,898
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	95,266	411,963
現金及び現金同等物の期首残高	1,844,956	1,940,205
連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3 17	-
現金及び現金同等物の期末残高	1 1,940,205	1 1,528,242

【注記事項】

（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）

1．連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

株式会社オセロ

株式会社デジタルチェンジ

Allied Verse Pte.Ltd.

Book & Entries Capital Pte. Ltd.

Creadits株式会社

SuperFaction Pte. Ltd.

Creadts USA Inc.は、2025年12月2日付にて清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社

Allied Tech Base Co.,Ltd.

Allied Tech Camp Co.,Ltd.

（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社は、小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2．持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 1社

関連会社の名称

株式会社ファンベースカンパニー

(2) 持分法を適用しない非連結子会社（Allied Tech Base Co.,Ltd.、Allied Tech Camp Co.,Ltd.）は当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3．事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度と一致しております。

持分法適用関連会社のうち、株式会社ファンベースカンパニーの決算日は3月31日のため、連結決算日現在で実施した仮決算による財務諸表を使用しております。

4．会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5～15年
工具、器具及び備品	3～15年

無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。

のれん

効果の及ぶ期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

顧客関連資産

効果の及ぶ期間（5年～10年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権・債務は、連結決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。また、外貨建の他の有価証券は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他有価証券評価差額金に含めております。在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算しております。なお、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当履行義務を充足する時点（収益を認識する時点）は以下の通りです。

(i) マーケティングサービス

顧客に対して、デジタル・ソーシャル等を活用したマーケティングSaaSの提供、マーケティング課題に対するソリューションの立案から実行までの支援を行っております。

マーケティングSaaSの提供に関しては、顧客との契約から生じる収益が契約期間にわたり履行義務が充足されると判断し、サービスの提供期間にわたって収益を認識しております。

マーケティング課題に対するソリューションの立案から実行までの支援に関しては、役務の提供を行い、顧客が検収を行った時点で収益を認識しております。

また、ソリューションの立案から実行までの支援においては、主として当社及び連結子会社が提供するサービスに対する報酬として顧客から受領する対価から関連する原価を控除した純額、あるいは手数料として一定の報酬対価により計上していますが、本人としての性質が強いと判断される一部の取引に関しては、顧客から受領した対価と原価を総額で計上しております。

取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しております。また、契約条件に従い、履行義務の充足前に前受の形式により対価を受領する場合には契約負債を計上しております。なお、取引の対価に重大な金融要素は含んでおりません。

(ii) CREADITSサービス

顧客に対して広告クリエイティブの制作・提供を行っております。

当該取引により顧客との契約から生じる収益は、役務の提供により連結子会社の履行義務が充足されるものと、契約期間にわたり履行義務が充足されるものが含まれることから、前者は履行義務を充足した時点で収益を認識、後者はサービスの提供期間に亘って収益を認識しております。

取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しております。また、契約条件に従い、履行義務の充足前に前受の形式により対価を受領する場合には契約負債を計上しております。なお、取引の対価に重大な金融要素は含んでおりません。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 市場価格のない投資有価証券の評価

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	最近連結会計年度の 前連結会計年度	最近連結会計年度
関係会社株式	67,900	79,685
非上場株式等	195,376	171,429

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない株式等については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合に、相当額の減額処理を行っております。

当社では、関係会社も含む主要な投資先においては定期的な面談等を通じて直近の事業環境や事業の進捗状況、今後の計画等を把握しており、これらの情報に基づき実質価額の回復可能性や事業計画の妥当性を慎重に判断しております。

これらの見積りは、将来の不確実な経済状況の変動などによる影響を受けるため、投資先の事業が計画通りに進捗しない場合には、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において、重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	最近連結会計年度の 前連結会計年度	最近連結会計年度
繰延税金資産	-	-
繰延税金負債	142,157	60,979

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金負債の金額が繰延税金資産の金額を上回るため、連結貸借対照表には、繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した金額を計上しております。

繰延税金負債と相殺する前の繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額により見積もっております。

これらの見積りは、将来の不確実な経済状況の変動などによる影響を受けるため、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌連結会計年度以降の連結財務諸表において、重要な影響を与える可能性があります。

（会計方針の変更）

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。）第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

（未適用の会計基準等）

- ・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会）等

（1）概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

（2）適用予定日

2028年12月期の期首から適用します。

（3）当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありませぬ。

（連結貸借対照表関係）

1 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次の通りであります。

	最近連結会計年度の 前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	最近連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
投資有価証券（株式）	67,900千円	79,685千円

2 当座貸越契約

当社は、資金調達の安定性を確保しつつ、必要に応じた機動的な資金調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

これらの契約に基づく当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	最近連結会計年度の 前連結会計年度 (2024年12月31日)	最近連結会計年度 (2025年12月31日)
当座貸越極度額	700,000千円	300,000千円
借入実行残高	-	-
借入未実行残高	700,000	300,000

（連結損益計算書関係）

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	最近連結会計年度の 前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	最近連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
広告宣伝費	80,871千円	32,677千円
業務委託費	216,048	359,327
給料及び手当	1,095,480	784,475
減価償却費	74,022	68,744
支払報酬	323,812	84,475
貸倒引当金繰入額	5,520	988

2 当社及び連結子会社における不適切な会計処理に関する事実関係の調査等を実施するために設置した、監査等委員である取締役並びに当社グループと利害関係を有さない弁護士や公認会計士で構成される調査委員会に係る調査費用及び関連する費用等を特別調査費用として計上しております。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	最近連結会計年度の 前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	最近連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	280,796千円	83,209千円
組替調整額	14,759	234,754
法人税等及び税効果調整前	266,036	151,545
法人税等及び税効果額	85,995	25,462
その他有価証券評価差額金	180,041	177,008
為替換算調整勘定：		
当期発生額	71,908	5,289
その他の包括利益合計	108,132	182,297

（連結株主資本等変動計算書関係）

最近連結会計年度の前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	最近連結会計年度 期首株式数（株）	最近連結会計年度 増加株式数（株）	最近連結会計年度 減少株式数（株）	最近連結会計年度 末株式数（株）
発行済株式				
普通株式	14,248,282	-	-	14,248,282
合計	14,248,282	-	-	14,248,282
自己株式				
普通株式（注）	33,240	3,146	-	36,386
合計	33,240	3,146	-	36,386

（注）普通株式の自己株式の株式数の増加3,146株は、従業員に対して行った譲渡制限付株式の失効による増加であります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				最近連結会 計年度末残 高 （千円）
			最近連結会 計年度期首	最近連結会 計年度増加	最近連結会 計年度減少	最近連結会 計年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	1,055
連結子会社	-	-	-	-	-	-	520
合計		-	-	-	-	-	1,575

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1	14,248,282	1,651,200	-	15,899,482
合計	14,248,282	1,651,200	-	15,899,482
自己株式				
普通株式（注）2	36,386	8,834	-	45,220
合計	36,386	8,834	-	45,220

（注）1. 普通株式の発行済株式総数の増加1,651,200株は、第三者割当による新株の発行による増加であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加8,834株は、従業員に対して行った譲渡制限付株式の失効による増加であります。

2. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計 年度末残高 （千円）
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプション としての新株予約権	-	-	-	-	-	1,055
連結子会社	-	-	-	-	-	-	-
合計		-	-	-	-	-	1,055

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	最近連結会計年度の 前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	最近連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
現金及び預金勘定	1,940,205千円	1,528,242千円
現金及び現金同等物	1,940,205	1,528,242

2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

最近連結会計年度の前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

株式の取得により新たにBook & Entries Capital Pte.Ltd.を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びにBook & Entries Capital Pte.Ltd.株式の取得価額とBook & Entries Capital Pte.Ltd.取得のための支出（純額）との関係は次のとおりであります。

流動資産	51,536千円
固定資産	60,281
のれん	70,343
流動負債	28,992
固定負債	24,939
非支配株主持分	18,029
為替換算調整勘定	2,115
Book & Entries Capital Pte.Ltd.	108,085
株式の取得価額	
Book & Entries Capital Pte.Ltd.	23,509
現金及び現金同等物	
未払金（条件付取得対価）等	25,486
差引：Book & Entries Capital Pte.Ltd.取得のための支出	59,089

最近連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

3 連結の範囲の変更により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

最近連結会計年度の前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

最近連結会計年度より、非連結子会社であったAllied Verse Pte.Ltd.を、重要性の観点から連結の範囲に含めております。連結の範囲に含めたことに伴い増加した資産及び負債の金額は以下のとおりであります。

流動資産	17千円
流動負債	148

なお、連結の範囲に含めたことに伴い増減した現金及び現金同等物の金額は、「連結の範囲の変更に伴う現金及び現金同等物の増加額（は減少）」に含めて表示しております。

最近連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

（リース取引関係）

1．ファイナンス・リース取引

借主側

リース資産の内容

有形固定資産

主として、本社設備であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4．会計方針に関する事項（2）重要な減価償却資産の減価償却の方法」記載の通りであります。

2．オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち、解約不能のものに係る未経過リース料

（借主側）

（単位：千円）

	最近連結会計年度の 前連結会計年度 (2024年12月31日)	最近連結会計年度 (2025年12月31日)
1年内	91,430	91,204
1年超	125,569	42,523
合計	217,000	133,728

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社及び連結子会社は、資金運用については、一時的な余資を安全性の高い金融資産で運用しております。また、資金調達については、運転資金及び少額の設備投資資金に関しては、原則として自己資金で賄う方針であります。一部を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

- () 営業債権である受取手形及び売掛金、未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。
- () 未収還付法人税等は、すべて1年以内の回収期日であります。
- () 投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、取引先との関係を勘案して継続的に所有銘柄を見直しております。
- () 差入保証金は、建物賃貸借契約に係るものであり、差入先の信用リスクに晒されております。
- () 営業債務である買掛金、未払金、1年内返済予定のリース債務、未払費用、未払法人税等、未払消費税等は、その全てが1年以内の支払期日であります。
- () リース債務は主に設備投資に係る資金調達を目的としたもの、借入金は主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

- () 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理
当社及び連結子会社は、営業債権について、取引先ごとに適切な期日管理及び残高管理を行っております。
- () 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理
当社及び連結子会社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しており、異なる前提条件による場合、当該価額が異なる場合があります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります

最近連結会計年度の前連結会計年度（2024年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	283,070	283,070	-
(2) 差入保証金	67,563	54,632	12,930
(3) 破産更生債権等	688	688	-
貸倒引当金(4)	688	688	-
資産計	350,633	337,702	12,930
(4) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	610,617	607,475	3,141
(5) リース債務(5)	23,017	29,614	6,597
負債計	633,634	637,090	3,456

最近連結会計年度（2025年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	16,960	16,960	-
(2) 差入保証金	67,563	47,253	20,309
(3) 破産更生債権等	1,562	1,562	-
貸倒引当金(4)	1,562	1,562	-
資産計	84,523	64,213	20,309
(4) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	439,013	591,014	152,001
(5) リース債務(5)	15,256	29,850	14,594
負債計	454,269	620,864	166,595

(1) 現金及び預金、受取手形及び売掛金、未収入金、未収還付法人税等、買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等及び未払消費税等については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(2) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は前連結会計年度179,956千円、当連結会計年度169,818千円であります。

(3) 市場価格のない株式等は「(1)投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は、以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度 (2024年12月31日)	最近連結会計年度 (2025年12月31日)
関係会社株式	67,900	79,685
非上場株式等	15,420	1,610

(4) 破産更生債権等に計上している貸倒引当金を控除しております。

(5) 流動負債のリース債務と固定負債のリース債務の合計額を表示しております。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

最近連結会計年度の前連結会計年度（2024年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
差入保証金	-	-	-	67,563
合計	-	-	-	67,563

(注) 破産更生債権等は回収時期を合理的に見積もることが困難であるため、記載しておりません。

最近連結会計年度（2025年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
差入保証金	-	-	-	67,563
合計	-	-	-	67,563

(注) 破産更生債権等は回収時期を合理的に見積もることが困難であるため、記載しておりません。

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

最近連結会計年度の前連結会計年度（2024年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超2年以 内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以 内 (千円)	4年超5年以 内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	171,604	162,864	147,864	102,864	25,421	-
リース債務	8,026	7,043	1,797	1,918	2,047	2,184
合計	179,630	169,907	149,661	104,782	27,468	2,184

最近連結会計年度（2025年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超2年以 内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以 内 (千円)	4年超5年以 内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	162,864	147,864	102,864	25,421	-	-
リース債務	7,308	1,797	1,918	2,047	2,184	-
合計	170,172	149,661	104,782	27,468	2,184	-

5. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しています。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しています。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

最近連結会計年度の前連結会計年度（2024年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	283,070	-	-	283,070
資産計	283,070	-	-	283,070

（注）上場株式は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

最近連結会計年度（2025年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券	16,960	-	-	16,960
資産計	16,960	-	-	16,960

（注）上場株式は相場価格を用いて評価しています。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しています。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

最近連結会計年度の前連結会計年度（2024年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	54,632	-	54,632
資産計	-	54,632	-	54,632
長期借入金	-	607,475	-	607,475
リース債務	-	29,614	-	29,614
負債計	-	637,089	-	637,089

最近連結会計年度（2025年12月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
差入保証金	-	47,253	-	47,253
資産計	-	47,253	-	47,253
長期借入金	-	591,014	-	591,014
リース債務	-	29,850	-	29,850
負債計	-	620,864	-	620,864

（注） 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

差入保証金

将来のキャッシュ・フローを無リスクの利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

負債

長期借入金及びリース債務

元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（有価証券関係）

1．其他有価証券

最近連結会計年度の前連結会計年度（2024年12月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	283,070	48,874	234,195
合計		283,070	48,874	234,195

最近連結会計年度（2025年12月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額（千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	16,960	11,689	5,270
合計		16,960	11,689	5,270

2．減損処理を行った有価証券

最近連結会計年度の前連結会計年度において、投資有価証券について32,462千円（其他有価証券の株式32,462千円）減損処理を行っております。

最近連結会計年度において、投資有価証券について17,600千円（其他有価証券の株式11,720千円、関係会社株式5,880千円）減損処理を行っております。

なお、市場価格のない株式等については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合に、相当額の減額処理を行っております。

3．売却した其他有価証券

最近連結会計年度の前連結会計年度（2024年12月31日）

	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
(1)株式	24,288	21,273	-
(2)債券	-	-	-
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	-	-	-
合計	24,288	21,273	-

最近連結会計年度（2025年12月31日）

	売却額（千円）	売却益の合計（千円）	売却損の合計（千円）
(1)株式	395,366	376,139	-
(2)債券	-	-	-
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	-	-	-
合計	395,366	376,139	-

(ストック・オプション等関係)

1. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

(単位:千円)

	最近連結会計年度の 前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	最近連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
新株予約権戻入益	4,629	520

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

提出会社

(1) ストック・オプションの内容

	第18回新株予約権	第19回新株予約権	第20回新株予約権
付与対象者の区分及び人数(名)	川野 弘道(注)2	川野 弘道(注)2	当社取締役 4 当社従業員 5
株式の種類別のストック・オプションの数(注)1	普通株式 245,000株	普通株式 245,000株	普通株式 280,000株
付与日	2017年11月30日	2017年11月30日	2018年12月14日
権利確定条件	<p>2019年12月期から2025年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載される営業利益が25億円を超過していること(行使可能割合:100%)</p> <p>2019年12月期から2023年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載される営業利益が20億円を超過していること(行使可能割合:40%)</p> <p>2019年12月期から2022年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載される営業利益が15億円を超過していること(行使可能割合:20%)</p> <p>権利行使時点においても、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であること</p>	<p>2020年12月期から2026年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載される営業利益が30億円を超過していること(行使可能割合:100%)</p> <p>2020年12月期から2025年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載される営業利益が25億円を超過していること(行使可能割合:40%)</p> <p>2020年12月期から2023年12月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載される営業利益が20億円を超過していること(行使可能割合:20%)</p> <p>権利行使時点においても、当社又は当社関係会社の取締役又は従業員であること</p>	<p>本新株予約権の行使期間中に金融商品取引所における当社普通株式の取引終値が一度でも行使価額に40%を乗じた価格を下回った場合には、新株予約権者は、残存するすべての本新株予約権を行使期間の末日までに行使しなければならないものとする。</p>
対象勤務期間	2017年11月30日から 2021年3月31日まで	2017年11月30日から 2022年3月31日まで	2017年11月30日から 2020年3月31日まで
権利行使期間	2021年4月1日から 2029年11月29日まで	2022年4月1日から 2030年11月29日まで	2018年12月17日から 2026年12月16日まで

(注)1. 株式数に換算して記載しております。

2. 本新株予約権は、川野弘道氏を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点の当社又は当社関係会社の取締役又は従業員のうち受益者として指定された者に交付されます。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

最近連結会計年度（2025年12月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第18回 新株予約権	第19回 新株予約権	第20回 新株予約権
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	245,000	245,000	-
付与	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	245,000	245,000	-
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	-	-	226,000
権利確定	-	-	-
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
未行使残	-	-	226,000

（注）株式数に換算しております。

単価情報

	第18回 新株予約権	第19回 新株予約権	第20回 新株予約権
権利行使価格（円）	897	897	502
行使時平均株価（円）	-	-	-
付与日における公正な評価 単価（円）	100	100	100

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

最近連結会計年度において付与されたストック・オプションはありません。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の最近連結会計年度末における本
源

的価値の合計額及び最近連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日にお
ける

本源的価値の合計額

(1) 最近連結会計年度末における本源的価値の合計額 -千円

(2) 最近連結会計年度において権利行使された本源的価値の合計額 -千円

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	最近連結会計年度の 前連結会計年度 (2024年12月31日)	最近連結会計年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	- 千円	3,217千円
減価償却超過額	6,786	1,603
資産除去債務	5,128	5,128
貸倒引当金	26,261	7,861
投資有価証券評価損	67,473	53,523
投資事業有限責任組合運用損	8,365	9,262
未払事業所税	831	1,068
株式報酬	3,928	6,510
株式交換差益	49,833	49,833
繰越欠損金（注2）	868,528	1,161,297
その他	248	16,751
繰延税金資産小計	1,037,385	1,316,057
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額 （注1, 2）	868,528	1,161,297
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	168,856	154,760
評価性引当額小計（注1）	1,037,385	1,316,057
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
顧客関連資産	24,432	20,815
その他有価証券評価差額金	117,725	39,581
その他	-	582
繰延税金負債合計	142,157	60,979
繰延税金資産の純額（は負債）	142,157	60,979

（注1）評価性引当額が278,672千円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が292,768千円増加したことによるものであります。

（注2）税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

最近連結会計年度の前連結会計年度（2024年12月31日）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の 繰越欠損金（ ）	-	-	-	-	-	868,528	868,528千円
評価性引当額	-	-	-	-	-	868,528	868,528
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

最近連結会計年度（2025年12月31日）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の 繰越欠損金（ ）	-	-	-	-	-	1,161,297	1,161,297千円
評価性引当額	-	-	-	-	-	1,161,297	1,161,297
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

（ ）税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

最近連結会計年度の前連結会計年度（2024年12月31日）

税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

最近連結会計年度（2025年12月31日）

税金等調整前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

（資産除去債務関係）

該当事項はありません。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社及び連結子会社は、マーケティングAX支援事業の単一セグメントであり、主要なサービスの種類から生じる収益を分解した情報は以下のとおりです。

最近連結会計年度の前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

種類	金額
マーケティングサービス	3,037,705
CREADITSサービス	426,009
顧客との契約から生じる収益	3,463,714
その他の収益	-
外部顧客への売上高	3,463,714

最近連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

種類	金額
マーケティングサービス	2,988,984
CREADITSサービス	1,974
顧客との契約から生じる収益	2,990,959
その他の収益	-
外部顧客への売上高	2,990,959

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「第5 経理の状況 注記事項 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 当連結会計年度末及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

最近連結会計年度の前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	金額
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	1,230,833
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	921,734
契約資産（期首残高）	-
契約資産（期末残高）	-
契約負債（期首残高）	95,946
契約負債（期末残高）	111,216

契約負債は顧客からの前受金及び長期前受収益に関連するものであり、収益の認識に伴って取り崩されます。また、当連結会計年度に認識した収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていたものは90,918千円であります。

最近連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	金額
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	921,734
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	813,484
契約資産（期首残高）	-
契約資産（期末残高）	-
契約負債（期首残高）	111,216
契約負債（期末残高）	80,748

契約負債は顧客からの前受金及び長期前受収益に関連するものであり、収益の認識に伴って取り崩されます。また、最近連結会計年度に認識した収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていたものは108,218千円であります。

(2)残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記については、実務上の便法を適用し、当社及び連結子会社の取引が、当初に予想される契約期間が1年以内であること、または履行義務の充足から生じる収益を「収益認識に関する会計基準の適用指針」第19項に従って認識していることから、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当社は、マーケティングAX支援を主な事業とする単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

最近連結会計年度の前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	マーケティング サービス	CREADITS サービス	合計
外部顧客への売上高	3,037,705	426,009	3,463,714

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：千円）

日本	米国	その他の地域	合計
2,961,684	275,792	226,238	3,463,714

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

（単位：千円）

日本	シンガポール	その他の地域	合計
28,481	12,021	-	40,503

最近連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	マーケティング サービス	CREADITS サービス	合計
外部顧客への売上高	2,988,984	1,974	2,990,959

2．地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：千円）

日本	その他の地域	合計
2,815,263	175,696	2,990,959

（注）売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

（単位：千円）

日本	シンガポール	その他の地域	合計
23,933	4,995	995	29,923

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社は、マーケティングAX支援を主な事業とする単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

最近連結会計年度の前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

最近連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

（ 1株当たり情報）

	最近連結会計年度の 前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	最近連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	168.00円	112.48円
1株当たり当期純損失()	36.33円	51.81円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	円

（注）1．潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

2．1株当たり当期純損失及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	最近連結会計年度の 前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	最近連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり当期純損失()		
親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	516,291	743,342
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失()(千円)	516,291	743,342
期中平均株式数(株)	14,213,039	14,346,471
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)		
(うち、新株予約権(株))	()	()
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	-	-	-
1年以内に返済予定の長期借入金	171,604	162,864	0.87	-
1年以内に返済予定のリース債務	8,026	7,308	-	-
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	439,013	276,149	1.00	2027年～2029年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	14,990	7,947	-	2027年～2030年
その他有利子負債	-	-	-	-
合計	633,634	454,269	-	-

- (注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。
 2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
 3. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	147,864	102,864	25,421	-
リース債務	1,797	1,918	2,047	2,184

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

最近連結会計年度における半期情報等

	最近連結会計年度の 中間連結会計期間	最近連結会計年度
売上高(千円)	1,499,738	2,990,959
税金等調整前中間(当期)純損失()(千円)	423,782	534,182
親会社株主に帰属する中間(当期)純損失()(千円)	438,820	743,342
1株当たり中間(当期)純損失()(円)	30.88	51.81

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	最近事業年度の前事業年度 (2024年12月31日)	最近事業年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,521,248	1,152,825
売掛金	1,644,680	1,702,751
電子記録債権	45,903	27,812
仕掛品	23,003	-
未収還付法人税等	95,095	-
前払費用	94,086	58,437
立替金	1,789,000	1,207,778
未収入金	1,929,800	1,126,609
未収消費税等	6,750	79,850
その他	23,221	8,504
貸倒引当金	3,178	4,862
流動資産合計	2,468,001	2,058,706
固定資産		
有形固定資産		
建物	10,362	10,863
工具、器具及び備品	8,176	4,871
リース資産	9,750	8,102
有形固定資産合計	28,289	23,837
無形固定資産		
ソフトウェア	212,303	209,347
顧客関連資産	12,000	1,000
その他	162	117
無形固定資産合計	224,466	210,464
投資その他の資産		
投資有価証券	478,446	188,389
関係会社株式	275,119	253,755
差入保証金	67,563	67,563
破産更生債権等	688	1,562
長期前払費用	2,305	-
その他	25,399	25,399
貸倒引当金	688	1,562
投資その他の資産合計	848,833	535,107
固定資産合計	1,101,589	769,410
資産合計	3,569,591	2,828,117

（単位：千円）

	最近事業年度の前事業年度 (2024年12月31日)	最近事業年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	1 258,121	1 269,136
1年内返済予定の長期借入金	2 168,736	2 159,996
未払金	1 127,502	1 96,581
未払費用	25,741	28,135
未払法人税等	-	12,833
リース債務	1,578	1,684
前受金	68,287	35,089
預り金	35,896	35,338
その他	7,790	4,484
流動負債合計	693,655	643,279
固定負債		
長期借入金	2 430,007	2 270,011
リース債務	9,632	7,947
繰延税金負債	120,372	39,581
長期前受収益	2,997	813
固定負債合計	563,009	318,354
負債合計	1,256,665	961,634
純資産の部		
株主資本		
資本金	886,930	1,044,620
資本剰余金		
資本準備金	858,930	1,016,620
資本剰余金合計	858,930	1,016,620
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	311,389	273,425
利益剰余金合計	311,389	273,425
自己株式	12,072	12,072
株主資本合計	2,045,177	1,775,742
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	266,694	89,686
評価・換算差額等合計	266,694	89,686
新株予約権	1,055	1,055
純資産合計	2,312,926	1,866,483
負債純資産合計	3,569,591	2,828,117

【損益計算書】

（単位：千円）

	最近事業年度の前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	最近事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	1 2,758,360	1 2,683,280
売上原価	1 881,375	1 924,345
売上総利益	1,876,985	1,758,934
販売費及び一般管理費	1, 2 1,761,172	1, 2 1,931,958
営業利益又は営業損失（ ）	115,812	173,024
営業外収益		
受取利息	1 162	1,805
受取配当金	1 11,658	480
為替差益	16,229	-
受取保険金	-	10,000
投資事業組合運用益	-	1,169
役員報酬返納額	-	5,350
受取補填金	-	13,881
債務消滅益	-	4,027
その他	4,557	1 1,883
営業外収益合計	32,607	38,597
営業外費用		
支払利息	5,559	6,936
株式交付費	-	12,270
投資事業組合運用損	11,801	4,100
為替差損	-	4,140
支払手数料	-	3,595
控除対象外消費税等	-	3,223
その他	3,994	2,025
営業外費用合計	21,355	36,293
経常利益又は経常損失（ ）	127,063	170,720
特別利益		
新株予約権戻入益	224	-
投資有価証券売却益	21,273	376,139
抱合せ株式消滅差益	8,646	-
特別利益合計	30,144	376,139
特別損失		
投資有価証券評価損	32,462	11,720
関係会社株式評価損	93,502	54,708
関係会社債権放棄損	3 392,480	-
特別調査費用	4 31,395	4 729,436
特別損失合計	549,840	795,864
税引前当期純損失（ ）	392,632	590,445
法人税、住民税及び事業税	2,452	2,290
過年度法人税等戻入額	-	5,273
法人税等調整額	40,351	2,647
法人税等合計	42,803	5,630
当期純損失（ ）	435,436	584,814

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	最近事業年度の前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		最近事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
媒体費	1	30,819	3.4	60,838	6.7
労務費		203,442	22.6	193,682	21.5
経費		667,872	74.0	647,315	71.8
計		902,133	100.0	901,836	100.0
期首仕掛品棚卸高		2,245		23,003	
合計		904,379		924,840	
期末仕掛品棚卸高		23,003		494	
当期売上原価		881,375		924,345	

原価計算の方法

当社の原価計算の方法は、個別原価計算による実際原価計算であります。

(注) 1 経費の主な内訳は、次のとおりであります。

項目	最近事業年度の前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	最近事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
外注費(千円)	308,572	349,689
業務委託費(千円)	198,352	160,230
システム運用管理費(千円)	99,399	97,991
地代家賃(千円)	23,272	22,896

【株主資本等変動計算書】

最近事業年度の前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	886,930	858,930	746,825	12,072	2,480,613
当期変動額					
当期純損失（ ）			435,436		435,436
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	-	-	435,436	-	435,436
当期末残高	886,930	858,930	311,389	12,072	2,045,177

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等		
当期首残高	86,653	86,653	1,279	2,568,546
当期変動額				
当期純損失（ ）				435,436
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	180,041	180,041	224	179,816
当期変動額合計	180,041	180,041	224	255,619
当期末残高	266,694	266,694	1,055	2,312,926

最近事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	886,930	858,930	311,389	12,072	2,045,177
当期変動額					
新株の発行	157,689	157,689			315,379
当期純損失（ ）			584,814		584,814
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					-
当期変動額合計	157,689	157,689	584,814	-	269,435
当期末残高	1,044,620	1,016,620	273,425	12,072	1,775,742

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等		
当期首残高	266,694	266,694	1,055	2,312,926
当期変動額				
新株の発行				315,379
当期純損失（ ）				584,814
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	177,008	177,008		177,008
当期変動額合計	177,008	177,008	-	446,443
当期末残高	89,686	89,686	1,055	1,866,483

【注記事項】

（重要な会計方針）

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価の方法

子会社株式及び関係会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5～15年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法を採用しております。

顧客関連資産

効果の及ぶ期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当履行義務を充足する時点（収益を認識する時点）は以下の通りです。

マーケティングサービス

顧客に対して、デジタル・ソーシャル等を活用したマーケティングSaaSの提供、マーケティング課題に対するソリューションの立案から実行までの支援を行っております。

マーケティングSaaSの提供に関しては、顧客との契約から生じる収益が契約期間にわたり履行義務が充足されると判断し、サービスの提供期間にわたって収益を認識しております。

マーケティング課題に対するソリューションの立案から実行までの支援に関しては、役務の提供を行い、顧客が検収を行った時点で収益を認識しております。

また、ソリューションの立案から実行までの支援においては、主として当社が提供するサービスに対する報酬として顧客から受領する対価から関連する原価を控除した純額、あるいは手数料として一定の報酬対価により計上していますが、本人としての性質が強いと判断される一部の取引に関しては、顧客から受領した対価と原価を総額で計上しております。

取引の対価は履行義務を充足してから主として1年以内に受領しております。また、契約条件に従い、履行義務の充足前に前受の形式により対価を受領する場合には契約負債を計上しております。なお、取引の対価に重大な金融要素は含んでおりません。

6. 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権・債務は、決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しております。また、外貨建その他有価証券は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部におけるその他有価証券評価差額金に含めております。

（重要な会計上の見積り）

1.市場価格のない投資有価証券の評価

(1)最近事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：千円）

	最近事業年度の 前事業年度	最近事業年度
関係会社株式	275,119	253,755
非上場株式等	195,376	171,429

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない株式等については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合に、相当額の減額処理を行っております。

当社では、関係会社も含む主要な投資先においては定期的な面談等を通じて直近の事業環境や事業の進捗状況、今後の計画等を把握しており、これらの情報に基づき実質価額の回復可能性や事業計画の妥当性を慎重に判断しております。

これらの見積りは、将来の不確実な経済状況の変動などによる影響を受けるため、投資先の事業が計画通りに進捗しない場合には、翌事業年度以降の財務諸表において、重要な影響を与える可能性があります。

2.繰延税金資産の回収可能性

(1)最近事業年度に計上した金額

（単位：千円）

	最近事業年度の 前事業年度	最近事業年度
繰延税金資産	-	-
繰延税金負債	120,372	39,581

(2)識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金負債の金額が繰延税金資産の金額を上回るため、貸借対照表には、繰延税金資産と繰延税金負債を相殺した金額を計上しております。

繰延税金負債と相殺する前の繰延税金資産は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額により見積もっております。

これらの見積りは、将来の不確実な経済状況の変動などによる影響を受けるため、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の財務諸表において、重要な影響を与える可能性があります。

（会計方針の変更）

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、これによる財務諸表への影響はありません。

（貸借対照表関係）

1 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	最近事業年度の前事業年度 (2024年12月31日)	最近事業年度 (2025年12月31日)
短期金銭債権	13,029千円	25,513千円
短期金銭債務	36,684千円	21,401千円

2 当座貸越契約

当社は、資金調達の安定性を確保しつつ、必要に応じた機動的な資金調達を行うため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

これらの契約に基づく最近事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	最近事業年度の前事業年度 (2024年12月31日)	最近事業年度 (2025年12月31日)
当座貸越極度額	700,000千円	300,000千円
借入実行残高	-	-
借入未実行残高	700,000	300,000

（損益計算書関係）

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	最近事業年度の前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	最近事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業取引による取引高		
売上高	11,503千円	2,200千円
売上原価、販売費及び一般管理費	219,112千円	182,088千円
営業取引以外の取引高	14,975千円	1,683千円

2 販売費に属する費用のおおよその割合は最近事業年度の前事業年度56.8%、最近事業年度47.5%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は最近事業年度の前事業年度43.2%、最近事業年度52.5%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	最近事業年度の前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	最近事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
広告宣伝費	67,864千円	23,362千円
給料手当	725,352	688,710
雑給	91,988	92,515
法定福利費	115,313	113,013
役員報酬	89,217	103,817
採用教育費	40,944	63,423
業務委託費	207,035	356,465
地代家賃	80,139	82,078
支払報酬	69,151	77,677
減価償却費	56,695	64,524
貸倒引当金繰入額	1,875	2,559

3 当社の連結子会社であるSuperFaction Pte. Ltd.の財政状況等を勘案し、1,844,570千円の貸付金等の債権放棄を行っております。前々事業年度において計上済の貸倒引当金等を除いた額である、392,480千円を「関係会社債権放棄損」として特別損失に計上しております。なお、当該債権放棄に係る損益は連結決算において消去されるため、連結財務諸表に与える影響はありません。

4 当社及び連結子会社における不適切な会計処理に関する事実関係の調査等を実施するために設置した、監査等委員である取締役並びに当社グループと利害関係を有さない弁護士や公認会計士で構成される調査委員会に係る調査費用及び関連する費用等を特別調査費用として計上しております。

（有価証券関係）

１．子会社及び関連会社株式

最近事業年度の前事業年度(2024年12月31日)

関係会社株式（貸借対照表計上額は子会社株式236,621千円、関連会社株式38,497千円）は、市場価格がないことから、記載していません。

最近事業年度(2025年12月31日)

関係会社株式（貸借対照表計上額は子会社株式215,258千円、関連会社株式38,497千円）は、市場価格がないことから、記載していません。

２．減損処理を行った有価証券

最近事業年度の前事業年度(2024年12月31日)

関連会社株式について93,502千円の減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、株式の実質価額の回収可能性を考慮して、必要と認められた額について減損処理を行っております。

最近事業年度(2025年12月31日)

関連会社株式について54,708千円の減損処理を行っております。なお、減損処理にあたっては、株式の実質価額の回収可能性を考慮して、必要と認められた額について減損処理を行っております。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	最近事業年度の 前事業年度 (2024年12月31日)	最近事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
減価償却超過額	6,786千円	1,603千円
貸倒引当金	1,183	1,962
資産除去債務	5,128	5,128
未払事業税	-	3,217
未払事業所税	831	1,068
投資有価証券評価損	67,473	53,523
投資事業有限責任組合運用損	8,365	9,262
株式報酬費用	3,928	6,510
子会社設立に伴う株式交換差益	49,833	49,833
関係会社株式評価損	-	16,751
繰越欠損金	551,336	715,028
その他	248	-
繰延税金資産小計	695,115	863,890
税務上の欠損金に係る評価性引当額	551,336	715,028
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	143,779	148,861
評価性引当額小計	695,115	863,890
繰延税金資産合計	-	-
繰延税金負債		
抱合せ株式消滅差益	2,647	-
その他有価証券評価差額金	117,725	39,581
繰延税金負債合計	120,372	39,581
繰延税金資産の純額（は負債）	120,372	39,581

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

最近事業年度の
前事業年度（2024年12月31日）

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

最近事業年度（2025年12月31日）

税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号）第80 - 26項の定めに従って注記を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項（重要な会計方針）5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに最近事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号）第80 - 26項の定めに従って注記を省略しております。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円) 2025年12月31日時点

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	54,939	2,794	-	2,292	57,733	46,870
	工具、器具及び備品	86,666	604	-	3,910	87,271	82,400
	リース資産	11,536	-	-	1,648	11,536	3,433
	計	153,142	3,398	-	7,850	156,541	132,703
無形固定資産	ソフトウェア	648,433	67,687	-	70,643	716,121	506,773
	顧客関連資産	19,000	-	9,000	2,000	10,000	9,000
	その他	965	-	-	45	965	848
	計	668,398	67,687	9,000	72,689	727,086	516,621

(注) 1. 当期首残高及び当期末残高については、取得価額により記載しております。

2. 当期中のソフトウェアの主な増加 SNS関連サービスに係るソフトウェア 67,687千円

【引当金明細表】

(単位：千円) 2025年12月31日時点

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金(流動)	3,178	4,862	3,178	4,862
貸倒引当金(固定)	688	1,562	688	1,562

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3か月以内
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日、毎年6月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	株式の売買の委託にかかる手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告をできないときは、日本経済新聞に掲載しております。 当社の公告掲載URLは次のとおりであります。 https://www.aainc.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 1. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

2. 2025年10月1日付で株主名簿管理人を次の通り変更いたしました。

株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

最近事業年度の開始日から本有価証券届出書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第20期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) 2025年6月13日関東財務局長に提出

事業年度 第21期(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日) 2026年3月30日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第20期(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日) 2025年6月13日関東財務局長に提出

事業年度 第21期(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日) 2026年3月30日関東財務局長に提出

(3) 半期報告書、半期報告書の確認書

第21期中(自 2025年1月1日 至 2025年6月30日) 2025年8月14日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2025年4月1日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2025年6月17日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。

2025年7月22日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。

2025年8月14日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号（経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象）に基づく臨時報告書であります。

2026年1月8日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2026年2月16日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4（監査公認会計士等の異動）に基づく臨時報告書であります。

2026年4月7日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

(5) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度 第16期(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日) 2025年6月13日関東財務局長に提出

事業年度 第17期(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日) 2025年6月13日関東財務局長に提出

事業年度 第18期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) 2025年6月13日関東財務局長に提出

事業年度 第19期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) 2025年6月13日関東財務局長に提出

事業年度 第21期(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日) 2026年4月21日関東財務局長に提出

(6) 内部統制報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度 第16期(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日) 2025年6月13日関東財務局長に提出

事業年度 第17期(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日) 2025年6月13日関東財務局長に提出

事業年度 第18期(自 2022年1月1日 至 2022年12月31日) 2025年6月13日関東財務局長に提出

事業年度 第19期(自 2023年1月1日 至 2023年12月31日) 2025年6月13日関東財務局長に提出

(7) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

第18期第2四半期(自 2022年4月1日 至 2022年6月30日) 2025年6月13日関東財務局長に提出

第18期第3四半期(自 2022年7月1日 至 2022年9月30日) 2025年6月13日関東財務局長に提出

第19期第1四半期(自 2023年1月1日 至 2023年3月31日) 2025年6月13日関東財務局長に提出
第19期第2四半期(自 2023年4月1日 至 2023年6月30日) 2025年6月13日関東財務局長に提出
第19期第3四半期(自 2023年7月1日 至 2023年9月30日) 2025年6月13日関東財務局長に提出
第20期第1四半期(自 2024年1月1日 至 2024年3月31日) 2025年6月13日関東財務局長に提出

(8) 半期報告書の訂正報告書

第20期中(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日) 2025年6月13日関東財務局長に提出

(9) 半期報告書の訂正報告書の確認書

第20期中(自 2024年1月1日 至 2024年6月30日) 2025年6月16日関東財務局長に提出

(10) 有価証券届出書及びその添付書類

第三者割当による新株式の発行に係る有価証券届出書 2025年11月14日関東財務局長に提出

第三部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年3月27日

アライドアーキテクツ株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 野村 尊博
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岩崎 亮一
業務執行社員

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアライドアーキテクツ株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライドアーキテクツ株式会社及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

アライドアーキテクツ株式会社における収益の実在性及び期間帰属の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結グループは、顧客に対して、マーケティングサービス及びCREDITITSサービスを行っており、主要会社であるアライドアーキテクツ株式会社の売上高2,683,280千円は当連結会計年度の売上高2,990,959千円の90%を占めている。</p> <p>注記事項「（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4．会計方針に関する事項(6)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、マーケティングSaaSの提供に関しては、顧客との契約から生じる収益が契約期間にわたり履行義務が充足されると判断し、サービスの提供期間にわたって収益を認識しており、マーケティング課題に対するソリューションの立案から実行までの支援に関しては、役務の提供を行い、顧客が検収を行った時点で収益を認識している。</p> <p>アライドアーキテクツ株式会社の収益の計上に当たっては、無形のサービスもしくは無形の成果物を提供するという性質を有し、顧客に提供される成果物は契約で定められた業務の内容により異なるとの理由から、実在性及び期間帰属の適切性の観点において重要な虚偽表示が発生するリスクが想定される。</p> <p>したがって、当監査法人は、アライドアーキテクツ株式会社の収益の実在性及び期間帰属の適切性について、特別な検討を必要とするリスクを識別し、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、収益に関する実在性及び期間帰属の適切性を検討するため、以下の手順を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収益の計上プロセスに関連する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。 ・当連結会計年度に計上された収益に係る期末時点の債権のうち、回収期限が経過している収益について、契約書または発注書、請求書、契約で定められた顧客との合意に基づく成果物もしくは顧客とのやり取りの記録及び関連する管理資料を閲覧し、取引が実在すること及び適切な期間に計上されていることを確認した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、アライドアーキテクツ株式会社の2025年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、アライドアーキテクツ株式会社が2025年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

< 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月27日

アライドアーキテクツ株式会社
取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 野村 尊博
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 岩崎 亮一
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているアライドアーキテクツ株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライドアーキテクツ株式会社の2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

アライドアーキテック株式会社における収益の実在性及び期間帰属の適切性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>アライドアーキテック株式会社（以下「会社」という。）は、顧客に対して、マーケティングサービスを行っており、売上高2,683,280千円を計上している。</p> <p>注記事項「（重要な会計方針）5．収益及び費用の計上基準」に記載のとおり、マーケティングSaaSの提供に関しては、顧客との契約から生じる収益が契約期間にわたり履行義務が充足されると判断し、サービスの提供期間にわたって収益を認識しており、マーケティング課題に対するソリューションの立案から実行までの支援に関しては、役務の提供を行い、顧客が検収を行った時点で収益を認識している。</p> <p>会社の収益の計上に当たっては、無形のサービスもしくは無形の成果物を提供するという性質を有し、顧客に提供される成果物は契約で定められた業務の内容により異なるとの理由から、実在性及び期間帰属の適切性の観点において重要な虚偽表示が発生するリスクが想定される。</p> <p>したがって、当監査法人は、会社の収益の実在性及び期間帰属の適切性について、特別な検討を必要とするリスクを識別し、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、収益に関する実在性及び期間帰属の適切性を検討するため、以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収益の計上プロセスに関連する内部統制の整備状況及び運用状況の有効性を評価した。 ・当事業年度に計上された収益に係る期末時点の債権のうち、回収期限が経過している収益について、契約書または発注書、請求書、契約で定められた顧客との合意に基づく成果物もしくは顧客とのやり取りの記録及び関連する管理資料を閲覧し、取引が実在すること及び適切な期間に計上されていることを確認した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。